

昭和四十六年厚生省令第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に基づき、及び同法を実施するため、清掃法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（令第一条の環境省令で定める基準等）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第一条第一号の二の環境省令で定める廃棄物は、水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となつたものから回収したものとす

2 令第一条第一号の三の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。

3 令別表第一の一の項の環境省令で定めるごみ処理施設は、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設とする。

4 令第一条第三号の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。

5 令第一条第五号及び第七号並びに別表第一の三の項の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の含有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。

6 前項の基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

7 令別表第一の四の項の環境省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 助産所

二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設

三 国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）

四 大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）

五 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う

研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限り、前二号に該当するものを除く。）

（令第一条の四の環境省令で定める基準等）

第一条の二 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。

一 タールピッチ類

二 廃油（前号に掲げるものを除く。）のうち、揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの

2 令第二条の四第二号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。

3 令第二条の四第三号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が十二・五以上であることとする。

4 令第二条の四第五号のポリ塩化ビフェニル処理物に係る環境省令で定める基準は、当該ポリ塩化ビフェニル処理物が、廃油の場合に当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合に当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとする。

5 令第二条の四第五号の環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

二 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀

6 令第二条の四第五号の二の規定による環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴つて生じた残さであることとする。

7 令第二条の四第五号ホの指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に

含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の二の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

8 令第二条の四第五号への鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該鉱さいに含まれる判定基準省令別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二二の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号への鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二二の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号への鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項及び二二の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号への鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項及び二二の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

9 令第二条の四第五号の二の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 建築物その他の工作物（次号において「建築物等」という。）に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

二 建築物等に用いられる材料であつて石綿を含むものうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

イ 石綿保温材

ロ けいそう土保温材

ハ パーライト保温材

二 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散す

るおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

三 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの

四 令別表第三の一の項に掲げる施設において生じた石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの（輸入されたものを除く。）

五 前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。）

六 石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）

七 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）

10 令第二条の四第五号のばいじんに係る環境省令で定める基準は、当該ばいじんに含まれる判定基準省令別表第五の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号のばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号のばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の一の項、三の項、五の項、六の項、二二の項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

11 令第二条の四第五号のばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定める基準は、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の一の項、三の項、五の項、六の項、二二の項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合

に含まれる判定基準省令別表第六の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

令第二条の四第五号の二の規定による環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に

含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の二の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号への鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項及び二二の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

八 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

九 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの

十 令別表第三の一の項に掲げる施設において生じた石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの（輸入されたものを除く。）

は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の二の項、三の項、五の項、六の項、二、三の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項、二、三の項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

12 令第二条の四第五号又の廃油を処分するため処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合は廃溶剤（別表第一の九の項から一八の項まで、二、二の項及び二四の項の第一欄に掲げるものに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第二の九の項から一八の項まで、二、二の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごととそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項から一八の項まで、二、二の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごととそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

13 令第二条の四第五号ルの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごととそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごととそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ルのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごととそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第六号の環境省令で定める焼却施設は、前条第三項に規定する施設とする。

14 令第二条の四第六号の環境省令で定める焼却施設は、前条第三項に規定する施設とする。

15 令第二条の四第六号の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。

16 令第二条の四第七号、第八号、第十号及び第十一号の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類の含有量がグラムにつき三ナノグラム以下であることとする。

17 第二項から第四項まで、第七項、第八項、第十項から第十三項まで及び前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（都道府県廃棄物処理計画）

第一条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第五号の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。

イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標

ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置

ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。

イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項

ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。

イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策

ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項

五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。

イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項

ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

（船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第一条の三の二 令第三条第一号二の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船舶の両側（船舶のない船舶にあつては、両げら）に鮮明に表示することにより行うものとする。

一 市町村 市町村の名称

二 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 市町村の名称

三 一般廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により一般廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。次項において同じ。） 法第七条第一項の許可を受けた市町村の名称及び許可番号

2 令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 市町村 当該市町村が行う一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶であることを証する書面

二 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 当該委託を受けたことを証する書面

三 一般廃棄物収集運搬業者 法第七条第一項の許可を受けたことを証する書面

（石綿含有一般廃棄物）

第一条の三の三 令第三条第一号ホの規定による環境省令で定める一般廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものとする。

（一般廃棄物の積替えに係る基準）

第一条の四 令第三条第一号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

（一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板）

第一条の五 令第三条第一号リ（一）（ロ）の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）

二 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

（一般廃棄物の保管の高さ）

第一条の六 令第三条第一号リ（二）（ロ）の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ

イ 当該部分の最上端

ロ 当該部分の最下端

（石綿含有一般廃棄物の保管の高さ）

イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（一）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（一）又は（二）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

- (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
- (2) 前号に規定する高さ

ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（一）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（一）又は（二）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

- (1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- (2) 前号に規定する高さ

三 使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第二条第三項に規定する解体自動車であつて、同法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第十六条第四項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。）に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済自動車等」という。）を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ

イ 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。ロにおいて同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離三メートル以内の部分 当該三メートル以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離三メートルまでの高さ

ロ 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離三メートルを超える部分 当該三メートルを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離四・五メートルまでの高さ

四 使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ

第一節の七 令第三条第二号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

（二）一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造は、次のとおりとする。

第一条の七の二 令第三条第二号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
- イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限り、ハについて同じ。）
- ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ニ 処理に伴つて生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ホ 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させる）ことを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴つて生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の四パーセント以上であり、かつ、処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の二十五パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。
- 二 前号以外の場合にあつては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

（令第三条第三号ロの環境省令で定める設備）

第一条の七の三 令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分場所（以下「一から第十二条の三十五まで、第十二条の三

十七及び第十二条の四十において「埋立地」という。）（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この条及び次条第一号イ及びロにおいて同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、一般廃棄物の投入のための開口部及び次号に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。以下同じ。）

- 二 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）
- 三 保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備
- 四 地表面が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備

（令第三条第三号ロの環境省令で定める措置）

第一条の七の四 令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。
- イ 埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に前条第一号に掲げる遮水工と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合 同号に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）
- ロ 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を

（二）一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造は、次のとおりとする。

第一条の七の二 令第三条第二号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。
- イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限り、ハについて同じ。）
- ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ニ 処理に伴つて生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ホ 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させる）ことを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴つて生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の四パーセント以上であり、かつ、処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の二十五パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。
- 二 前号以外の場合にあつては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

（令第三条第三号ロの環境省令で定める設備）

第一条の七の三 令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分場所（以下「一から第十二条の三十五まで、第十二条の三

除く。)において一般廃棄物を埋め立てる場合 前条第二号に掲げる保有水等集排水設備

ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた前条第三号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備

ニ 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 前条第三号に掲げる浸出液処理設備

二 放流水及び周縁の地下水(埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限るものとし、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、埋立地からの浸出液による埋立地の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができるところから採取された当該水域の水又は当該地下水とする。以下同じ。)の水質の維持を、次のとおり行うこと。

イ 放流水の水質を最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。

ロ 周縁の地下水の水質について最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染(その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

三 その他必要な措置 (令第三条第三号ロただし書の環境省令で定める場合)

第一条の七の五 令第三条第三号ロただし書の規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合とする。

(水銀処理物の埋立処分に係る判定基準)

第一条の七の五の二 令第三条第三号又(2)の環境省令で定める基準は、水銀処理物に含まれる別表第二の二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

2 前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(基準適合水銀処理物の埋立処分に關する所要の措置)

第一条の七の五の三 令第三条第三号又(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 埋立処分は令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場(令第三条第三号又(3)に規定する水銀処理物(以下「基準適合水銀処理物」という。)の埋立処分の用に供されるものに限る。)のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合水銀処理物が分散しないように行うこと。

二 埋め立てる基準適合水銀処理物がその他の廃棄物(第一条の九第三号に掲げる場合に該当するため同号に掲げる廃水銀と区分されない廃水銀等を処分するため処理したものであつて第八条の六第四号に規定する基準適合水銀等処理物であるものを除く。以下この号において同じ。)と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。

三 埋め立てる基準適合水銀処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。

四 埋め立てる基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。(受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準)

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。

二 受託者が受託業務を委託する者(次号及び第五号において「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に關し相当の経験を有すること。

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。

三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。

四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(一般廃棄物の処分又は再生の状況の確認)

第一条の八 令第四条第九号ロの規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。(特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合)

第一条の九 令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物である特定施設排出物(ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は同令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥をいう。以下この号において同じ。)と特定施設排出物(特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物であるものを除く。)とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融設備を用いて溶融し、又は

焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

二 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

三 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に係る文書の記載事項)

第一条の十 令第四条の二第一号二の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類

二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器的構造)

第一条の十一 令第一条第一号に掲げる廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。

二 収納しやすきこと。

三 損傷しにくいこと。

(令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器的構造)

第一条の十一の二 令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。

(特別管理一般廃棄物の積替えの場所に係る表示事項)

第一条の十二 令第四条の二第一号ト(1)の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物の積替えの場所であること。

二 積み替える特別管理一般廃棄物の種類

三 積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(特別管理一般廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第一条の十三 令第四条の第二号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、第一条の九各号に掲げる場合とする。

(特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置)

第一条の十四 令第四条の第二号ト(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 令第一条第一号に掲げる廃棄物にあつては、当該廃棄物の腐食の防止のために必要な措置

二 令第一条第一号の二に掲げる廃棄物にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置

三 特別管理一般廃棄物であるばいじんにあつては、当該ばいじんの固化の防止のために必要な措置

四 感染性一般廃棄物にあつては、冷蔵すること等当該感染性一般廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

(特別管理一般廃棄物の積替えに係る基準)

第一条の十五 令第四条の第二号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

二 搬入された特別管理一般廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

三 搬入された特別管理一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(特別管理一般廃棄物の処理の受託者が講ずべき措置)

第一条の十六 令第四条の第三号の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 引き続き特別管理一般廃棄物の飛散、流出又は地下浸透の防止のための措置

二 飛散又は流出した特別管理一般廃棄物の除去のための措置

三 その他人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための応急の措置

第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者

二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第十条の二十第一項に掲げる者(同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。)

三 法第九条の八第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

四 法第九条の九第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

五 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

六 法第九条の十一第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第十六号)第二十一条第二項に規定する者(同法第二十条第二項第一号に規定する認定計画に従つて行う再生利用事業(同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業をいう。)に利用する食品循環資源(同法第二条第三項に規定する食品循環資源をいい、一般廃棄物に該当するものに限る。)の運搬を行う場合に限る。)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者

二 第二条の三各号に掲げる者

三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第十条の二十第一項に掲げる者(同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。)

四 法第九条の八第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

五 法第九条の九第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

六 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第一条の十九 令第四条の四第二号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(法第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理に関する事業者の協力)

第一条の二十 法第六条の三第二項の規定により市町村長は、同条第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造加工、販売等を行う事業者に対し、文書により、当該一般廃棄物の処理その他環境大臣の定める協力を求めることとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認められた一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。)を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域収集運搬一般廃棄物のみを収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

五 国(一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。)

六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者(自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。)

七 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等(以下この号において「委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物(同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。))の再商品化(同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。))に必要な行為(同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。))を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う場合に限る。))

イ 運輸事業者(資本金の額が三億円を超える会社に限る。)が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画(再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が散放しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第五項第四号イからルまでのいづれにも該当しないこと。

チ 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定

する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分があつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第八条の三十八の二第二号ロ、第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号並びに第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

八 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。）に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の収集又は運搬について、法第十四条第一項の許可を受けていること。

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二种貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 廃牛脊柱（牛の脊柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。）第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。

十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない）と環境大臣が認めた場合においては、適用す

ることが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第二条の三十号において同じ。）に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が散逸しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)

第二条の二の二 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一

五 国（一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）

六 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。

ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の日当たりの処理能力が五トン以上であり、かつ、当該施設について、法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていること。

ハ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊柱の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。）

九 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第二条第十三号イからニまでのいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項

の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に
限る。）

十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（一般廃棄物処分量の許可の基準）

第二条の四 法第七条第十項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行うところの一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。

二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人

ロ 役員及び政令で定める使用人

ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人

三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

2 法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に行うものとする。

（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の七 法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者については、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第七条第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者）にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日（法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の八 法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2 法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた

収集又は運搬	処分
1 収集又は運搬年月日	1 受入れ又は処分年月日
2 収集区域又は受入先	2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	3 処分した場合に、処分方法ごとの処分量

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。

3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

第三條 法第八條第二項の申請書(以下この条において「申請書」という。)に同項第六号の一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設の位置
- 二 一般廃棄物処理施設の処理方式
- 三 一般廃棄物処理施設の構造及び設備
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
- 五 設計計算上達成することができる排ガスの大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第六條第二項に規定するばい煙量(以下「ばい煙量」という。)及び同項に規定するばい煙濃度(以下「ばい煙濃度」という。)並びにダイオキシン類の濃度(以下「排ガスの性状」という。)、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- 六 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項

- 2 申請書に法第八條第二項第七号の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - 三 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- 3 申請書に法第八條第二項第八号の災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - 一 一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - 二 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - 三 火災の発生の防止に関する事項
 - 四 その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項

- 4 法第八條第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 ごみ処理施設にあつては、処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法
- 二 尿処理施設にあつては、汚泥等の処分方法
- 三 最終処分場にあつては、埋立処分計画
- 四 当該一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 六 申請者が法第七條第五項第四号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員、氏名及び住所。第五條の十一第一項第六号、第六條第一項第七号、第六條の二十四の八第三項第七号、第九條の二第一項第七号、第十一條第五項第六号、第十二條の十一の十二第一項第六号及び第十二條の十二第一項第七号において同じ。)
- 七 申請者が法人である場合には、役員、氏名及び住所
- 八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する者の氏名又は名称、住所及び当該株主の所有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 九 申請者に令第四條の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 十 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - 三 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
 - 四 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 五 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 六 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並び

- 11 申請者が法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 12 申請者が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員、住民票の写し。第五條の十一第二項第八号、第六條第二項第六号において同じ。)
- 13 申請者が法人である場合には、役員、住民票の写し
- 14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があつたときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- 15 申請者に令第四條の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

- 6 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四條第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。))を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

- 7 都道府県知事は、申請者が法第八條第一項の許可又は第九條第一項の変更の許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項(第五條の三第三項、第五條の十一第三項、第五條の十二第三項及び第六條第三項において準用する場合を含む。))の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、第五

- 項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。
- (生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

- 第三條の二 法第八條第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 設置しようとする一般廃棄物処理施設の種別及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案し、当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下この条において「一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)
 - 二 一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - 三 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
 - 四 当該一般廃棄物処理施設を設置することにより予測される一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
 - 五 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
 - 六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由
 - 七 その他当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に参考となる事項

- 第三條の三 法第八條第三項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、法第八條第二項の申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲

げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

二 一般廃棄物の最終処分場にあつては、法第八条第二項の申請書に記載した同項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

(一) 一般廃棄物処理施設の技術上の基準

第四条 法第八条の二第一項第一号(法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二 削除
ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

五 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。

六 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次の要件を備えていること。

イ 法第九条の二の四第一項の規定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五及び第五条の五の七まで、第五条の五の五から第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

- (1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。

(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(一)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限り。)が設けられていること。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(二)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができ、排ガスを処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。

ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶解設備を用いて溶解し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

- (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

(2) ばいじん又は焼却灰の溶解を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。

(イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができ、ものであること。

(ロ) 溶解に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができ、排ガスを処理設備等が設けられていること。

(3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。

(イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成することができ、ものであること。

(ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができ、排ガスを処理設備等が設けられていること。

(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができ、混練装置が設けられていること。

ヌ 固形燃料(廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。)を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。

ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。

(2) 固形燃料が酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(力に掛ける場合を除く)にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ク)にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いず保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。

(2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

(3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。

キ 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために

- (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために

必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

八 ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）については、次の要件を備えていること。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号から力までの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

(イ) ガス化設備内をこみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(イ) こみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(4)のただし書の場合にあつては、除

去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。電気炉等を用いた焼却施設にあつては前号へ及びりから力までの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。

(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。

(4) 集じん器に流入するガスの温度（(5)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第七号りの規定の例による。

十 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。

十一 破碎施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれないことを連続的に監視するために必要な装置が講じられていること。

ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他の必要な装置が講じられていること。

十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 運搬によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。

ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。

ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。

十三 選別施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。

ロ 選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

(1) 投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な装置が講じられていること。

(2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他の必要な装置が講じられていること。

ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。

ハ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。

(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。

(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。

ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができるとする排ガス処理設備が設けられていること。

ヘ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあつては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。

ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。

チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。

(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。

(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

又 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルから力までの規定の例によること。

この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。

十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

2 法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えた受入設備が設けられていること。
イ 受入口は、し尿の受入れに際し、し尿が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

ロ 受け入れたし尿中の異物等を除去できる受入槽、スクリーン等が設けられていること。
二 次の要件を備えた貯留設備が設けられていること。

イ 消化槽等へのし尿の供給に必要な容量のものであること。
ロ 貯留槽内のし尿量を監視できる装置が設けられていること。

ハ スカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。
ニ 貯留する浄化槽に係る汚泥のし尿に対する比率が著しく変動するおそれがある場合にあつては、当該比率の変動に対応できるものであること。

三 嫌気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。
イ し尿の嫌気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 嫌気性消化を促進することができるかくな装置及びスカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。
ハ 発生ガスの脱硫装置並びに脱硫後のガスの貯留タンク及び燃焼装置が設けられていること。

四 好気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。
イ し尿の好気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。
ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。

ハ 好気性消化槽内のし尿のかくはん及び好気性消化に必要な空気を供給することができるばつ気装置が設けられていること。

五 湿式酸化処理設備は、次の要件を備えていること。
イ し尿の湿式酸化処理を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。
ハ 昇圧ポンプは、し尿を反応塔内に圧入するのに必要な加圧ができるものであること。

ニ 空気圧縮機又は熱交換器は、し尿の湿式酸化に必要な空気を供給できるものであること。
六 活性汚泥法処理設備は、次の要件を備えていること。

イ 脱離液、希釈水及び返送汚泥を混合する調整槽が設けられていること。
ロ ばつ気槽は、流入汚水量に応じた十分な容量のものであること。

ハ ばつ気槽内の汚水のかくはん及びばつ気に必要な空気の供給ができるばつ気装置が設けられていること。
ニ ばつ気槽からの流入汚水量に応じた十分な容量の沈殿槽が設けられていること。

ホ 汚泥返送装置は、ばつ気槽の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。
七 生物学的脱窒素処理設備は、次の要件を備えていること。

イ し尿の脱窒素及び硝化を行うことができる十分な容量のものであること。
ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。

ハ 脱窒素槽内のし尿のかくはんができる装置が設けられていること。
ニ 硝化槽内のし尿のかくはん及び硝化に必要な量の空気の供給を行うことができるばつ気装置が設けられていること。

ホ 汚泥返送装置は、脱窒素槽及び硝化槽内の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。
ヘ 流入汚水量に対応して固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。
八 浄化槽に係る汚泥を専用に処理する設備は、固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。

九 放流水の消毒設備が設けられていること。
十 放流水の生物学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようすることができるものであること。

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)
第四条の二 法第八条の二第一項第二号(法第九条第二項)において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(一般廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)
第四条の二の二 法第八条の二第一項第三号(法第九条第二項、第九条の五第二項(法第十五条の四)において読み替えて準用する場合を含む。)

及び第九条の六第二項(法第十五条の四)において読み替えて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
(生活環境の保全に関する専門的知識)
第四条の三 法第八条の二第三項(法第九条第二項)において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)
第四条の四 法第八条の二第五項(法第九条第二項)において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 設置場所
三 許可の年月日及び許可番号

四 竣工の年月日
五 使用開始予定年月日
2 前項の申請書には、竣工後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。

(定期検査の申請)
第四条の四の二 法第八条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
三 一般廃棄物処理施設の種類
四 許可の年月日及び許可番号

(定期検査の期間)
第四条の四の三 法第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第八条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第八条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。
(定期検査結果の通知)
第四条の四の四 都道府県知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行ったときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)
第四条の五 法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。
イ ピット・クレール方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の規定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環

境を有するものとする。

境を有するものとする。

境を有するものとする。

境を有するものとする。

境を有するものとする。

境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。

ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。

ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。

ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができるときは、この限りでない。

リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシンの発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。

ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

キ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ク 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ケ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。

コ ばいじん又は焼却灰の溶解を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

ク ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ケ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

コ 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。

カ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする。

(1) 固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。

(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。

ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ（一）又は（二）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。

ウ 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による。

キ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（一）又は（二）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。

ク 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

コ 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。

(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。

(2) 保管設備内を常時換気すること。

(3) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。

ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする。

(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。

(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。

(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ヤ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあつては、次のとおりとする。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

マ 第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ（三）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。

(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ケ 第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。

(2) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。

(5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(6) (5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。
 - (2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。
 - (3) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。
 - (4) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
 - (6) 除去設備に流入する改質ガスの温度(5)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。
 - (8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が $0 \cdot 1 \text{ ng/m}^3$ 以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によつて得られたガスの改質を行うこと。
 - (9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。
 - (2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
 - (3) 集じん器内に流入するガスの温度(6)のただし書の場合にあつては、集

- じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (4) 排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。
 - (5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- 四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、タ及びネの規定の例による。
- 五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気を調節すること。
 - 六 破碎施設にあつては、次のとおりとする。
 - イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
 - ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。
 - イ ごみの運搬によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 管路の破損を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ハ 選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - イ 受入設備にあつては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。

- ロ 破碎設備にあつては、次のとおりとする。
- (1) 投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
 - (2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ハ 廃棄物の選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ニ 乾燥設備にあつては、次のとおりとする。
- (1) 乾燥室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。
 - (2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視すること。
 - (4) 乾燥室内に廃棄物が滞留する場合には、乾燥設備を管理する上で適切なものとなつて、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。
 - (5) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。
 - (6) (2)の規定により測定した温度及び(3)の規定により監視した乾燥状態が乾燥設備を管理する上で適切なものとなつて、火災の発生を防止すること。
- ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が $0 \cdot 1 \text{ ng/m}^3$ 以下となるよう廃棄物の乾燥を行うこと。
- ヘ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- ト 薬剤添加設備にあつては、投入した廃棄物と薬剤とを均一に混合すること。
- チ 成形設備にあつては、次のとおりとする。
- (1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

- (2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
 - (3) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。
 - (4) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。
 - (5) (4)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつて、火災の発生を防止すること。
- リ 冷却設備にあつては、次のとおりとする。
- (1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。
 - (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。
 - (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。
 - (4) 冷却設備内で固形燃料が滞留する場合には、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつて、火災の発生を防止すること。
- ヌ 固形燃料を保管する場合にあつては、第二号ラからケまでの規定の例によること。
- この場合において、第四条第一項第七号ワ及び力中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。
- ル 製造した固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料化施設から搬出しようとする場合は、当該固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。
- 十 ごみの飛散及び悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわれないように必要な措置を講ずること。

十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。

十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。

十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。

十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

2 法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 受入設備又は貯留設備において生じた汚泥等は、当該設備の正常な機能が阻害されないように速やかに除去すること。

二 嫌気性消化処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。

イ 消化槽へのし尿の投入は、当該消化槽の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ一定の間隔で行うこと。

ロ 加温式の消化槽にあつては、消化槽の内部を設計時に定められた温度に保つこと。

ハ 消化槽内のかくはん及びスカムの破碎は、消化状況を勘案して行うこと。

ニ 脱離液の引出しは、かくはんを停止した後二時間以上静置してから行うこと。

ホ 消化槽からの汚泥の引出しは、槽内の汚泥量を適正に保持するように行うこと。

ヘ 発生ガスは、脱硫を行った後、加温用の燃料等として使用し、又は燃焼させること。

三 好気性消化処理設備にあつては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、投入し尿量及び性状に応じた空気量を保持すること。

四 湿式酸化処理設備にあつては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、設計時に定められた温度、圧力及び空気量を保持すること。

五 沈殿槽からの汚泥の引出しは、一定の間隔で行うこと。

六 活性汚泥法処理設備にあつては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、脱離

液、希釈水及び返送汚泥の量を適度に調節し、かつ、ばつ気槽内の溶存酸素量を適正に保つこと。

七 生物学的脱窒素処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。

イ 脱窒素槽へのし尿の投入は、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ連続的に行うこと。

ロ 硝化槽にあつては、投入し尿量に対して設計時に定められた空気量を保持すること。

八 し尿の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

九 蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。

十 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

十一 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。

十二 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査及び水質検査を行うこと。

十三 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。

十四 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ（ウ）においてその例によるものとされた場合を含む。）、ノ、ク（二）、ヤ（一）、マ（四）及びケ（五）の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行った位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日

ニ 前条第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

ホ 前条第一項第二号マ（一）及びケ（二）の規定による保管設備内の清掃を行った年月日

ニ 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第一項第三号イ（四）及び（六）の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行った位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

(1) 当該測定の結果の得られた年月日

(2) 当該測定の結果

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第一項第三号ロ（四）の規定によるばいじんの除去を行った年月日

ニ 前条第一項第三号ロ（五）の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場（令第三条第三号ヌ（二）に掲げる水銀処理物（以下「基準不適合水銀処理物」という。）の埋立処分用に供されるものを除く。） 次に掲げる事項

イ 埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類（当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府・厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所

- (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果
 - ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
 - ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあるとき認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
 - リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

- (2) 当該水質検査に係る地下水等を採用した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果
 - ハ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
 - ニ 最終処分基準省令第一条の二第二項第三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあるとき認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ホ 最終処分基準省令第一条の二第二項第五号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあるとき認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

- 三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - 四 前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- (記録の閲覧)
- 第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次に行うものとする。
- 一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。
 - イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項 翌月の末日
 - ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ロ及びニ並びに第五号ロ及びニに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ハ 次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
 - 三 閲覧の求めがあつた場合に於ては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
- (記録する事項)
- 第四条の七 法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。) 次に掲げる事項
 - イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

- ロ 第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ(ウ)においてその例によるものとされた場合を含む。)ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ホ 第四条の五第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行った年月日
 - ニ 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。) 次に掲げる事項
 - イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第四条の五第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 第四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係るガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係るガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - 三 令第五条の二に規定する焼却施設(電気炉等を用いた焼却施設に限る。) 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 ロ 第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行った位置
 (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 (3) 当該測定の結果

ハ 第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 ニ 第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日
 (4) 当該測定の結果

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用に供されるものを除く。)次に掲げる事項
 イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類(当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所

(2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
 (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 (4) 当該水質検査の結果

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 (1) 当該措置を講じた年月日
 (2) 当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
 (1) 当該測定を行った年月日及びその結果
 (2) 当該測定の結果

五 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用に供されるものに限り。)次に掲げる事項
 イ 埋め立てた水銀処理物の各月ごとの数量
 ロ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該水質検査に係る地下水等を採取した場所

(2) 当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日
 (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 (4) 当該水質検査の結果

ハ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 (1) 当該措置を講じた年月日
 (2) 当該措置の内容

ニ 最終処分基準省令第一条の二第二項第三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ホ 最終処分基準省令第一条の二第二項第五号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 (2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた一般廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

第四條の八 法第八條の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用に供されるものを除く。)であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 国又は地方公共団体(港務局を含む。)が設置する一般廃棄物の最終処分場
 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第九十七号)第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定

する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

(維持管理積立金の算定基準)
 第四條の九 法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$A \parallel C \times (1 - L) - T$
 (この式において、A、C、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
 s 当該年度の四月から九月(八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月)ま

する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

(維持管理積立金の算定基準)
 第四條の九 法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$A \parallel C \times (1 - L) - T$
 (この式において、A、C、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 I 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月(当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場(法第八條の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。))にあつては、当該埋立処分を終了する月)までの月数
 L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
 T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額)

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$A \parallel C \times (H + s \times a) / N - T$
 (この式において、A、C、H、s、a、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
 s 当該年度の四月から九月(八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月)ま

する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

(維持管理積立金の算定基準)
 第四條の九 法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$A \parallel C \times (H + s \times a) / N - T$
 (この式において、A、C、H、s、a、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
 s 当該年度の四月から九月(八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月)ま

する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

(維持管理積立金の算定基準)
 第四條の九 法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$A \parallel C \times (H + s \times a) / N - T$
 (この式において、A、C、H、s、a、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
 C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
 s 当該年度の四月から九月(八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月)ま

でに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

前年度における当該特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数

当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立容量

当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者)をいう。以下同じ。は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。

第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理積立金に係る通知)

第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならぬ維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

都道府県知事は、法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という)に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 特定一般廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定一般廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三 特定一般廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

特定一般廃棄物最終処分場の設置の場所(埋立地)をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第二項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要

前項の通知に係る維持管理積立金の積立及び取戻しの状況を、翌年度の六月三十日までに、都道府県知事に対し通知しなければならない。

維持管理積立金の積立期限

第四条の十一 法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日までに、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

機構は、維持管理積立金を積み立てるべき特定一般廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金を前項の積立期限までに積み立てなかったときは、速やかに、都道府県知事に対し、その旨を通知しなければならない。

(維持管理積立金の利息)

第四条の十二 法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

法第八条の五第五項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さない。

(維持管理積立金の取戻し)

第四条の十三 法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第九条第五項又は第九条の二の第三第二項の規定により廃止の確認を受けた場合

二 当該年度の維持管理積立金について第四条の九第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となった場合

三 特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定一般廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

前項第一号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額(廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額)とする。

第一項第二号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第四条の九第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第四条の九第五項の規定を準用する。

特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分を終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額(当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額)に限り取り戻すことができる。

(取戻しの申請)

第四条の十五 法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定一般廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三 法第九条第四項の規定に基づく届出を行った場合には、当該届出を行った年月日

四 特定一般廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量

五 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎

六 申請の理由

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面

二 第四条の十三第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、

経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定一般廃棄物最終処分場の設置者であった者又はその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。)であることを証する書面

(地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等)

第四条の十六 都道府県知事は、法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項の規定による届出があつたときは、法第八条の五第七項の規定により維持管理積立金を積み立てたものとみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知しなければならない。

特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

(報告)

第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)について法第八条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定一般廃棄物最終処分場の許可の年月日、許可番号及び設置の場所

三 特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

四 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハの規定により測定した特定一般廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日

五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された一般廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された一般廃棄物の数量

六 特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分
の終了後に行う維持管理の内容
七 前号の維持管理に必要な費用の額及びその
算定の基礎の概要
(精密機能検査)

第五条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者
は、これらの施設の機能を保全するため、定期
的に、その機能状況、耐用の度合等について精
密な検査を行うようにしなければならない。
(許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な
変更)

第五条の二 法第九条第一項ただし書の環境省令
で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも
該当しない変更とする。
一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能
力(当該処理能力について法第九条第一項の
許可を受けたときは、当該許可に係る変更後
のもの。以下この号において同じ。)に係る
変更であつて、当該変更によつて当該処理能
力が十パーセント以上増大するに至るもの
二 第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事
項に係る変更

三 第三条第一項第三号に掲げる事項に係る変
更であつて、次のイからホまでに掲げる一般
廃棄物処理施設の種類に応じ、当該イからホ
までに掲げる設備に係るもの又は当該変更
に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生
活環境への負荷を増大させることとなるもの
イ 焼却施設 燃焼室
ロ 高速堆肥化処理施設 発酵槽
ハ 破砕施設 破砕機
ニ し尿処理施設 嫌気性消化処理設備、好
気性消化処理設備、湿式酸化処理設備、活
性汚泥法処理設備又は生物化学的脱窒素処
理設備
ホ 最終処分場 遮水層又は擁壁若しくはえ
ん堤

四 第三条第一項第四号に掲げる事項に係る変
更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増
大に係る変更に限る。)
五 第三条第二項各号に掲げる事項に係る変更
(同項第一号に掲げる数値の変更であつて、
当該変更によつて周辺地域の生活環境に対す
る影響が軽減されることとなるもの又は同項
第二号に掲げる測定頻度の変更であつて、当
該変更によつて頻度が高くなるもののみを行
う場合を除く。)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)
第五条の三 法第九条第一項の規定による変更の
許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を
記載した申請書を都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
三 一般廃棄物処理施設の種類の
四 許可の年月日及び許可番号
五 変更の内容
六 変更の理由
七 変更のための工事の着工予定年月日及び変
更後の使用開始予定年月日
八 第三条第四項第六号から第九号までに掲げ
る事項

二 第三条の二の規定は、法第九条第二項におい
て準用する法第八条第三項に規定する調査の結
果を記載した書類について準用する。この場合
において、第三条の二第一号中「設置しよう
とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する
」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三
号から第五号までの規定及び第七号中「を設
置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み
替えるものとする。
三 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図
面を添付するものとする。
一 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明ら
かにする設計計算書
二 第三条第二項各号に掲げる事項に係る変更
がある場合には、変更後の維持管理に関する
計画を記載した書類
三 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質
及び地下水の状況を明らかにする書類及び
図面
四 最終処分場以外の施設にあつては、処理工
程に変更がある場合には、変更後の処理工
程図
五 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に
関する技術的能力を説明する書類
六 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に
要する資金の総額及びその資金の調達方法を
記載した書類
七 第三条第五項第七号から第十五号までに掲
げる書類
八 第三条第六項及び第七項の規定は、前項第七
号に掲げる書類について準用する。この場合に

ついて、第三条第六項中「前項第七号及び第九
号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲
げる書類のうち第三条第五項第七号及び第九号
に掲げるもの」と、同条第七項中「この項(第
五条の三第四項)とあるのは「第三条第七項
(この項)と、「第五項」とあるのは「第三項」
と、「同項第十号から第十五号までに掲げる書
類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のう
ち第三条第五項第十号から第十五号までに掲
げるもの」と読み替えるものとする。
(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)
第五条の四 法第九条第三項の環境省令で定める
事項は、次に掲げる事項とする。
一 ごみ処理施設にあつては、処理に伴い生ず
る一般廃棄物の処分方法
二 し尿処理施設にあつては、汚泥等の処分
方法
三 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及
び災害防止のための計画
四 当該一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物
の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次
に掲げる者
イ 法第七条第五項第四号に規定する法定
代理人
ロ 役員
ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を
有する株主又は出資の額の百分の五以上の
額に相当する出資をしている者
ニ 令第四条の七に規定する使用人

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
第五条の四の二 法第九条第三項の規定による届
出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道
府県知事に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 一般廃棄物処理施設の名称
三 一般廃棄物処理施設の設置の場所
四 一般廃棄物処理施設の種類の
五 許可の年月日及び許可番号
六 第五条の二に規定する軽微な変更をしたと
き、又は法第八条第二項第一号に掲げる事項
若しくは前条に規定する事項に変更があつた
ときは、その変更の内容
七 一般廃棄物処理施設を廃止したとき、若し
くは一般廃棄物処理施設を休止し、又は休止

した一般廃棄物処理施設を再開したときは、
次に掲げる事項
イ 廃止若しくは休止又は再開の理由
ロ 廃止若しくは休止又は再開の年月日
二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面
を添付するものとする。
一 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置
に関する計画に変更があつた場合には、変更
後の設置に関する計画を記載した書類及び変
更後の当該一般廃棄物処理施設の構造を明ら
かにする設計計算書
二 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計
画に変更があつた場合には、変更後の維持管
理に関する計画を記載した書類
(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終
了の届出)
第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処
分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げ
る事項を記載した届出書を都道府県知事に提出
して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 施設の廃止までの間の管理予定者及びその
連絡先
三 設置場所
四 許可の年月日及び許可番号
五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石
綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる
場合は、その旨を含む)、数量及び性状
六 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の
厚さ
七 埋立処分の方法
八 埋立処分開始年月日
九 埋立処分終了年月日
二 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を
添付するものとする。
一 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにす
る平面図、立面図 断面図及び構造図
二 当該施設の周辺の地図
三 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管
理の方法を明らかにする書類
四 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、
石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位
置を示す図面
五 水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理
物が埋め立てられている位置を示す図面

した一般廃棄物処理施設を再開したときは、
次に掲げる事項
イ 廃止若しくは休止又は再開の理由
ロ 廃止若しくは休止又は再開の年月日
二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面
を添付するものとする。
一 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置
に関する計画に変更があつた場合には、変更
後の設置に関する計画を記載した書類及び変
更後の当該一般廃棄物処理施設の構造を明ら
かにする設計計算書
二 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計
画に変更があつた場合には、変更後の維持管
理に関する計画を記載した書類
(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終
了の届出)
第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処
分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げ
る事項を記載した届出書を都道府県知事に提出
して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 施設の廃止までの間の管理予定者及びその
連絡先
三 設置場所
四 許可の年月日及び許可番号
五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石
綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる
場合は、その旨を含む)、数量及び性状
六 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の
厚さ
七 埋立処分の方法
八 埋立処分開始年月日
九 埋立処分終了年月日
二 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を
添付するものとする。
一 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにす
る平面図、立面図 断面図及び構造図
二 当該施設の周辺の地図
三 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管
理の方法を明らかにする書類
四 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、
石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位
置を示す図面
五 水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理
物が埋め立てられている位置を示す図面

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)
第五条の五の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用の供されるものを除く。)の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置の場所
- 三 許可の年月日及び許可番号
- 四 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量
- 五 埋立地の面積及び埋立ての深さ
- 六 埋立処分の方法
- 七 埋立処分開始年月日
- 八 埋立処分終了年月日
- 九 悪臭の発散の防止に関する措置の内容
- 十 火災の発生防止に関する措置の内容
- 十一 ねずみの生息及び害虫の発生防止に関する措置の内容
- 十二 地下水等(最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定により採取された地下水等をいう。第五条の十の二において同じ。)の水質の状況
- 十三 埋立地の保有水等(最終処分基準省令第一条第三項第六号の規定により集められた保有水等をいう。第五条の十の二において同じ。)の水質の状況
- 十四 埋立地からのガスの発生状況
- 十五 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況
- 十六 埋立地の覆い(最終処分基準省令第一条第二項第十七号の規定による覆いをいう。第五条の十の二において同じ。)の概要

- 一 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 二 当該最終処分場の周辺の地図
- 三 最終処分基準省令第一条第三項第五号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- 四 当該申請の直前の二年以上にわたり行った最終処分基準省令第一条第三項第六号の規定

- 四の二 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
 - 四の二の二 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
 - 五 その他参考となる書類又は図面
- 第五条の五の二の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分用の供されるものに限る。)の廃止の確認を受けようとする者は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 埋め立てた水銀処理物の数量
 - 二 最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度
 - 三 最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容
 - 2 前項の申請書には、前条第二項第一号から第三号まで、申請書の二の二及び第五号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 第五条の五の三 法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行ふものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 一般廃棄物処理施設の種類の番号
 - 四 法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号
 - 五 法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由
 - 六 当該欠格要件に該当するに至つた年月日(法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出)
- 第五条の五の三の二 法第九条第七項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。
- 2 法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行ふものとする。
- (旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)
- 第五条の五の四 第五条の五の二の規定は、法第九条の二の三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。
- (熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)
- 第五条の五の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 熱回収施設の設置の場所
 - 三 当該熱回収施設における熱回収(法第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)に必要な設備に関する次に掲げる事項
 - イ 設備の種類及びその設備の能力
 - ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画
 - ハ 設備の維持管理に関する計画
 - ニ 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画
 - イ 当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
 - ロ 熱回収の方法
 - ハ 次の算式により算定した年間の熱回収率

$$A \parallel (E \times 3600 + H \parallel F) / I \times 100$$
- (この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする)
- A 熱回収率(単位 パーセント)
 - E 熱回収により得られる熱を交換して得られる電気量(単位 メガワット時)
 - H 熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量(単位 メガジュール)
 - F 廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの(第五条の五の七)

及び第十二条の十一の七において「燃料」という。)を熱を得ることに利用することにより得られる熱量(単位 メガジュール)

- 一 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量(単位 メガジュール)
- 二 当該熱回収施設に係る法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号
- 三 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 四 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 五 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 六 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する前項第四号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- 七 当該熱回収施設について法第八条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 八 (熱回収施設の技術上の基準)

第五条の五の六 法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 第四条に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。
 - 二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。
 - 三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
 - 四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
- 第五条の五の七 法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)
第五条の五の八 法第九条の二の四第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(熱回収施設に係る焼却設備の構造)
第五条の五の九 令第五条の四第一号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)
第五条の五の十 令第五条の五の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 熱回収施設の設置の場所

三 認定の年月日及び認定番号
四 当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったときは、次に掲げる事項

イ 熱回収を行わなくなった理由
ロ 熱回収を行わなくなった年月日

五 当該熱回収施設を廃止、若しくは休止し又は休止した当該熱回収施設を再開したときは、次に掲げる事項

イ 廃止、休止又は再開の理由
ロ 廃止、休止又は再開の年月日

六 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、次に掲げる事項
イ 変更の内容
ロ 変更の理由

ハ 変更の年月日
前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

(報告)
第五条の五の十一 法第九条の二の四第一項の規定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号

三 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した当該一年間の熱回収率
四 前項の報告書には、同項第三号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)
第五条の六 第三条の二の規定は、法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2 法第九条の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

三 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
四 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)
第五条の六の二 法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、第四条の五の二各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

(維持管理の状況に関する情報の公表)
第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項
翌月の末日

二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号二及び二並びに第五号ロ及び二に掲げる事項
当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(一)、ハ(一)、ヘ(一)、ト(一)及びチ(一)並びに第五号二(一)及びホ(一)に掲げる事項
当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四 第四条の五の二第四号ロ(二)、ハ(二)、ホ、ヘ(二)、ト(二)及びチ(二)並びに第五号ハ、ニ(二)及びホ(二)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)
第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項
翌月の末日

ロ 第四条の七第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号二及び二並びに第五号ロ及び二に掲げる事項
当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(一)、ハ(一)、ヘ(一)、ト(一)及びチ(一)並びに第五号二(一)及びホ(一)に掲げる事項
当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 第四条の七第四号ロ(二)、ハ(二)、ホ、ヘ(二)、ト(二)及びチ(二)並びに第五号ハ、ニ(二)及びホ(二)に掲げる事項
当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
三 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(記録する事項)
第五条の六の五 法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、第四条の七各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更)

第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第八項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)
第五条の八 法第九条の三第八項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 名称及び代表者の氏名
二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
三 一般廃棄物処理施設の種類

- 四 届出の年月日
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- 七 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日
- 八 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - 二 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 三 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - 四 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - 五 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 九 第三条の二の規定は、前項第一号に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条の二第二号中「設置しよう」とあるのは「変更を行う」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。
- 十 (届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更)
- 十一 第五条の九 第五条の四(第六号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三第十一項において読み替えて準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)
- 十二 第五条の九の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 名称及び代表者の氏名
 - 二 一般廃棄物処理施設の名称
 - 三 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - 四 一般廃棄物処理施設の種類
 - 五 届出の年月日
 - 六 第五条の七において準用する第五条の二に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第八

- 条第二項第一号に掲げる事項若しくは前条において準用する第五条の四(第六号に係る部分を除く。)に規定する事項に変更があつたときは、その変更の内容
 - 七 一般廃棄物処理施設を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、又は休止した一般廃棄物処理施設を再開したときは、次に掲げる事項
 - イ 廃止若しくは休止又は再開の理由
 - ロ 廃止若しくは休止又は再開の年月日
- 十三 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 十四 (市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分終了の届出)
- 十五 第五条の十 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 名称及び代表者の氏名
 - 二 施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先
 - 三 設置場所
 - 四 届出の年月日
 - 五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石を含む一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び性状
 - 六 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ
 - 七 埋立処分の方法
 - 八 埋立処分開始年月日
 - 九 埋立処分終了年月日
- 十六 前項の届出書については、第五条の五第二項の規定を準用する。
- 十七 (市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)
- 十八 第五条の十の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場(基準不適

- 合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。)の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 名称及び代表者の氏名
 - 二 設置の場所
 - 三 届出の年月日
 - 四 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量
 - 五 埋立地の面積及び埋立ての深さ
 - 六 埋立処分の方法
 - 七 埋立処分開始年月日
 - 八 埋立処分終了年月日
 - 九 悪臭の発散の防止に関する措置の内容
 - 十 火災の発生の防止に関する措置の内容
 - 十一 ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容
 - 十二 地下水等の水質の状況
 - 十三 埋立地の保有水等の水質の状況
 - 十四 埋立地からのガスの発生の状況
 - 十五 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況
 - 十六 埋立地の覆いの概要
- 十九 前項の申請書については、第五条の五の二第二項の規定を準用する。
- 二十 第五条の十の二の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場(基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。)の廃止の確認を受けようとする市町村は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 埋め立てた水銀処理物の数量
 - 二 最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度
 - 三 最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容
- 二十一 前項の申請書については、第五条の五の二の二第二項の規定を準用する。
- 二十二 (非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議)
- 二十三 第五条の十の三 市町村は、法第九条の三の二第一項の規定により協議をしようとするときは、

- 次に掲げる事項を記載した協議書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
 - 二 一般廃棄物処理施設の種類
 - 三 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 - 四 一般廃棄物処理施設の処理能力
 - 五 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 六 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 二十四 (非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)
- 二十五 第五条の十の四 第三条の二の規定は、法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。
- 二十六 法第九条の三の三第一項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。
 - 一 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
 - 三 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図(公表すべき維持管理の状況に関する情報)
- 二十七 第五条の十の五 第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二の二「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号(第四号及び第五号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。
- 二十八 (維持管理の状況に関する情報の公表)
- 二十九 第五条の十の六 第五条の六の三(第四号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表について準用する。この場合において、第五条の六の三第一号中「第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同条第二号中「第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同条第三号中「第三号ハ並びに第四号ロ(一)、ハ(一)、ヘ(一)、ト(一)及びチ(一)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧) 第五条の六の四(第一号二に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「第三号ハ並びに第四号ロ(一)、ハ(一)、ヘ(一)、ト(一)及びチ(一)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

第五条の十の七 第五条の六の四(第一号二に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧について準用する。この場合において、第五条の六の四第一号中「イからニまで」とあるのは「イからハまで」と、同号イ中「第三号イ及び第四号イ」とあるのは「及び第三号イ」と、同号ロ中「第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリ」とあるのは「並びに第三号ロ及びニ」と、同号ハ中「第三号ハ並びに第四号ロ(一)、ハ(一)、ヘ(一)、ト(一)及びチ(一)」とあるのは「並びに第三号ハ」と読み替えるものとする。

第五条の十の八 第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号(第四号及び第五号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

第五条の十の九 第五条の七の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二」とあるのは「第五条の二(第三号ホに係る部分を除く。)」の二と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第三項の規定により読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

第五条の十の十 第五条の八(第二項第三号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(届出を要する非常災害により生じた廃棄物の処分を委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更) 第五条の十の十一 第五条の四(第三号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三の三第三項の規定により準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

第五条の十の十二 第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二(第三号ホに係る部分を除く。)」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 四 一般廃棄物処理施設の種類
- 五 許可の年月日及び許可番号
- 六 申請者が法第七条第五項第四号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 七 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所
- 八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

九 申請者が令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

- 一 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 二 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 四 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 六 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 七 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 八 申請者が法第七条第五項第四号りに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 九 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し
- 十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- 十一 申請者が令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

第三 申請者が法第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三号第七項」と、「第五号の十一第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類の
- 四 許可の年月日及び許可番号
- 五 役員の名及び住所
- 六 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合には、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 七 令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項
 - イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ロ 役員となる者の氏名及び住所
 - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主となる者の有する株式の数又は当該出資をしている者となる者のなした出資の金額
 - ニ 令第四条の七に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所
 - ヘ 合併又は分割の方法及び条件
 - ト 合併又は分割の理由
- 九 合併又は分割の時期
- 十 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 合併契約書又は分割契約書の写し
 - 二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ロ 定款及び登記事項証明書

ハ 法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ 役員の名簿の写し

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ヘ 令第四条の七に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

ト 現に行つてゐる事業の概要を説明する書類

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に關する技術的能力を説明する書類

ロ 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ハ 法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ 役員となる者の住民票の写し

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ヘ 令第四条の七に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

3 第三條第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三條第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三條第七項」と、「第五條の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからヘまで及び同項第三号ハからヘまで」と読み替へるものとする。

第六條 法第九條の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び死亡時の住所

三 一般廃棄物処理施設の設置の場所

四 一般廃棄物処理施設の種類の

五 許可の年月日及び許可番号

六 相続の開始の日

七 相続人が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 相続人に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 被相続人との続柄を証する書類

二 住民票の写し

三 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

四 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

五 法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

六 相続人が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

七 相続人に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

3 第三條第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三條第七項中「この項」とあるのは「第三條第七項」と、「第六條第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハから第七号まで」と読み替へるものとする。

第六條の二 法第九條の八第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されることと認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一 ばいじん又は焼却灰であつて、一般廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）

（再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物）

第六條の二 法第九條の八第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されることと認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一 ばいじん又は焼却灰であつて、一般廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）

二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十号）第二条第一項第一号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）

三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（再生利用の内容の基準）

第六條の三 法第九條の八第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る一般廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。

二 当該再生によつて得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。

三 受け入れる一般廃棄物を再生品の原材料として使用すること。

四 受け入れる一般廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。

五 燃料として使用される再生品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第一条に規定する製品であつて環境大臣が定めるものを除く。）を得るためのものでないこと。

六 通常の使用に伴つて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。

七 受け入れる一般廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。

八 当該再生に伴い廃棄物（再生品を除く。）をほとんど生じないこと。ただし、資源として利用することが可能な金属に係る再生を行う場合は、この限りでない。

九 当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、排ガス中のダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるものであること。

十 その他第六條の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（再生利用を行い、又は行おうとする者の基準）

第六條の四 法第九條の八第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九條の八第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行つてゐる者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第六條の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものであるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる一般廃棄物の性状の分析及び管理

ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理

ハ 再生品の性状の分析及び管理

三 第四條の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四條の五に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの（当該施設が焼却施設である場合には、同条第一項第二号イを除く。）に限る。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該申請に係る再生に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該再生に關する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。

（再生利用を行い、又は行おうとする者の基準）

第六條の四 法第九條の八第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九條の八第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行つてゐる者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第六條の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものであるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる一般廃棄物の性状の分析及び管理

ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理

ハ 再生品の性状の分析及び管理

三 第四條の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四條の五に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの（当該施設が焼却施設である場合には、同条第一項第二号イを除く。）に限る。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該申請に係る再生に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該再生に關する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。

七 当該申請に係る再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 八 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 九 当該申請に係る再生利用を自ら行う者であること。
 十 法、令及びこの省令の規定に違反していない者であること。
 十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)
第六条の五 法第九条の八第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。
 二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）に適合していること。
 三 第六条の六の第二号の事業計画に記載した処理能力を有すること。
 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
 五 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の認定の特例)
第六条の六 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の四第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
 一 当該一般廃棄物に係る再生利用を行い、又は行おうとする者が、環境大臣が定める基準に従い、当該一般廃棄物の再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができること。
 二 当該施設が環境大臣が定める基準に適合していること。

第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)
 一 次に掲げる事項を記載した事業計画
 イ 事業計画の概要
 ロ 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
 (1) 再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状
 (2) 再生の方法
 (3) 再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本産業規格その他の規格等の名称及び内容
 (4) 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
 (5) 事業の規模
 ハ 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
 ニ 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
 ホ 法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種別
 ヘ 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項
 (1) 施設の設置の場所
 (2) 施設の種別
 (3) 施設の処理能力
 (4) 施設の位置、構造等の設置に関する計画
 (5) 施設の維持管理に関する計画
 (6) 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 ニ 当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
 三 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
 四 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書

六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 七 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 八 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
 九 申請者が法人である場合には、役員の名簿及び住所を記載した書類
 十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
 十一 第六条の四第六号に規定する者の履歴書
 十二 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分等の事業に従事する者の人数を記載した書類
 十三 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分等の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 十四 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 十六 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
 十七 第一号ロ（三）の規格等の写し
 十八 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 十九 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 二十 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

二十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面
 (役員の変更の届出)
第六条の六の三 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、当該変更の日から三十日以内に、新たに就任した役員の名簿及び住所を届け出なければならない。
 二 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。
 (一般廃棄物の再生利用の変更の申請)
第六条の七 法第九条の八第六項の変更の認定を受けた者とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 認定の年月日及び認定番号
 三 変更に係る施設の設置の場所
 四 変更の内容
 五 変更の理由
 六 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日
 七 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 一 令第五条の七に規定する認定証
 二 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 三 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
 四 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 (変更の認定を要しない軽微な変更)
第六条の七の二 法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。
 一 第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力（当該処理能力について法第九条の八第六項の変更の認定を受けたときは、変

二 当該施設が環境大臣が定める基準に適合していること。
 三 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
 四 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書

更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が増大するもの
二 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更
三 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置
（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）

第六條の八 法第九條の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（法人で次項第一号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号
三 変更の内容
四 変更の理由
五 変更の年月日

二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一 法第九條の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
イ 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図
ロ 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類
（一般廃棄物の再生利用の認定証）

第六條の九 令第五條の七に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号
三 再生利用を行う一般廃棄物の種類
四 再生の方法
五 再生品の種類
六 再生品の利用方法

七 事業の規模
八 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
九 施設の種類の数量
十 施設の設置の場所
十一 施設の処理能力
（事業の廃止の届出）

第六條の十 令第五條の八の規定による事業の廃止の届出は、当該事業の廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号
三 廃止した事業の範囲
四 廃止の理由
五 廃止の年月日

二 法第九條の八第一項の規定に係る収集若しくは運搬又は処分等の事業の全部を廃止した場合における前項の届出書には、令第五條の七に規定する認定証を添付しなければならない。
（施設の廃止等の届出）

第六條の十一 令第五條の八の規定による再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号
三 施設の設置の場所
四 施設の種類の数量
五 廃止若しくは休止又は再開の理由
六 廃止若しくは休止又は再開の年月日
（報告）

第六條の十二 法第九條の八第一項の認定を受けたる者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の再生利用に關し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 認定の年月日及び認定番号
三 当該認定に係る施設において再生利用を行った一般廃棄物の種類及び数量並びに再生により得られた再生品並びに当該再生に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類及び数量

四 再生品の利用状況
五 再生に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の処分方法ごとの処分量
（広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）

第六條の十三 法第九條の九第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当する一般廃棄物として環境大臣が定めるものとする。
一 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの
二 製品が一般廃棄物となつたものであつて、当該一般廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む）、加工又は販売の事業を行う者（これらの者が設立した社団、組合その他これらに類する団体（法人であるものに限る。）及び当該処理を他人に委託して行う者を含む。以下「製造事業者等」という。）が行うことにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

（一般廃棄物の広域的処理の認定の申請）
第六條の十四 法第九條の九第一項の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行うものとする。
（広域的処理の内容の基準）

第六條の十五 法第九條の九第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
二 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。
三 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
四 法第九條の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五 当該申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準又は法第六條の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準等」という。）に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。
六 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。
七 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る一般廃棄物を広域的に収集することにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
八 再生（再生が行われないものにあつては、熱回収）を行つた後に埋立処分を行うものであること。
九 その他第六條の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）
第六條の十六 法第九條の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
二 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
三 法第七條第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
四 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
五 その他第六條の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理の用に供する施設の基準）
第六條の十七 法第九條の九第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 当該申請に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
イ 当該一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、

運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

二 当該申請に係る一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次に よること。

イ 当該一般廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 一般廃棄物処理施設にあつては、法第八 条第一項の許可（法第九条第一項の許可を 受けた場合にあつては、同項の許可）を受 けたものであること。

ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十 五条の二の五の規定により一般廃棄物処理 施設として設置し得るものであること。

ホ 保管施設を有する場合には、搬入された 一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に 浸透し、並びに悪臭が発散しないように必 要な措置を講じたものであること。

三 その他第六条の十三の規定により環境大臣 が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める 基準に適合していること。

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八 法第九条の九第二項の環境省令で 定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物の 種類

ロ 当該申請に係る処理を行う区域

ハ 当該申請に係る処理を委託して行い、又 は行おうとする場合にあつては、当該処理 の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつては、その代表者の氏名

ニ 当該申請に係る一般廃棄物について最終 処分が終了するまでの一連の処理の行程

ホ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を 除く。）の種類、性状及び処理方法

ヘ 当該申請に係る処理を行い、又は行おう とする者（その委託を受けた当該処理を行 い、又は行おうとする者を含む。）の事業 の内容及び当該者に係る責任の範囲

ト 当該申請に係る処分（再生を含む。）の 用に供する施設の種別、場所及び処理能力

チ 次に掲げる一般廃棄物等の一年間の数 量等

(1) 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物 の種類ごとの数量

(2) 当該申請に係る処理に伴い生ずる廃棄 物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

(3) 再生を行う場合にあつては再生品の種 類ごとの数量

(4) 熱回収を行う場合にあつては当該熱回 収により得ようとする熱量

リ 再生品又は熱回収によつて得ようとする 熱の利用方法並びにこれらを他人に売却す る場合にあつては、その主な取引先及び価 格の見込み

又 当該申請に係る一連の処理の行程を申請 者が統括して管理する体制

ル 法第九条の九第九項の規定に照ら して申請者が講ずることとする措置

ヲ 当該申請に係る処理の行程において一般 廃棄物処理基準等に適合しない処理が行わ れた場合において、生活環境に係る被害を 防止するために講ずることとする措置

ワ その他第六条の十三の規定により環境大 臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定 める事項

二 申請者が法人である場合にあつては、定款 又は寄附行為及び登記事項証明書

三 申請者が個人である場合にあつては、住民 票の写し

四 申請者が第六条の十六各号に適合すること を示す書類

五 当該申請に係る処理を他人に委託して行 い、又は行おうとする場合にあつては、次に 掲げる書類

イ 当該処理の受託者が第六条の十六第一号 及び第二号に適合することを示す書類

ロ 当該処理の受託者が第六条の十六第三号 から第五号までに適合すること及び当該受 託者がこれらの規定に適合しないこととな った場合にはその者に当該処理を委託しな いこととすることを示す書類

六 当該申請に係る処理の用に供する施設が一 般廃棄物処理施設である場合にあつては、当

該施設について法第八条第一項の許可（法第 九条第一項の許可を受けた場合である場合に あつては、当該施設について同項の許可）を 受けていることを証する書類

七 当該申請に係る処理の用に供する施設が産 業廃棄物処理施設である場合にあつては、法 第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処 理施設として設置し得るものであることを示 す書類

八 前二号のほか、当該申請に係る処理の用に 供する施設が前条各号に規定する基準に適合 したものであることを示す書類

九 その他第六条の十三の規定により環境大臣 が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める 書類（表示等）

第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受け たる者（その委託を受けて当該認定に係る処理を 行う者を含む。次項において同じ。）は、運搬 車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄 物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事 項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいよ うに表示するものとする。

一 当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬 の用に供する運搬施設である旨

二 認定番号

三 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏 名又は名称

四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、運 搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃 棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車 又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるもの とする。

一 令第五条の九に規定する認定証の写し

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先 を記載した書面

（一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請 に係る書類）

第六条の二十 法第九条の九第六項の規定による 変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる 事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなけ ればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更後の処理の開始予定年月日

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する 認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に 掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のい ずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る 変更

二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る 変更

三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る 変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）

四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る 変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品 を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）

五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る 変更

六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る 変更（申請者が統括して管理する体制の内容 の変更に限る。）

七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る 変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の 変更（当該者の追加に係る変更に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設 の種別の変更

（変更の届出）

第六条の二十二 法第九条の九第八項の規定 による変更の届出は、当該変更の日から十日 （法人で次項の規定により登記事項証明書を添 付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次 に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提 出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更 をした場合における前項の届出書には、当該変 更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付 しなければならない。

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する 認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に 掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のい ずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る 変更

二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る 変更

三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る 変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）

四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る 変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品 を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）

五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る 変更

六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る 変更（申請者が統括して管理する体制の内容 の変更に限る。）

七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る 変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の 変更（当該者の追加に係る変更に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設 の種別の変更

（変更の届出）

第六条の二十二 法第九条の九第八項の規定 による変更の届出は、当該変更の日から十日 （法人で次項の規定により登記事項証明書を添 付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次 に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提 出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更 をした場合における前項の届出書には、当該変 更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付 しなければならない。

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する 認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に 掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のい ずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る 変更

二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る 変更

三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る 変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）

四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る 変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品 を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）

五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る 変更

六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る 変更（申請者が統括して管理する体制の内容 の変更に限る。）

七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る 変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の 変更（当該者の追加に係る変更に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設 の種別の変更

（変更の届出）

第六条の二十二 法第九条の九第八項の規定 による変更の届出は、当該変更の日から十日 （法人で次項の規定により登記事項証明書を添 付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次 に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提 出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更 をした場合における前項の届出書には、当該変 更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付 しなければならない。

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する 認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に 掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のい ずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る 変更

二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る 変更

三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る 変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）

四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る 変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品 を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）

五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る 変更

六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る 変更（申請者が統括して管理する体制の内容 の変更に限る。）

七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る 変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の 変更（当該者の追加に係る変更に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設 の種別の変更

（変更の届出）

第六条の二十二 法第九条の九第八項の規定 による変更の届出は、当該変更の日から十日 （法人で次項の規定により登記事項証明書を添 付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次 に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提 出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更 をした場合における前項の届出書には、当該変 更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付 しなければならない。

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する 認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に 掲げる書類を添付しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の 環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のい ずれにも該当しない変更とする。

一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る 変更

二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る 変更

三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る 変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）

四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る 変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品 を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）

五 第六条の十八第一号ヘに掲げる事項に係る 変更

六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る 変更（申請者が統括して管理する体制の内容 の変更に限る。）

七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る 変更

八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の 変更（当該者の追加に係る変更に限る。）

九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設 の種別の変更

（変更の届出）

第六条の二十二 法第九条の九第八項の規定 による変更の届出は、当該変更の日から十日 （法人で次項の規定により登記事項証明書を添 付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次 に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提 出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更 をした場合における前項の届出書には、当該変 更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付 しなければならない。

(一般廃棄物の広域的処理の認定証)
第六條の二十二 令第五條の九に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 認定を受けた者(当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第五号において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 一般廃棄物の種類
- 四 処理を行う区域
- 五 認定を受けた者の事業の内容

(廃止の届出)
第六條の二十三 令第五條の十の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 廃止した事業の範囲
- 四 廃止の理由
- 五 廃止の年月日

2 法第九條の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、前項の届出書に、令第五條の九に規定する認定証を添付しなければならない。

(報告)
第六條の二十四 法第九條の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 次に掲げる数量又は熱量
 - イ 当該認定に係る処理を行った一般廃棄物の種類ごとの数量
 - ロ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量
 - ハ 再生を行った場合にあつては再生品の種類ごとの数量
 - ニ 熱回収を行った場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

四 当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行つた措置(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六條の二十四の二 法第九條の十第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理(同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。)が促進される認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

(申請の経由)
第六條の二十四の三 法第九條の十第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(無害化処理の内容の基準)
第六條の二十四の四 法第九條の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理が、第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物を、当該一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがない性状にすることが確実であると認められるものであること。
- 二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る一般廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。
- 三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。ただし、受け入れる一般廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の一般廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない一般廃棄物について第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。
- 四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第四条の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)
第六條の二十四の五 法第九條の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
- イ 受け入れる一般廃棄物の性状の確認及び管理
- ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

三 第四條の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準並びに法第九條の十第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができるとする者であること。

四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四條の五に規定する基準(前号に規定するものを除き、当該施設に係るものに限る。)に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができるとする者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を認められる者であること。

- イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員
- ロ 申請者が個人である場合には、当該者
- 六 当該無害化処理に係る事業場(前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。)において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者があること。
- 七 当該申請に係る無害化処理の的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 八 法第七條第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。
- 十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の用に供する施設の基準)
第六條の二十四の六 法第九條の十第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第四條第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四條に規定する基準(前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。)に適合していること。
- 三 法第九條の十第二項第五号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 その他第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の認定の特例)
第六條の二十四の七 法第九條の十の規定による無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る無害化処理が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六條の二十四の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- 一 当該一般廃棄物に係る無害化処理を行い、又は行おうとする者が、環境大臣が定める基準に従い、当該一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができるとする者であること。
- 二 当該施設が第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)
第六條の二十四の八 法第九條の十第二項の申請書(以下この条において「申請書」という。)に同項第六号の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- 一 無害化処理の用に供する施設の位置
- 二 無害化処理の用に供する施設の処理方式
- 三 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備

- 四 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- 五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- 六 その他無害化処理の用に供する施設の構造等に関する事項
- 七 申請書に法第九条の十第二項第七号の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - 三 その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項
- 三 法第九条の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 無害化処理の方法
 - 二 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - 三 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - 四 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
 - 二 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 五 法第七条第一項若しくは第六項、法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
- 六 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類の
- 七 申請者が法第七条第五項第四号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 八 申請者が法人である場合には、役員 の氏名及び住所
- 九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主

- 四 又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項
- 十二 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 三 無害化処理の用に供する施設の処理能力の十分の一以上の規模の設備又は一日当たりの処理能力が二十トン以上の規模の設備を用いて行った実証試験に関する書類であつて、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定めるもの
 - 四 当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供する施設において行つた一般廃棄物の無害化（人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることをいう。）との科学的因果関係を説明する書類
 - 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
 - 六 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 七 第六条の二十四の五第六号に規定する者の履歴書
 - 八 当該申請に係る取集若しくは運搬又は処分等の事業に従事する者の人数を記載した書類
 - 九 前項第五号又は第六号に規定する許可を受けている場合には、当該許可証の写し
 - 十 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 十二 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十三 無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 十四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 十六 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 十七 申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員 の住民票の写し。第九条の二第二項第十一号、第十一号第六項第十二号、第十二条の十一の二第二項第八号及び第十二条の十二第二項第六号において同じ。）
- 十八 申請者が法人である場合には、役員 の住民票の写し
- 十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 二十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 二十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 五 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第十一号及び第十四号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。（変更の届出）
- 第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人
 - 二 役員
 - 三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

- 四 令第四条の七に規定する使用人
- 五 前条第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 前条第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）
 - ロ 前条第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）
 - ハ 前条第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）
- 六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
- 二 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 三 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 認定の年月日及び認定番号
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 変更の年月日
- 四 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 前条第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年度の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年度の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、前条第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

四 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

五 第二項の届出は、地方環境事務所を經由して行うものとする。

（無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第六条の二十四の十 第三条の二の規定は、法第九条の十第八項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。

（記録の閲覧）

第六条の二十四の十一 法第九条の十第八項において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。

（記録する事項）

第六条の二十四の十二 法第九条の十第八項において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。

（一般廃棄物の無害化処理の認定証）

第六条の二十四の十三 令第五条の十一に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類

四 無害化処理の方法

五 無害化処理の用に供する施設の種類の無害化処理の用に供する施設の設置の場所

六 無害化処理の用に供する施設の処理能力

七 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることのできる高さ

（事業の廃止の届出）

第六条の二十四の十四 令第五条の十二の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 廃止した事業の範囲

四 廃止の理由

五 廃止の年月日

（施設の廃止等の届出）

第六条の二十四の十五 令第五条の十二の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

四 無害化処理の用に供する施設の種類の廃止若しくは休止又は再開の理由

六 廃止若しくは休止又は再開の年月日

二 前項の届出は、地方環境事務所を經由して行うものとする。

（報告）

第六条の二十四の十六 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の無害化処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載

した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 当該認定に係る施設において無害化処理を行った一般廃棄物の種類及び数量

四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

二 前項の報告は、地方環境事務所を經由して行うものとする。

（一般廃棄物の輸出に係る基準）

第六条の二十五 法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。

一 一般廃棄物を輸出しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）当該一般廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが事実であると認められること。

二 廃棄物の物理的若しくは化学的性質を評価し、又は適正な処理の方法を決定するための分析試験（以下「分析試験」という。）の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合

次号のいずれにも該当すること。

イ 当該一般廃棄物が輸出の相手国において分析試験の用に供されることが確実であると認められること。

ロ 分析試験が、一般廃棄物の発生を最小化する観点からの、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する技術の開発又は体制の整備に資するものであると認められること。

ハ 当該一般廃棄物の量が、当該分析試験に必要な最小限度のものであると認められること。

（一般廃棄物の輸出の承認の申請等）

第六条の二十六 法第十条第一項第四号ロの規定による環境省令で定める者は、事業者（自らその事業活動に伴って生じた一般廃棄物を輸出するものに限る。）とする。

（一般廃棄物の輸出の承認の申請等）

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。た

た

た

た

だし、分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要の記載を省略することができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該一般廃棄物の数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類

五 当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 運搬施設の種類の種類及び運搬経路

七 当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

八 前号の処分を行うための施設の種類の種類、設置場所、処理能力(当該施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式並びに構造及び設備の概要

九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処理方法

十 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一 輸出予定年月日

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物(分析試験の用に供するものを除く。)の輸出を一年間に二回以上行うとする者又は三年間に二回以上行うとする者(その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第二章D(2)のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。)は、一般廃棄物の輸出の一括確認(以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。)を受ける

ことができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二 当該一般廃棄物の輸出の開始予定年月日

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間(前号に掲げる日から起算して一年(当該一般廃棄物については、三年)を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。)

四 確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数

五 確認の有効期間内に輸出する当該一般廃棄物の数量の上限

六 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする者については、第四号、第五号(第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。)、第六号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 申請者が市町村以外の者(個人を除く。)である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合には、住民票の写し

三 当該一般廃棄物の性状を明らかにする書類

四 当該一般廃棄物を生じた施設の排出工程図

五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の年間処理計画並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七 第一項第八号に規定する施設(廃棄物の最終処分場を除く。)の処理工程図及び直前三年間の処理実績

八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図

九 分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該分析試験の概要

十 分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該一般廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十一 その他参考となる書類又は図面

4 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更(確認の有効期間の変更(変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。)、確認の有効期間内の当該一般廃棄物の数量の変更又は輸出する当該一般廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該確認の年月日及び確認番号

三 変更の内容

四 変更の理由

5 分析試験の用に供する一般廃棄物(その重量が二十五キログラム以下であるもの(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。))に限る(。を輸出しようとする者は、第一項各号(同項第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要に係るものを除く。))に掲げる事項を記載した様式第二号の二による届出書及び第三項各号(同項第四号、第五号(第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。))、第六号及び第八号に掲げる書類を除く。)に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。

(報告)

第六条の二十八 法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該確認の年月日及び確認番号

三 当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日)

五 当該一般廃棄物を輸出した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日)

六 当該一般廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日)

2 前項の報告書には、当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

3 一般廃棄物を輸出しようとする者(次条第二項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)

及び環境大臣の確認を受けて一般廃棄物を輸出した者は、当該輸出に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸出に係る一般廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合に、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

(一般廃棄物の輸出の確認を要しない者)

第七条 法第十条第二項第一号の規定による環境省令で定める者は、自らの日常生活に伴つて生じたごみその他の一般廃棄物を携帯して輸出する者とする。

2 法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国

二 都道府県警察

三 本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者(当該航行に伴い生ずる一般廃棄物を輸出する場合に限る。)

四 第六条の二十七第五項に規定する一般廃棄物を輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者

（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船舶の両側（船舶のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

- 一 事業者（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者（特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者を除く。）を含み、法第十二条の七第一項の認定を受けた者を除く。以下この条及び次条において同じ。）氏名又は名称
 - 二 市町村又は都道府県 市町村又は都道府県の名称
 - 三 産業廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）氏名又は名称及び許可番号
 - 四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 名称及び認定番号（二以上の都道府県知事から同項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定番号）
 - 五 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号
 - 六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号
- 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、第十二条の十三において読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）とする。

- 一 事業者 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 氏名又は名称及び住所
 - ロ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ニ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- 二 市町村又は都道府県 当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する船舶であることを証する書面
- 三 産業廃棄物収集運搬業者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 第十条の二に規定する許可証の写し及び法第十二条の三第一項の規定による産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）
- 四 産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織を使用した者（電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者に限る。） 第十条の二に規定する許可証の写し、第八条の三十一に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）
- イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ロ 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称
- ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
- ニ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

- 五 前号に掲げる者であつて、随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）を用いて同号イからニまでに掲げる事項を確認できる者 第十条の二に規定する許可証の写し及び第八条の三十一に規定する書面の写し
- 六 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 第八条の三十八の九に規定する認定証（二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定証）の写し
- 七 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し
- 八 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面
- 九 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し
- 十 法第二十一条の三第三項に規定する場合において第十八条の二に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人 当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面

（運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第七条の二の二 令第六条第一項第一号の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

- 一 事業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称
- 二 市町村又は都道府県 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び市町村又は都道府県の名称
- 三 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下六けたに限る。）
- 四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、名称及び認定番号（二以上の都道府県知事から同項の認定を受けた場合にあつては、その全ての認定番号）
- 五 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び認定番号

- 六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び認定番号
- 七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。）に係る令第六条第一項第一号の規定による表示は、第十二条の十三の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。
- 八 前条第三項の規定は、令第六条第一項第一号の規定による環境省令で定める書面について準用する。この場合において、「船舶」とあるのは「運搬車」と読み替えるものとする。（石綿含有産業廃棄物）
- 九 前条第三項の規定は、令第六条第一項第一号の規定による環境省令で定める石綿が含まれている産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）とする。（水銀使用製品産業廃棄物）
- 十 令第六条第一項第一号口のの水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつたものとする。
 - 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
 - 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表

法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び認定番号

法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。）に係る令第六条第一項第一号の規定による表示は、第十二条の十三の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

- 一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であつて別表第四に掲げるもの
- 二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表

第四下欄に×印のあるものに係るものを除く。

三 前二号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第七條の三 令第六條第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三條第一号リ(一)(ロ)の規定による掲示板は、第一條の五の規定の例によるほか、令第六條第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができ産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という)を表示したものでなければならぬ。この場合において、第一條の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

第七條の四 令第六條第一項第一号ホの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき

二 使用済自動車等を保管する場合(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板)

第七條の五 令第六條第一項第二号(一)の規定によりその例によることとされた令第三條第一号リ(一)(ロ)の規定による掲示板は、第一條の五の規定の例によるほか、令第六條第一項第二号(三)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という)を表示したものでなければならぬ。この場合において、第一條の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

第七條の六 令第六條第一項第二号(二)の環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

第七條の七 令第六條第一項第二号(三)の環境省令で定める一般廃棄物

第七條の八 令第六條第一項第二号(三)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限(以下「基本数量」という)を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

二 処理施設の定期的な点検又は修理(実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が七日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という)の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

三 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類(特定家庭用機器、小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第二條第一項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ)その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。)

四 令第二條第二号に掲げる産業廃棄物の破砕施設 木くず(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

五 令第二條第九号に掲げる産業廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

六 令第二條第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる産業廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

七 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

八 令第六條第一項第二号(三)の環境省令で定める場合及び数量

一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限(以下「基本数量」という)を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

二 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。))又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。第七号において同じ。)

三 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

四 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

五 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

六 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

七 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

八 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

九 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

十 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

十一 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

十二 令第六條第三号に規定する有機性の汚泥(令第六條第三号に規定する有機性の汚泥を除く。)、安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。)、廃プラスチック類及び第四号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。)

物の処分又は再生を行う者に限る。第三項において同じ。)

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

三 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十)」とあるのは、「四十九(アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一)」とする。

(水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)
第七條の八の三 令第六條第一項第二号ホ(2)の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五に掲げるものが産業廃棄物となつたもの
- 二 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定めるものに該当する水銀含有ばいじん等
 - イ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい一キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの
 - ロ 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

第七條の九 令第六條第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三條第三号ロの環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみを埋立処分(安定型産業廃棄物(令第六條第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。))のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。))の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとと同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラム以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。)を行う場合とする。

2 前項に規定する浸透水の水質は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に掲げる頻度で検査することとする。

- 一 最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目 一年に一回以上
- 二 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上

第八條 (産業廃棄物保管基準)
法第十二條第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた揭示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- 二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。
 - (1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いに接していない下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - (2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ
 - (イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端。)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの)
 - (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - (2) (1)に規定する高さ
 - (ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

- (イ) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

- (ii) (1)に規定する高さ
 - ハ その他必要な措置
 - 三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - 四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

五 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物)

第八條の二 法第十二條第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事(法第二十一條の第三項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物とする。

第八條の二の二 法第十二條第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法第十四條第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 二 法第十五條第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 三 法第十二條の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八條第一項(同法第十五條において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)
第八条の三 法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。
 (産業廃棄物の保管の届出)

第八条の四 法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
- 三 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
- 四 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のも

保管の開始年月日
 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 届出しようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- 二 保管の場所の平面図及び付近の見取図(保管に係る変更の届出)

第八条の五 法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 四 変更予定年月日

2 前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出しようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。
 (保管の廃止の届出)

第八条の六 法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から三十

日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。
 (非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った事業者の届出)

第八条の七 法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
- 三 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
- 四 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のも

保管の開始年月日
 2 第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。
 (産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の八 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により産業廃棄物の収集又は運搬をその事務として行う場合に限る。)
- 二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- 三 第九条各号に掲げる者
- 四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)
- 五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

第八条の九 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。
 (産業廃棄物の処分を委託できる者)

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。)

二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者

三 第十条の三各号に掲げる者

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請)
第八条の三の二 令第六条の二第三号ただし書の規定により環境大臣の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の七による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該廃棄物に係る法第十五条の四の五第一項の許可の年月日及び許可番号
- 三 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号
- 四 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号
- 五 当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

二 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し
 (委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第四号(令第六条の二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面
- 二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(委託契約に含まれるべき事項)
第八条の四の二 令第六条の二第四号へ(令第六条の二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 委託者が受託者に支払う料金
- 三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- 四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替

二 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由

え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- (1) 廃パーソナルコンピュータ
 - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機
 - (4) 廃電子レンジ
 - (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫
 - (7) 廃電気洗濯機
- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項

（委託契約書の保存期間）

第八条の四の三 令第六条の二第五号（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることと

される場合を含む。）の環境省令で定める期間は、五年とする。

（承諾に係る書面の写しの保存期間）

第八条の四の四 令第六条の二第六号（令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める期間は、五年とする。

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十一日までに提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行つている事業に関する事項

四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項（実施の状況の報告）

- （計画及び実施の状況の公表）
- 第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。
- （事業者の帳簿記載事項等）
- 第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
		備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
			備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は法第十二条の七第一項の認定に係る産業廃棄物が

2 第二項の五第二項の規定は、前項の帳簿について準用する。

- (5) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- (4) 運搬方法及び運搬年月日
- (3) 収集又は運搬年月日
- (2) 当該産業廃棄物の収集又は運搬を当該認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあつては、当該収集又は運搬を行った事業者の名称
- (1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

収集又は運搬	当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
	収集又は運搬を行った事業者の名称
処分	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
	当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
備考	収集、運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

3 第二項の五第三項の規定は、法第十二条第三項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。(船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の二 第七条の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第二項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、同条第三項中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、第十条の二とあるのは、「第十条の十四」と読み替えるものとする。

(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の三 第七条の二の二第一項から第三項までの規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替えるものとする。

第八条の五の四 第七条の二第三項の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「産業廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物の」と、同項第一号ハ中「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号中「船舶」とあるのは、「運搬車」と、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、第十条の二とあるのは、「第十条の十四」と、同項第四号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、第十条の二とあるのは、「第十条の十四」と、同項ハ中「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と、同項第五号中「第十条の二」とあるのは、「第十条の十四」と読み替えるものとする。(特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することのできる場合)

第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第

一号イ(2)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 二 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 三 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるもの(以下「基準不適当廃水銀等処理物」という。))であつて、かつ、令第六条の五第一項第三号ルの規定により硫化及び固型化したものに限り、)と一般廃棄物である基準不適当水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 四 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。)と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合)

第八条の七 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令(昭和二十四年政令第三百六号)第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合
- 二 次に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いて特別管理産業廃棄物(令第二条の四第一号から第三号までに掲げるもの)に限る。以下この号において同じ。を収集又は運搬する場合
- イ 異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。
- ロ 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ハ 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されているものであること。

(特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準)

第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 三 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の六各号に掲げる場合とする。(特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置)

第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- 三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置
- 四 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。
- 五 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該

ハ 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されているものであること。

(特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準)

第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 三 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合)

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の六各号に掲げる場合とする。(特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置)

第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- 三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置
- 四 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。
- 五 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該

な措置を講ずること。ただし、第八条の六各号に掲げる場合は、この限りでない。

五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

- イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
- ロ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置

ホ 廃水銀等にあつては、第一条の第十四第二号の規定の例によること。

ヘ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置

ト 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物)

第八条の十三の二 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管

二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管

四 ポリ塩化ビフェニル汚染物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条第一項(同法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル汚染物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第八条の十三の四 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。(特別管理産業廃棄物の保管の届出)

第八条の十三の五 法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 保管の場所に関する次に掲げる事項
- イ 所在地
- ロ 面積

ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

ニ 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限

ホ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 前項の届出書については、第八条の二の四第二項の規定を準用する。

(準用)

第八条の十三の六 第八条の二の五の規定は法第十二条の二第三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二第三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又は

ロ」とあるのは「第八条の十三の五第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号二中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により特別管理産業廃棄物の収集又は運搬をその事務として行う場合に限る。)

二 第十条の十一各号に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により特別管理産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。)

二 第十条の十五各号に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第八条の十六 令第六条の六第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

二 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)

第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四の二「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号への環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)

第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第五号の環境省令で定める期間について準用する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ロ 一年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校、

旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、薬学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門学校令の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
イ 二年以上法第二十條に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ハにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科

目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）
第八條の十七の二 法第十二條の第二十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 計画期間
三 当該事業場において現に行つてい事業に関する事項
四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
十一 法第十二條の五第一項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項

目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

（実施の状況の報告）
第八條の十七の三 法第十二條の第二十一項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）
第八條の十七の四 法第十二條の二十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。
（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等）
第八條の十八 法第十二條の第二十四項において準用する法第七條第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 運搬 (Transportation) and 処分 (Disposal). The '運搬' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地, 2. 運搬年月日, 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量, 4. 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量. The '処分' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地, 2. 処分年月日, 3. 処分方法及び処分量, 4. 処分（埋立処分を除く。後の廃棄物の持出先ごとの持出量）.

Table with 2 columns: 収集又は搬運 (Collection or Transportation) and 処分 (Disposal). The '収集又は搬運' column lists: 1. 収集又は搬運を行つた事業者の名称, 2. 収集又は搬運年月日, 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量, 4. 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量. The '処分' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業者の名称及び所在地, 2. 処分年月日, 3. 処分方法及び処分量, 4. 処分（埋立処分を除く。後の廃棄物の持出先ごとの持出量）.

二 法第十二條の七第一項の認定を受けた者にあつては、前号に掲げるもののほか、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Table with 2 columns: 運搬 (Transportation) and 処分 (Disposal). The '運搬' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物の名称及び所在地, 2. 運搬年月日, 3. 運搬方法及び運搬先ごとの処分量, 4. 処分（埋立処分を除く。後の廃棄物の持出先ごとの持出量）.

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

Table with 2 columns: 運搬 (Transportation) and 処分 (Disposal). The '運搬' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物の名称及び所在地, 2. 運搬年月日, 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量, 4. 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量. The '処分' column lists: 1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業者の名称及び所在地, 2. 処分年月日, 3. 処分方法及び処分量, 4. 処分（埋立処分を除く。後の廃棄物の持出先ごとの持出量）.

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第二十二條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第三十三條第三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
三 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う

者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合

六 第九条第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合

七 第十条の三第二号の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合

八 国（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

九 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

十 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合

十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（廃油の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に同法第九条第三項に規定する外国船舶（専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。）において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合

（産業廃棄物管理票の交付）
第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあつては、運搬先ごとに交付すること。
- 三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物

物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、次条第一項第八号及び第九号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

五 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第八号の三十一の五第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（管理票の記載事項）
第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理票の交付年月日及び交付番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 四 管理票の交付を担当した者の氏名
- 五 運搬又は処分を受託した者の住所
- 六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 七 産業廃棄物の荷姿
- 八 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- 九 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- 十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八号の三十一の五第三号に規定する登録番号
- 十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

十二 電子情報処理組織使用義務者が第八条の三十一の四各号のいずれかに該当して管理票の管理票の様式は、様式第二号の十五によるものとする。

（管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間）
第八条の二十一の二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（運搬受託者の記載事項）
第八条の二十二 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 運搬を担当した者の氏名
- 三 運搬を終了した年月日
- 四 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できないものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）
第八条の二十三 法第十二条の三第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

（処分受託者の記載事項）
第八条の二十四 法第十二条の三第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称
- 二 処分を担当した者の氏名
- 三 処分を終了した年月日
- 四 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行った場所の所在地

（処分受託者の管理票交付者への送付期限）
第八条の二十五 法第十二条の三第四項の環境省令で定める期間は、処分を終了した日から十日とする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）
第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物につ

て最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への送付期限）
第八条の二十五の三 法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、十日とする。

（管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間）
第八条の二十六 法第十二条の三第六項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（管理票交付者の報告書）
第八条の二十七 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）
第八条の二十八 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の三第三項前段又は第四項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、六十日）
- 二 法第十二条の三第五項又は第十二条の五第六項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百八十日

（管理票交付者が講ずべき措置）
第八条の二十九 管理票を交付するときは、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（管理票交付者が講ずべき措置）
第八条の二十九 管理票を交付するときは、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区分	報告期
前条に規定する期間内に法第十二条の三前条に第三項から第五項まで又は第十二条の五規定する第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき	限
法第十二条の三第三項から第五項まで又第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	内 十日以 から三 十日以
虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	内 十日以 から三 十日以
法第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（当該通知をした産内業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	内 十日以 から三 十日以
法第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分事業の全部を廃止した者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	内 十日以 から三 十日以

業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分事業の全部を廃止した者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規程を受定による通知を受けた場合において、産けた日業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を取り消された者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規程を受定による通知を受けた場合において、産けた日業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の許可を取り消された者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

（処分委託者の管理票の保存期間）
第八条の三十の二 法第十二条の三第十項の環境省令で定める期間は、五年とする。
 （電子情報処理組織の使用を証する書面）
第八条の三十一 情報処理センターは、その使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用している者に対し、電子情報処理組織の使用を証する書面を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用を証する書面）
第八条の三十一 情報処理センターは、その使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用している者に対し、電子情報処理組織の使用を証する書面を交付しなければならない。
第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物（令第二条の四

第五号イからハまでに掲げるものを除く。）とする。

（電子情報処理組織使用義務者）
第八条の三十一の三 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とする。

（情報処理センターに登録することが困難な場合）
第八条の三十一の四 法第十二条の五第一項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。
 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用し、法第十二条の五第一項の規定による登録、同条第三項若しくは第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成三十一年三月三十一日においていずれも六十五歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合

（情報処理センターへの登録手続）
第八条の三十一の五 法第十二条の五第一項及び第二項（これらの規定を法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次のとおりとする。
 一 当該産業廃棄物の種類ごとに登録すること。
 二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあつては、運搬先に登録すること。
 三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分場の番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。
 四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 五 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第九号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 六 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 （情報処理センターへの登録期限）
第八条の三十一の六 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

（情報処理センターへの登録事項）
第八条の三十二 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 産業廃棄物の引渡し年月日及び登録年月日並びに登録番号
 二 氏名又は名称及び住所
 三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 四 産業廃棄物の引渡しを担当した者の氏名
 五 運搬又は処分を受託した者の住所
 六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保

は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。
 四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 五 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第九号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 六 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 （情報処理センターへの登録期限）
第八条の三十一の六 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。
 四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 五 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第九号に規定する事項について、当該産業廃棄物に係るすべての第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 六 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
 （情報処理センターへの登録事項）
第八条の三十二 法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 産業廃棄物の引渡し年月日及び登録年月日並びに登録番号
 二 氏名又は名称及び住所
 三 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 四 産業廃棄物の引渡しを担当した者の氏名
 五 運搬又は処分を受託した者の住所
 六 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保

管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

七 産業廃棄物の荷姿

八 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地

九 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

（情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告）

第八条の三十三 法第十二条の五第三項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

一 運搬の終了 次に掲げる事項

イ 運搬を担当した者の氏名

ロ 運搬を終了した年月日

ハ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

ニ 当該産業廃棄物に係る登録番号

三 処分を終了した年月日

イ 処分を担当した者の氏名

ロ 処分を終了した年月日

ハ 当該処分が最終処分である場合にあつては、当該最終処分を行った場所の所在地

ニ 当該産業廃棄物に係る登録番号

（情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四 法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

（処分受託者の情報処理センターへの報告）

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたとき

は、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

（処分受託者の情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四の三 法第十二条の五第四項の環境省令で定める期間は、三日（休日等を除く。）とする。

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四 情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第六項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限）

第八条の三十四の六 法第十二条の五第六項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

（情報処理センターによる情報の保存期間）

第八条の三十五 法第十二条の五第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六 法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並び

に同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 事業者の氏名又は名称、住所及び業種

二 事業場の名称及び所在地

三 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、数量及び運搬又は処分を受託した者の区分に応じた登録回数

四 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び許可番号並びに運搬先の事業場の所在地（運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるときの期間）

第八条の三十七 法第十二条の五第十項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第十二条の五第三項の規定による報告 登録の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日）

二 法第十二条の五第四項の規定による報告 登録の日から百八十日

（電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置）

第八条の三十八 電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十一項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区分	報告期限
法第十二条の五第九項の規定による前条に規定する通知を受けたとき	十日以内
法第十二条の五第四項の規定による虚偽の内容を知り通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内つた日から三	十日以内

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第三項、第十四条の四第十三項、第十

又は第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の三の二第三項の六において準用する場合三の二第三項を含む。）の規定による通知を受け（法第十四条の場合において、法第十二条の五の六において第五項の規定による法第十二条の五の六において第五項前段又は第二項の報告を含む。）の係る産業廃棄物（当該通知をした規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可をから三十日以内に取り消された者にその運搬を委託したものに限り。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の三の二第三項の六において準用する場合三の二第三項を含む。）の規定による通知を受け（法第十四条の場合において、法第十二条の五の六において第五項の規定による法第十二条の五の六において第五項前段又は第二項の報告を含む。）の係る産業廃棄物（当該通知をした規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可をから三十日以内に取り消された者にその運搬を委託したものに限り。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可をから三十日以内に取り消された者にその運搬を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の三の二第三項の六において準用する場合三の二第三項を含む。）の規定による通知を受け（法第十四条の場合において、法第十二条の五の六において第五項の規定による法第十二条の五の六において第五項前段又は第二項の報告を含む。）の係る産業廃棄物（当該通知をした規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可をから三十日以内に取り消された者にその運搬を委託したものに限り。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条の三の二第三項（法第十四条の三の二第三項の六において準用する場合三の二第三項を含む。）の規定による通知を受け（法第十四条の場合において、法第十二条の五の六において第五項の規定による法第十二条の五の六において第五項前段又は第二項の報告を含む。）の係る産業廃棄物（当該通知をした規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可をから三十日以内に取り消された者にその運搬を委託したものに限り。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

法第十四条第十三項、第十四条の法第十四条第二項、第十四条の四第十三項、第十四条の五第四項の規定に四の二第四又は第十四条の五第五項の規定に四の四第十三項の法第十二条の五第一項前段又は又は第十四条第二項の報告に係る産業廃棄物の五第四項の（当該通知をした産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬規定による通搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以運搬業者又は産業廃棄物若しくははから三十日以特別管理産業廃棄物の収集若しくは内は運搬の事業の全部を廃止した者にその運搬を委託したものに限る）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき

業廃棄物処分業の許可を取り消さから三十日以
れた者にその処分を委託したもの内
知を受けていないとき

（二）以上の事業者の一体的な経営の基準

第八条の三十八の二 法第十二条の七第一項第一
号の環境省令で定める基準は、同項に規定する
二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該
二以上の事業者のうち他の全ての事業者につい
て、次のいずれかに該当することとする。

一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発
行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額
の総額を保有していること。
二 次のいずれにも該当すること。

イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の
発行済株式の総数、出資口数の総数又は出
資額の総額の三分の二以上に相当する数
又は額の株式（株主総会において決議をす
ることができる事項の全部につき議決権を
行使することができるでない株式を除く。）又
は出資を保有していること。
ロ その役員（第二条第七号に規定する役員
をいう。）又は職員を当該二以上の事業者
のうち他の事業者の業務を執行する役員
（これに準ずる者を含む。第八条の三十八
の五第二項第四号及び第四項第五号におい
て同じ。）として派遣していること。

ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者
は、かつて同一の事業者であつて、一体的
に廃棄物を適正に処理していたこと。
（収集、運搬、処分等を行う事業者の基準）

第八条の三十八の三 法第十二条の七第一項第二
号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとお
りとする。

一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分（再生を含む。以下この条から第八条
の三十八の十一までにおいて同じ。）に関す
る計画において当該産業廃棄物の収集、運搬
又は処分を行うこととされた者であること。
二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を統括して管理する体制の下で、当該
産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者で
あること。

三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合に
あつては、当該産業廃棄物と区分して処理す
るために必要な措置を講ずることができる者
であること。

四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託
する場合にあつては、当該二以上の事業者の
うち他の事業者と共同して、受託者と委託契
約を締結するとともに当該受託者に対し管理
票を交付する者であること。
五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を
有すること。
六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を的確に、かつ、継続して行うに足り
る経理的基礎を有すること。
七 法第十四条第五項第二号イからニまで及び
ヘのいずれにも該当しないこと。
八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつ
た日から五年を経過しない者に該当しないこ
と。
九 次に掲げる基準に適合する施設を有するこ
と。

イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運
搬を行う場合における当該収集又は運搬の
用に供する施設については、次によること。
（一） 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出
し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運
搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施
設を有すること。
（二） 積替施設を有する場合には、産業廃棄
物が飛散し、流出し、及び地下に浸透
し、並びに悪臭が発散しないように必要
な措置を講じた施設であること。
ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う
場合における当該処分の用に供する施設に
ついては、次によること。
（一） 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処
分に適する処理施設を有すること。
（二） 産業廃棄物処理施設にあつては、法第
十五条第一項の許可（法第十五条の二の
六第一項の許可を受けた場合にあつて
は、同項の許可）を受けたものであるこ
と。
（三） 保管施設を有する場合には、産業廃棄
物が飛散し、流出し、及び地下に浸透
し、並びに悪臭が発散しないように必要
な措置を講じた施設であること。

十 その他環境大臣が定める基準に適合してい
ること。
（一体的処理の認定の申請）
第八条の三十八の四 法第十二条の七第一項の認
定の申請は、当該二以上の事業者が、共同し
て、様式第五号の二による申請書を当該申請に
係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行うおとす
る区域を管轄する都道府県知事に提出して行
うものとする。
（一体的処理の認定の申請に係る書類）
第八条の三十八の五 法第十二条の七第二項の申
請書（以下この条において「申請書」という。）
に同項第二号の議決権保有割合に関する事項と
して記載すべきものは、次のとおりとする。
一 第八条の三十八の二に規定する当該二以上
の事業者のいずれか一の事業者が保有する当
該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の
議決権保有割合
二 第八条の三十八の二に規定する当該二以上
の事業者のいずれか一の事業者の発行済株式
総数の百分の五以上の株式を有する株主又は
出資口数若しくは出資額の百分の五以上の
者があるときは、これらの者の氏名又は名称、
住所及び当該株主の有する株式の数又は当該
出資をしてしている者のなした出資の口数若しく
は金額
三 申請書に法第十二条の七第二項第三号の実施
体制に関する事項として記載すべきものは、次
のとおりとする。
一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を統括して管理する事業者の名称
二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を行う事業者の名称
三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分の用に供する施設（積替え又は保管の
場所を含む。）
四 第八条の三十八の二第二号に該当する場合
にあつては、同条に規定する当該二以上の事
業者のいずれか一の事業者がその役員（第二
条第七号に規定する役員をいう。）又は職員
を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業
務を執行する役員として派遣している状況
法第十二条の七第二項第四号の環境省令で定
める事項は、次のとおりとする。
一 当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う
産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含

有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は
水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その
旨を含む。）
二 当該申請に係る収集、運搬又は処分の範囲
三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又
は処分を行う区域
申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付
するものとする。
一 次に掲げる事項を記載した事業計画
イ 第二項第二号に掲げる者が行う当該申請
に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の
内容
ロ 当該申請に係る産業廃棄物について最終
処分が終了するまでの一連の処理の行程
ハ 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い
生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、
性状及び処理方法
ニ 収集又は運搬を行う場合にあつては、当
該収集又は運搬の用に供する施設の種類の
数量
ホ 処分を行う場合にあつては、当該処分の
用に供する施設の種類の数量、設置場所、
設置年月日及び処理能力並びに処理方式
（当該施設が産業廃棄物の最終処分場であ
る場合にあつては、埋立地（第十八条の四第
一項第四号に規定する埋立地をいう。）の
面積及び埋立容量）、構造及び設備の概要
ヘ 積替え又は保管を行う場合にあつては、
積替え又は保管の場所に関する次に掲げる
事項
（一） 所在地
（二） 面積
（三） 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種
類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄
物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含
有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
を含む。）
（四） 積替えのための保管上限又は処分等
のための保管上限
（五） 第一条の六の規定の例による高さのう
ち最高のもの
ト 当該申請に係る産業廃棄物を生ずる事業
場の名称及び所在地
チ 法第十四条第一項若しくは第六項又は第
十四条の四第一項若しくは第六項の許可を

受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可申請をして

る場合にあつては、申請年月日）
次に掲げる産業廃棄物等の一年間の数量又は熱量

(1) 当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量

(2) 当該申請に係る処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

(3) 再生を行う場合にあつては再生品の種類ごとの数量

(4) 熱回収を行う場合にあつては当該熱回収により得ようとする熱量

又 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

ル 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

ヲ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

ワ 環境大臣が定める事項

二 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（第八条の三十八の二第二号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）

三 第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者以外の全ての事業者に係る株主名簿（これに準ずるものを含む。）

四 第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ロ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ハ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

二 法第十四条第五項第二号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに第八条の三十八の三第八号に適合する者であることを誓約する書面

ホ 法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。へ及びトにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ヘ 役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト 令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

五 第二項第四号に規定する業務を執行する役員の名簿及び住所並びに第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者から派遣されていることを示す書類

六 当該申請に係る産業廃棄物の処分用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、当該施設について許可を受けていることを証する書類

七 前号のほか、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第八条の三十八の三第九号に規定する基準に適合したものであることを示す書類

八 申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用上の権原を有すること）を証する書類

九 第八条の三十八の二第二号ハに規定する基準に適合したものであることを示す書類（第二号に掲げるものを除く。）

十 その他環境大臣が定める書類

5 前項第四号に掲げる書類のうちロ及びニに掲げるものの様式は、様式第五号の三によるものとする。

（二）体的処理の変更の認定の申請）

第八条の三十八の六 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次

に掲げる事項を記載した様式第五号の四による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更後の処理の開始予定年月日

2 前項の申請書には、第八条の三十八の九に規定する認定証及び当該変更に係る第八条の三十八の五第四項各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定を受けた者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の申請書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定を受けた都道府県知事及びその年月日

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更後の処理の開始予定年月日

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第八条の三十八の七 法第十二条の七第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 第八条の三十八の五第一項第一号に掲げる事項に係る変更（第八条の三十八の二第一号又は第二号イに該当しないこととなる場合に限る。）

二 第八条の三十八の五第二項第三号又は第四号に掲げる事項に係る変更（第四号に掲げる事項に係る変更にあつては第八条の三十八の二第一号及び第二号ロに該当しないこととなる場合に限る。）

三 第八条の三十八の五第三項各号に掲げる事項に係る変更

四 第八条の三十八の五第四項第一号イ、ハ、ニからへまで又は又又はに掲げる事項に係る変更（ハに掲げる事項に係る変更にあつては当該処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状、ニに掲げる事項に係る変更にあつては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類の、へに掲げる事項に係る変更にあつては（一）から（三）までの変更に限る。）

（変更の届出）
第八条の三十八の八 法第十二条の七第九項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 前項の届出書には、当該変更に係る第八条の三十八の五第四項各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3 法第十二条の七第九項の規定による変更の届出をした者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 届出書を提出した都道府県知事及びその年月日

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更の年月日

（二）体的処理の認定証）

第八条の三十八の九 都道府県知事は、法第十二条の七第一項の認定又は同条第七項の変更の認定を交付したときは、様式第五号の六による認定証を提出しなければならない。

（廃止の届出）
第八条の三十八の十 令第六条の七の二の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲

四 廃止の理由

2 法第十二条の七第一項の規定に係る収集、運搬又は処分全部を廃止した場合には、前項の届出書に、前条に規定する認定証を添付しなければならない。

3 令第六条の七の二の規定による廃止の届出をした者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の規定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 届出書を提出した都道府県知事及びその年月日
- 二 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲
- 三 廃止の理由
- 四 廃止の年月日

第八条の三十八の十一 法第十二条の七第一項の規定を受けた者は、共同して、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、次に掲げる事項を記載した様式第五号の七による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 次に掲げる数量又は熱量
 - イ 当該認定に係る収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量
 - ロ 当該認定に係る処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - ハ 再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
- 四 熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量

当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては当該委託の内容及び委託量

- （業務規程の記載事項）
- 第八条の三十九 法第十三条の四第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 情報処理業務の実施方法に関する事項
 - 二 電子情報処理組織の利用料金に関する事項
 - 三 情報処理業務を行う時間及び休日に関する事項

四 情報処理業務の中立性及び公平性に関する事項

五 その他情報処理業務に関し必要な事項

（事業計画書等の認可の申請）

第八条の四十 情報処理センターは、法第十三条の五第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第十三条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添え、これを環境大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 前項第一号の事業計画書には、法第十三条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

第八条の四十一 情報処理センターは、法第十三条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- 四 事業報告書等の提出

第八条の四十二 情報処理センターは、毎事業年度の終了後三月以内に、法第十三条の五第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

（情報処理センターの帳簿の保存）

第八条の四十三 法第十三条の八の帳簿は、各月ごとの次条各号に定める事項について翌月の末日までに備え、備えた日から起算して十年を経過する日までの間保存しなければならない。

（情報処理センターの帳簿記載事項）

第八条の四十四 法第十三条の八の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十二条の五第一項及び第二項に規定する事業者、運搬受託者及び処分受託者の数の状況
- 二 法第十二条の五第一項及び第二項の規定による登録の状況
- 三 法第十二条の五第三項及び第四項の規定による報告の状況
- 四 利用料金の收受の状況

第八条の四十五 第八条の四十及び第八條の四十一の規定は、法第十三条の十六において準用する法第十三条の五第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可について、第八条の四十二の規定は、法第十三条の十六において準用する法第十三条の五第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出について準用する。この場合において、第八条の四十四中「法第十三条の三各号」とあるのは、「法第十三条の三各号」と読み替えるものとする。

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者（同法第三条第十三号に規定する廃油の収集又は運搬を行う場合に限る。）
- 二 再生利用されることが確実であると都道府県知事（当該都道府県内の一の指定都市の長等（令第二十七条に規定する指定都市の長等という。以下同じ。）の管轄区域内のみにあつては、以下同じ。）の管轄区域内のみにあつては、指定都市の長等。以下この号、第十四号及び第十條の十一第六号において同じ。）が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者

十 食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十一 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十一号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものに限り。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十二 動物の死体（事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限り。第十条の三第八号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十三 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う者

十四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の

を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五 国（産業廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）

六 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法第十九条に規定する業務として産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

七 日本下水道事業団（日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）附則第二項に規定する業務として産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

八 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）

九 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）

防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない）と環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十條の三十号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九條の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 事業の用に供する施設の種類及び数量
- 五 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ニ 積替えのための保管上限
 - ホ 第一條の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）
- 七 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 八 申請者が法人である場合には、役員の名

- 九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 十 申請者が令第六條の十に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - 四 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - 五 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 七 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 九 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七條第五項第四号イに係るものに限る。第十一号から第十四号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十 申請者が法第十四条第五項第二号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類
 - 十一 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- 十二 申請者が法人である場合には、役員の名簿の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 十四 申請者が令第六條の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 十五 申請者が令第六條の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 十六 前項各号に掲げる書類及び図面のうち同項第一号、第二号、第五号、第七号に掲げる事項のうち資産に関する調査及び第十号に掲げるものの様式は、様式第六号の二によるものとする。
- 十七 第二項第十五号の規定に基づき次条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類として申請者以外の者が作成した書類を提出するときは、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない。
- 十八 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定を受けた者の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。
- 十九 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為（申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。
- 二十 申請者は、直前の事業年度（申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法

- 第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
 - 二十一 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十條の九第二項、第十條の十二第二項及び第十條の二十二第二項）において準用する場合を含む。）、第十條の四第七項（第十條の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項）において準用する場合を含む。）及び第十一條第八項（第十一條の九第四項、第十二條の十一の十二第三項、第十二條の十一の十三第三項及び第十二條の十二第三項）において準用する場合を含む。）の規定により別記を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に係る許可を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。
 - 二十二 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限る。同項第一号から第三号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
- 第九條の二の二** 前条第四項の規定による指定（以下この条から第九條の二の八までにおいて「指定」という。）は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための活動を推進することを目的とし、同項の規定による書類の作成の業務（以下この条から第九條の二の七までにおいて「業務」という。）を適切かつ確実に行うことができるものであつて、次の各号に掲げる要件を全て備えるものについて行う。
- 一 業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - 二 業務を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三 法人であつて、次のいずれかに該当する者であること。

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人又は同条第二号に規定する公益財団法人

ロ 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第七号に規定する取締役会設置会社であり、かつ、同条第十一号に規定する会計監査人設置会社

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第十四条第五項第二号イに該当する者

ロ 第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日から五年を経過しない者

ハ 廃棄物の処理を業として営む者（その子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）又は親会社等（同条第四号の二に規定する親会社等をいう。）が廃棄物の処理を業として営む者を含む。）

ニ その役員又は令第六条の十に規定する用人のうちに次の（一）又は（二）のいずれかに該当する者があるもの

（一）イ又は法第十四条第五項第二号ロに該当する者

（二）第九条の二の七第二項の規定により指定を取り消された日に取り消された法人の役員又は令第六条の十に規定する用人であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの

ホ 法第十四条第五項第二号へに該当する者

（業務規程）

第九条の二の三 指定を受けた者は、業務の開始前に、次の事項を記載した業務の実施に関する規程（第五項及び第九条の二の七第二項第三号において「業務規程」という。）を定め、環境大臣の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

一 業務を行う時間及び休日

二 業務の実施方法

三 業務に係る手数料の額及びその収納方法

四 業務を行う職員の選解任及び配置に関する事項

五 業務に係る秘密の保持に関する事項

六 帳簿及び書類の管理に関する事項（廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況の記録の保持に関する事項を含む。）

七 会計処理に関する事項

八 業務の適正な実施を確保するために必要な環境省に対する協力に関する事項

二 前項第二号については、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

一 業務の依頼を受けた場合には、次号に掲げる理由その他の正当な理由がある場合を除き、遅滞なく業務を実施すること。

二 取引関係その他の利害関係を有する者からの依頼を受けないこと。

三 依頼者を不当に差別しないこと。

三 依頼者第三号の手数料の額は、適正なものではない。

四 第一項第八号については、環境大臣が業務の適正な実施を確保するために必要な限度で行う次の各号に掲げる求めに対し、これを断る正当な理由がない限り応じる旨を含めなければならない。

一 業務又は資産の状況についての報告を求めること。

二 前号の報告の内容を精査するに当たり、特に必要と認める場合又は同号の報告が著しく遅滞している場合に、指定を受けた者に通告の上、指定を受けた者の事務所に入り、業務の状況又は帳簿、書類、その他の物件の検査を行うこと。

三 指定を受けた者の業務について必要な指示を行うこと。

五 指定を受けた者は、第一項の承認を得た業務規程を公表しなければならない。

（業務執行の決定の中立性の確保）

第九条の二の四 業務に関する理事会又は取締役会の決議について、次のいずれかに該当する理事又は取締役は、議決に加わることができない。

一 第九条の二の二第四号へに該当する者

二 前号に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、役員若しくは令六条の十に規定する使用人又はこれらの役員若しくは使用人の配偶者若しくは二親等内の親族

（役員を選解任の届出義務）

第九条の二の五 指定を受けた者は、その役員を選解任があつた場合には、遅滞なく環境大臣に届け出なければならない。

（業務の休廃止）

第九条の二の六 指定を受けた者は、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の一月前までにその旨を届け出なければならない。

（指定の取消）

第九条の二の七 環境大臣は、前条の規定により指定を受けた者が業務の休廃止を環境大臣に申し出た場合又は指定の必要がなくなつたと認められる場合には、指定を取り消すものとする。

二 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 指定を受けた者が、第九条の二の二第一号から第四号までに規定する要件に該当しなくなつたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 指定を受けた者が、正当な理由なく第九条の二の三第一項の承認を受けた業務規程によらないで業務を行った場合であつて、その行状が特に悪質と認められるとき。

四 指定を受けた者が、第九条の二の四の規定に違反し、その他同条各号に掲げる者が社員総会その他の機関において議決権行使したことにより、著しく不当な決議がなされたとき。

五 指定を受けた者が、第九条の二の五の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 指定を受けた者の職員がその業務に関し賄賂を受取つたことその他の業務に対する信頼を失墜させ、又は指定を継続することが適当でない事実があると認められるとき。

（指定の取消しの際の情報提供）

第九条の二の八 前条の規定により指定が取り消された場合には、指定を受けていた者は、環境大臣が指定する者（環境大臣が指定する者が指定されていない場合には、環境大臣）に対し、その保持する廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況に関する情報を提供するものとする。

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三 令六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第一項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項（法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項（法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ 法第九条の二の二第二項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し

ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）又は第十二条の七第十項の規定による認定の取消し

ニ 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（一）、（四）又は（六）に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。	変更の都度（五）に掲げる事項について一年一回以上
（一）名称	一年一回以上
（二）事務所又は事業場の所在地	一年一回以上
（三）設立年月日	一年一回以上
（四）資本金又は出資金	一年一回以上
（五）代表者、役員及び令六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日	一年一回以上
（六）事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は	一年一回以上

<p>第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)の内容</p>	<p>口 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p>	<p>ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要</p>	<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(他にこれらに受けている場合にあつては、当該許可を含む。)に係る第十條の二若しくは第十條の六又は第十條の十四若しくは第十條の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>ホ 事業の用に供する施設に關する次に掲げる事項 (一) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (二) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別</p>
<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度(一)に掲げる事項については一年一回以上</p>

<p>管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限) へ 情報を用いたインターネットを利用する日(当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。)の属する月の前々月までの三年間(以下「直前三年間」という。)の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (一) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (二) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p>	<p>ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>チ 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>リ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>又 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</p>
<p>一年に一回以上</p>	<p>少なくとも一定時株主総会で承認を受け、又は報告された</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度(人員配置については一年一回以上)</p>	<p>変更の都度</p>

般財団法人持続性推進機構(平成二十二年二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていること。

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値(以下「自己資本比率」という。)が零以上であること。

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(以下「営業利益金額等」という。)が零を超えること。

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(以下「経常利益金額等」という。)の平均額が零を超えること。

八 法人税等(法人税、消費税、住民税(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。)、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。))並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。))をいう。以下同じ。))を滞納していないこと。

九 事業の用に供する特定産業廃棄物最終処分場(特定一般産業廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場(法第十五条の二の四において読み替へて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていないこと。

定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(産業廃棄物収集運搬業の許可証)

第十条の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号(優良産業廃棄物収集運搬業者にあつては、様式第七号の二)による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十條第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者(同法第三條第十三号に規定する廃油の処分を行う場合に限る。)

二 再生利用されることが確実であると都道府県知事(指定都市の長等の管轄区域内において業として行おうとする産業廃棄物の処分に係る指定にあつては、指定都市の長等。以下この号、第十号及び第十條の十五第四号において同じ。))が認めた産業廃棄物のみを処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に

処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五 国（産業廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）

六 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法第十九条に規定する業務として産業廃棄物の処分を行う場合に限る。）

七 日本下水道事業団（日本下水道事業団法附則第二項に規定する業務として産業廃棄物の処分を行う場合に限る。）

八 動物の死体のみの処分を業として行う者（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。）

九 法第十九条の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処分を行う者

十 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物処分業の許可の申請）
第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の範囲
三 事務所及び事業場の所在地
四 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地（産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。次条、第十条の十六の二、第十二条の七の八、第十二条の七の十三、第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十五を除き、以下同じ。）の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）
五 事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
六 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項
イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
ニ 処分等のための保管上限
ホ 第一号の六の規定の例による高さのうち最高のもの
七 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
ハ 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）
九 第九条の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項
前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 事業計画の概要を記載した書類
二 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第十五条第一項の許可を受けた施設である場合を除く。）
三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

四 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
五 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十三条に規定する登録済証の写し
六 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
七 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
八 第九条の二第二項第六号から第十四号までに掲げる書類
九 申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

三 前項第九号の規定に基づき次条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類として申請者以外の者が作成した書類を提出するとき、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない。
四 環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定を受けた者の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

五 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類（第九条の二第二項第六号に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。）（申請者が個人である場合には、第二項第一号及び第四号に掲げる書類）の添付を要しないものとする。ことができる。

六 申請者は、直前の事業年度（申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合）に於いて、直前の事業年度（申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

七 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第八項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項）において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項）において準用する場合を含む。）及び第十一項第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項）において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

八 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限って、同項第一号から第五号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
九 第九条の二の二から第九条の二の八までの規定は、第三項の規定による指定について準用する。

（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）
第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第六項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六日間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受

有価証券報告書を申請書に添付することができる。若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第八項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項）において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項）において準用する場合を含む。）及び第十一項第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項）において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）
第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第六項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六日間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受

<p>けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。</p>	<p>公表事項</p> <p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)の内容</p> <p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p> <p>ハ 事業計画(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要</p> <p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許</p>	<p>更新すべき場合</p>	<p>変更の都度</p>
---	--	----------------	--------------

<p>可を含む。)に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 設置年月日</p> <p>(3) 当該施設の種別</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</p> <p>(5) 処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量)</p> <p>(6) 処理方式</p> <p>(7) 構造及び設備の概要</p> <p>(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合又は、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p> <p>ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p> <p>ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間(以下「直前一年間」という。)において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程(次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業</p>	<p>変更の都度</p>	<p>一年に一回以上</p>
---	--	--------------	----------------

<p>廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量</p> <p>(4) 当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p> <p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、当該水銀使用製品産業廃棄物又は当該水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の種類ごとの処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先ごとの持出量に関する維持管理の状況に関する</p>	<p>一年に一回以上</p>
---	----------------

<p>情報(次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種別に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。)</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス改質方式の焼却施設に限る。)</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(電気炉等を用いた焼却施設に限る。)</p> <p>(4) 令第七条第十号の二に掲げる施設</p> <p>(5) 令第七条第十一号の二に掲げる施設</p> <p>(6) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設</p> <p>(7) 令第七条第十四号に掲げる施設</p> <p>(8) 令第七条第十四号に掲げる施設</p> <p>(9) 令第七条第十四号に掲げる施設</p>	<p>一年に一回以上</p>
--	----------------

<p>の二第八号ロからリまでに掲げる事項</p>	<p>又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量(当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量)及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	<p>ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>ヲ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>ワ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>カ 産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否</p>	<p>ヨ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開</p>
	一年に一回以上	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された	変更の都度	変更の都度(人員配置については一年に一回以上)	変更の都度	変更の都度

の有无及び公開している場合にあつては公開の頻度

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センタの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていること。

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

八 法人税等を滞納していないこと。

九 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の五 法第十四条第十項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 汚泥(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) 廃油(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(3) 廃酸又は廃アルカリ(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。

(4) 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行うこととする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(産業廃棄物処分業の許可証)

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第二項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号(優良産業廃棄物処分業者にあつては、様式第九号の二)による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したと。

二 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

五 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六 法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合に
おいて、法第十五条の三の規定による許可の
取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合に
おいて、法第十五条の二の七、第十九条の三
又は第十九条の五第一項の規定による命令を
受け、当該処理施設を使用することができな
いことにより、当該処理施設において保管す
る産業廃棄物の数量が処分等のための保管上
限に達したること。

(法第十四条第十三項の規定による通知の手續)
第十条の六の三 法第十四条第十三項の規定によ
る通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日か
ら十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面
を送付しなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処
分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、代表者の氏名
二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び
当該事由の内容

(通知の写しの保存期間)
第十条の六の四 法第十四条第十四項の環境省令
で定める期間は、五年とする。

(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受
託できる者)
第十条の六の五 法第十四条第十五項の環境省令
で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める者とする。

- 一 収集又は運搬の受託 第八条の二の八第一
号から第三号までに掲げる者
- 二 処分受託 第八条の三第一号から第三号
までに掲げる者

(承諾に係る書面の記載事項)
第十条の六の六 令第六条の十二第一号(令第六
条の十五第二号の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の環境省令で定める事
項は、次のとおりとする。

- 一 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄
物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業
廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場
合は、その旨を含む。)及び数量
- 二 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
承諾の年月日
- 三 承諾の年月日
- 四 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可
番号

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分
業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分
を再委託できる場合)
第十条の七 法第十四条第十六項ただし書の環境
省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物
(特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該
中間処理業者が行つた処分に係る中間処理産
業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)
の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除
く。以下この条において同じ。)を次のイか
らトまでに定める基準に従つて委託する場合
イ 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産
業廃棄物の運搬を業として行うことができ
る者であつて委託しようとする産業廃棄物
の運搬がその事業の範囲に含まれるものに
委託すること。

- ロ 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、
法第十五条の四の五第一項の許可を受けて
輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託
することができることとし、かつ、他人の
産業廃棄物の処分又は再生を業として行う
ことができる者であつて委託しようとする
産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範
囲に含まれるものに委託すること。
- ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託
契約書には、次に掲げる事項についての条
項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書
面が添付されていること。
- ニ 委託する産業廃棄物の種類(当該産業
廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用
製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
が含まれる場合は、その旨を含む。)及
び数量

- (1) 産業廃棄物の運搬を委託するときは、
運搬の最終目的地の所在地
- (2) 産業廃棄物の処分又は再生を委託する
ときは、その処分又は再生の場所の所在
地、その処分又は再生の方法及びその処
分又は再生に係る施設の処理能力
- (3) 産業廃棄物の処分を委託するときは、
当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の
所在地、最終処分の方法及び最終処分
に係る施設の処理能力

- (4) 再委託者(中間処理業者から委託を受
けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は
処分を再委託する者をいう。以下この条
において同じ。)が再受託者(再委託者
が当該中間処理業者から受託した産業廃
棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託
しようとする者をいう。以下この条にお
いて同じ。)に支払う料金
- (5) 再受託者が産業廃棄物収集運搬業者又は
産業廃棄物処分業者の許可を受けた者であ
る場合は、その事業の範囲
- (6) 再受託者が当該委託契約に係る
産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合
には、当該積替え又は保管を行う場所の
所在地並びに当該場所において保管でき
る産業廃棄物の種類及び当該場所に係る
積替えのための保管上限

- (7) (8) の場合において、当該委託契約
に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物で
あるときは、当該積替え又は保管を行う
場所において他の廃棄物と混合すること
の可否等に関する事項
- (8) 再委託者の有する委託した産業廃棄物
の適正な処理のために必要な次に掲げる
事項に関する情報
- (9) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関
する事項
- (10) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発
等当該産業廃棄物の性状の変化に関す
る事項
- (11) 他の廃棄物との混合等により生ずる
支障に関する事項
- (12) その他当該産業廃棄物を取り扱う際
に注意すべき事項

運搬の委託	一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並 びに許可番号 三 交付した管理票ごとの交付年月日 及び交付番号 四 運搬先ごとの委託量
収集又は運搬	一 収集又は運搬年月日 二 交付された管理票ごとの管理票交 付者の氏名又は名称、交付年月日及び 交付番号 三 受入先ごとの受入量 四 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 五 積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管の場所ごとの搬出量

第十条の八 法第十四条第十七項において準用す
る法第七条第十五項の環境省令で定める事項
は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の
区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり
とする。

処分

一 受入れ又は処分年月日
 二 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
 三 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
 四 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
 五 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

処分の委託
 一 委託年月日
 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
 三 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号
 四 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
 五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
 六 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
 七 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
 八 受託者ごとの委託の内容及び委託量

備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより記載しななければならない。
 一 前項の表収集又は運搬の項二に掲げる事項及び同表処分の項二に掲げる事項 管理票を交付又は回付された日から十日以内に記載すること。
 二 前項の表運搬の委託の項三に掲げる事項及び同表処分の委託の項三から七までに掲げる事項 管理票に係る産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。
 三 前二号以外の事項 前月中における当該事項について、毎月末までに記載すること。
 3 第二条の五第三号の規定は、法第十四条第十七項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。
 （産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の九 法第十四条の二第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 許可の年月日及び許可番号
 三 変更の内容
 四 変更の理由
 五 変更に係る事業の用に供する施設の種類の数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 六 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
 七 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 八 第九条の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）、第三項及び第六項から第九項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第六項中「次条各号」とあ

るのは「第九条の三各号」と、同条第七項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と、同条第九項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。
 3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 氏名又は名称
 二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者
 イ 法第十四条第五項第二号ハに規定する法定代理人
 ロ 役員
 ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
 ニ 令第六条の十に規定する使用人
 三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
 四 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
 五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 イ 所在地

2 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 一 第一項第一号に掲げる事項の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（第

面積
 ロ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 ニ 積替えのための保管上限
 ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
 六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 イ 所在地
 ロ 面積
 ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 ニ 処分等のための保管上限
 ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無
 2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 一 第一項第一号に掲げる事項の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（第

備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

2 第九号の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）、第三項及び第六項から第九項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第六項中「次条各号」とあ

るのは「第九条の三各号」と、同条第七項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と、同条第九項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。
 3 第十条の四第二項（第九号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

面積
 ロ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 ニ 積替えのための保管上限
 ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
 六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 イ 所在地
 ロ 面積
 ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 ニ 処分等のための保管上限
 ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

一項第二号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員名簿の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。第一項第二号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

三 第一項第三号に掲げる事項及び住所の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

四 産業廃棄物収集運搬業者に係る第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第九條の二第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面

五 産業廃棄物処分業者に係る第一項第四号又は第六号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第十條の四第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面

六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第十條の二に規定する許可証の写し

第十條の十の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第十四條の二第三項において読み替えて準用する法第七條の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十條の二又は第十條の六に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(法第十四條の二第三項において準用する法第七條の二第四項の規定による届出)

第十條の十の三 法第十四條の二第三項において準用する法第七條の二第四項の規定による届出は、法第十四條第五項第二号イ(法第七條第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)

又は第十四條第五項第二号ハからホまで(法第七條第五項第四号イ若しくはチ又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十四條第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第十四條第五項第二号イ(法第七條第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)

又は第十四條第五項第二号ハからホまで(法第七條第五項第四号イ若しくはチ又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日(法第十四條の二第三項において準用する法第七條の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

第十條の十の三の二 法第十四條の二第三項において準用する法第七條の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二條の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四條第五項第二号イ(法第七條第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

(法第十四條の二第四項の規定による通知の手続)

第十條の十の四 法第十四條の二第四項の規定による通知は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由の内容
(通知の写しの保存期間)
第十條の十の五 法第十四條の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。
(法第十四條の三の二第三項の規定による通知の手続)
第十條の十の六 法第十四條の三の二第三項の規定による通知は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一 許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 許可を取り消された年月日及び事由の内容
(通知の写しの保存期間)
第十條の十の七 法第十四條の三の二第四項において準用する法第十四條の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を要しない者)
第十條の十一 法第十四條の四第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十二條第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者(同法第三十三條第三号に規定する廃油の収集又は運搬を行う場合に限る。)

二 国(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。)

三 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者(自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。)

四 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者(自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。)

五 法第十九條の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて、当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う者

六 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者(法第十二條の二第二項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準(処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でない)と環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十條の十五第四号におい

て同じ。)に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可の申請)
第十條の十二 法第十四條の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事務所及び事業場の所在地

四 事業の用に供する施設の種類及び数量

五 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地
ロ 面積
ハ 積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
ニ 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限

ホ 第一條の六の規定の例による高さのうち最高のもの

六 他に法第十四條第一項若しくは第六項又は第十四條の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日)

七 第九條の二第二項第七号から第十号までに掲げる事項
第九條の二第二項から第九項まで及び第九條の二の二から第九條の二の八までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第九條の二第二項第十五号中「令第六條の九第二号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。)」とあるのは、「令第六條の十三第二号に掲げる者」と、法第十四條第二項「とあるのは、「法第十四條の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは、「第十條の十二の二第一号」と、同條第四項中「次条第二号」とあるのは、「第十條の十二の二第二号」と、同條第六項中「次条各号」とあるのは、「第十條の十二の二各号」と、同條第七項中「優良産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「令第六條の十三第二号に掲げる者」と、「法第十四條第二項」とあるのは、「法第十四條の四第二項」と、同條

第八項中「この項」とあるのは「第九条の第二八項」と読み替えるものとする。

3 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、第一項の申請書には、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 運搬容器の構造図
- 二 連絡設備等の概要を記載した書類
- 三 事故時における当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具（以下「応急措置設備等」という。）の概要を記載した書類
- 四 その業務に直接従事する者が次条第二号ロ（一）から（四）までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に關し）
 第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）又は当該有効期間を含む連続する五年間（同条第一項の許可を受けている期間に限る。）のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間（申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に關する次に掲げる事項（一）（四）又は（六）に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む（一）	変更の都度（五）に掲げる事項について一年

（二） 事務所又は事業場の所在地	（三） 設立年月日	（四） 資本金又は出資金	（五） 代表者等の氏名及び就任年月日	（六） 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合に於ては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合に於ては、これらの許可に係る事業に關するものを含む。）の概要	ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	ホ 事業の用に供する施設に關する次に掲げる事項 （一） 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 （二） 積替え又は保管を行う場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業	（一） 度（一）に掲げる事項について一年に一回	変更の都度（一）に掲げる事項について一年に一回
------------------	-----------	--------------	--------------------	--	---	---	---	--	-------------------------	-------------------------

ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	チ 事業者がその特別管理産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	リ 業務を所掌する組織及び人員配置	ロ 事業の実施に關し生活環境の保全上利害關係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	ハ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に關する次に掲げる事項 （一） 特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 （二） 特別管理産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	ヘ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に關する次に掲げる事項 （一） 特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 （二） 特別管理産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	ホ 事業の用に供する施設に關する次に掲げる事項 （一） 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 （二） 積替え又は保管を行う場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業	（一） 度（一）に掲げる事項について一年に一回	変更の都度（一）に掲げる事項について一年に一回
---	--	-------------------	--	--	--	---	--	-------------------------	-------------------------

合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センタールの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線と接続されていること。

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

八 法人税等を滞納していないこと。

九 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）
 第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七において同じ。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（二）において同じ。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び第十条の十七第一号イ（二）において同じ。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃

酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
ハ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
ホ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行うとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

ヘ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられていた施設であること。
ニ 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

- (1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に特に注意すべき事項
- (2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- (4) 緊急時における連絡の方法

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証)
第十條の十四 都道府県知事は、法第十四條の四

第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四條の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十三号(令第六條の十三第二号に該当する者にあつては、様式第十三号の二)による許可証を交付しなければならない。
(特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者)

第十條の十五 法第十四條の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十條第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同條第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港灣管理者若しくは漁港管理者(同法第三十條第三号に規定する廃油の処分を行う場合に限る。)

二 国(特別管理産業廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。)
三 法第十九條の八第一項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの処分を行う者

四 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者(法第十二條の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)
第十條の十六 法第十四條の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業の範囲
三 事務所及び事業場の所在地
四 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
五 事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
六 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項
イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類の保管上限
ホ 第一條の六の規定の例による高さのうち最高のもの
七 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
八 他に法第十四條第一項若しくは第六項又は第十四條の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可の申請をしていない場合にあつては、申請年月日)
九 第九條の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項
第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業の範囲
三 事務所及び事業場の所在地
四 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
五 事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
六 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項
イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類の保管上限
ホ 第一條の六の規定の例による高さのうち最高のもの
七 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
八 他に法第十四條第一項若しくは第六項又は第十四條の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可の申請をしていない場合にあつては、申請年月日)
九 第九條の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項
第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第十條の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同條第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六條の十四第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第二号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第三号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第四号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第五号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第六号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第七号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第八号に掲げる者」と、同項第十四條第十四号第九号に掲げる者」と読み替へるものとする。

3 第一項の申請書には、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合は、この限りでない。
一 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
二 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
(特別管理産業廃棄物処分業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

第十條の十六の二 令第六條の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 従前の法第十四條の四第六項の許可に係るの有効期間(同條第八項に規定する許可の有効期間をいう。)又は当該有効期間を含む連続する五年間(同條第六項の許可を受けている期間に限る。)のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間(申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を、当該変更に係る履歴を含む	(5) に掲げる事項については一年以内
(1) 名称	
(2) 事務所又は事業場の所在地	
(3) 設立年月日	
(4) 資本金又は出資金	
(5) 代表者等の氏名及び就任年月日	
(6) 事業(他に法第十四條第一項若しくは第六項又は第十四條の四第一項若しく	

<p>は第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。の内容</p>	<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種別 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式</p>
	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更の都度

<p>(7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p>	<p>ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p>	<p>ト 直前一年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。） (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量 (4) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先</p>	
	変更の都度	一年一回以上	一年一回以上	

<p>ごと及び処分方法ごとの処分量 リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種別に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。）</p>	<p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項 (2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項 (3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項 (4) 令第七条第十号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項 (6) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項 (7) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項</p>
一年一回以上	

<p>(8) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項 (9) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項</p>	<p>又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	<p>ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>ヲ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>カ 特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持</p>
一年一回以上	少なくとも毎月株主総会で承認を受け、又は報告された	変更の都度	変更の都度	更新の都度

出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	変更の都
事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	度

- 三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること。
- 四 その使用に係る入出力装置が情報処理センタの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。
- 五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- 六 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。
 - イ 直前三年の各事業年度のうらいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。
 - ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。
- 八 法人税等を滞納していないこと。
- 九 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をえていること。

第十条の十七 法第十四条の四第十項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合
- イ 施設に係る基準
 - (1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - (2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - (3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - (4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の付帯設備を備えたものを有すること。
 - (5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - (6) 廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

- (7) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。
- (8) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (9) シアン化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (10) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）及び（8）に掲げるものを除く（7）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- (11) その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であつて、必要な付帯設備を備えたものを有すること。
- (12) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。

- ロ 申請者の能力に係る基準
 - (1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - (2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
 - (3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号（令第六条の十四第二号に該当する者にあつては、様式第十五号の二）による許可証を交付しなければならない。

- 二 埋立処分を業として行う場合
 - イ 施設に係る基準
 - (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
 - (2) 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。
 - ロ 申請者の能力に係る基準
 - (1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - (2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
 - (3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したと。

二 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

五 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

(法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続)

第十条の十八の三 法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の十八の四 法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託できる者)

第十条の十八の五 法第十四条の四第十五項の環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 収集又は運搬の委託 第八条の十四各号に掲げる者

二 処分の委託 第八条の十五各号に掲げる者(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の十九 法第十四条の四第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物(当該中間処理業者が行つた処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからハまでに定める基準に従つて委託する場合

イ 第十条の七第一号の規定の例によること。

ロ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書で通知すること。

(1) 委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

(2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

ハ 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、令第六条の六第一号の規定に基づき当該運搬又は処分を委託した当該中間処理業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。

二 法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る特別管理産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)

第十条の二十 法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十条の十一に掲げる者

二 第十条の十五に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限り)とし、その委託を受けて当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限り)を含む。

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び前項に掲げる者のうち、感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を、感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分を、それぞれ行うことができる。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類(ことに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする)。

Table with 2 columns: 収集(Collection) and 処分(Disposal). Rows include collection and transport, and disposal, with details on documents and dates.

Table with 4 columns: 搬入(Loading), 搬出(Unloading), 委託(Entrustment), and 処分(Disposal). Rows detail procedures for receiving, entrusting, and disposing of waste, including document requirements and identification.

規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。
(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 法第十四条の五第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 許可の年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更に係る事業の用に供する施設の種類の数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

六 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
七 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
八 第九条の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く)、第三項及び第六項から第九項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第六項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第七項中「申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係るとあるのは「に係る」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第九条の二第八項」と、同条第九項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く)及び第五項から第八項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条

の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第一号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係るとあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第一号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」に係るとあるのは「に係る」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く)及び第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。
(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ 法第十四条第五項第二号ハに規定する法定代理人

ロ 役員

ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
ニ 令第六条の十に規定する使用人
三 事務所及び事業場の所在地(住所を除く)
四 事業の用に供する施設(運搬容器その他これに類するものを除く)並びにその設置場所及び構造又は規模
五 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 面積
ロ 積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

二 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限
ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
六 特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
ニ 特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限
ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
七 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者
八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条の四第一項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。当該都道府県において「積替え許可」という)の有無
九 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあつては、三十日)以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
三 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ)に係るものに限る。次号において同じ。
ニ 該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
三 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第一項第二号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員

の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。第一項第二号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

三 第一項第三号に掲げる事項及び住所の変更の届出については、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

四 特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第九条の二第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面

五 特別管理産業廃棄物処分業者に係る第一項第四号又は第六号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第十条の四第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面
六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る者が特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
七 第一項第八号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し

第十条の二十三の二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。
(法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第

る場合には、その登記事項証明書並びに役員

の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。第一項第二号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

三 第一項第三号に掲げる事項及び住所の変更の届出については、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

四 特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第九条の二第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面
五 特別管理産業廃棄物処分業者に係る第一項第四号又は第六号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第十条の四第二項第二号及び第三号に規定する書類及び図面
六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る者が特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
七 第一項第八号に掲げる事項の変更の届出(新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。)については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し

第十条の二十三の二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。
(法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第

二 号口に係るものを除く。のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可の年月日及び許可番号

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第七項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四 当該欠格要件に該当するに至つた年月日（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。）

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（法第十四条の五第四項の規定による通知の手続）
第十條の二十四の三 法第十四条の五第四項の規定による通知は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。
一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由の内容
（通知の写しの保存期間）
第十條の二十四の四 法第十四条の五第五項において準用する法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続）
第十條の二十四の五 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第三項の規定による通知は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。
一 許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
二 許可を取り消された年月日及び事由の内容
（通知の写しの保存期間）
第十條の二十四の六 第十條の十の七の規定は、法第十四条の六において準用する法第十四条の三の二第四項において準用する第十四条の二第五項の規定による期間について準用する。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）
第十一條 法第十五条第二項の申請書は、様式第十八号によるものとする。
2 前項の申請書に法第十五条第二項第六号の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
一 産業廃棄物処理施設の位置
二 産業廃棄物処理施設の処理方式
三 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
六 その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項
3 第一項の申請書に法第十五条第二項第七号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
三 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
4 第一項の申請書に法第十五条第二項第八号の災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
二 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
三 火災の発生防止に関する事項
四 その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項
5 法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 令第十二号及び第十三号の二に掲げる施設にあつては、焼却灰等の処分方法
二 令第七号第四号、第六号及び第十一号に掲げる施設にあつては、汚泥等の処分方法
三 令第七号第十号の二に掲げる施設にあつては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
四 令第七号第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
五 令第七号第十二号の二に掲げる施設にあつては、埋立
六 当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
七 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
八 申請者が法人である場合には、役員等の氏名及び住所
九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
十 申請者が令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
十一 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
三 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

四 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
五 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
六 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
八 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
十 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第十二号から第十五号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
十一 申請者が法第十四条第五項第二号イからハまでで該当しない者であることを誓約する書面
十二 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
十三 申請者が法人である場合には、役員等の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
十五 申請者が令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第

九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

8

都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第八項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別を受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第十一条の二 法第十五条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種別及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- 二 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四 当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由

七 その他当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に關して参考となる事項

第十一条の三 法第十五条第三項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物の最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第二項の申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合
- 二 産業廃棄物の最終処分場にあつては、法第十五条第二項の申請書に記載した同項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
- 四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
- 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわなないものであること
- 六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする

るために必要な排水処理設備が設けられていること。

七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 令第七条第一号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。

3 令第七条第二号に掲げる施設（天日乾燥施設を除く。）の技術上の基準は、施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるとする排ガス処理設備が設けられていることとする。

4 令第七条第二号に掲げる施設（天日乾燥施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。
- 二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四条第一項第七号（同号ロ（一）及び（二）並びに又から力までを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
- イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
- ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

二 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）の規定の例によることとする。

7 令第七条第四号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。
- 二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

8 令第七条第六号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。

9 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。
- 二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化すること）を行う場合、以下同じ。）を行う場合にあつては、次によること。

一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

- イ 定量すつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
- ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。
- ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。
- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。
- (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
- (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
- ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
- (1) 常時換気することができる構造であること。
- (2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。
- ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
- (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入

- するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。
- ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をビッドその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。
- (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。
- ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。
- (3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- (4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。
- 10 令第七条第九号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。
- 11 令第七条第十号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項及び第三項の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。
- イ ばい焼温度がおおむね摂氏六百度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。
- ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。
- 二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。
- 12 令第七条第十号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 二 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
- イ 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。
- ロ 外気と遮断されたものであること又は反応設備内に負圧に保つことができるものであること。
- 三 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようになすことができる水銀ガス処理設備が設けられていること。
- 13 令第七条第十一号に掲げる施設の技術上の基準は、第二項の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。

- イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏九百度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。
- ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。
- 二 酸分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。
- 14 令第七条第十一号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあつては、この限りでない。
- 二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。
- イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で溶融することができるものであること。
- ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
- ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- 三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。
- 四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようになすことができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- 五 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流

動状態が確認できる設備が設けられていること。

六 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

15 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、附着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 処理しようとする廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次に示すこと。

- イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

四 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次に示すこと。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。

ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。

五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次に示すこと。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

(5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 光分解方式の施設にあつては、次に示すこと。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。

(3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。た

だし、反応終了後の混合物をポリ塩化ビフェニル処理物として処理する場合は、この限りでない。

(1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次に示すこと。

イ 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。

(4) 外気と遮断されたものであること。

(5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。

(6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。

(7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反

16

- 応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
- 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 二 処理しようとするポリ塩化ビフェニル汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。
- 三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。
- イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。
- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物及び酸化剤等の供給量を調節することができるものであること。
- ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- (2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。
- (3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。
- 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。
- イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
- ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
- (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
- 五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。
- イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。
- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。
- ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ハ 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。
- ニ 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
- 六 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。
- イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

17

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。
- ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- (3) 外気と遮断されたものであること。
- (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
- (2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
- 一 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はポリ塩化ビフェニルの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの
- 令第七条第十三号に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸又は廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

三 分離方式の施設にあつては、次によること。
イ 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。

(1) 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

(2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ロ 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。

(1) 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。

(2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 回収設備から排出される排気による生環境保全上の支障が生じないようにすることができ、排気処理装置等が設けられていること。

ハ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防止しながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。

第十二条の二の二 (適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

法第十五条の二の二 法第十五条の二の二の六第二項において準用する場合を含む。の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

第十二条の二の三 法第十五条の二の二の六第二項において準用する場合を含む。の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

場合を含む。の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理の確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理の確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

第十二条の三 (生活環境の保全に関する専門的知識)

法第十五条の二の二の六第二項において準用する場合を含む。の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

第十二条の四 法第十五条の二の二の六第二項において準用する場合を含む。の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設置場所
- 三 許可の年月日及び許可番号
- 四 竣功の年月日
- 五 使用開始予定年月日

二 前項の申請書には、竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。

第十二条の五 (産業廃棄物処理施設の許可証)

都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の六第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。

(定期検査の申請)

第十二条の五の二 法第十五条の二の二の六第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類の許可の年月日及び許可番号

(定期検査の期間)

第十二条の五の三 法第十五条の二の二の六第二項の検査を受けた日、直近において行われた法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二の六第二項の検査を受けた日又は直近において行われた法第十五条の二の二の六第二項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

(定期検査結果の通知)

第十二条の五の四 都道府県知事は、法第十五条の二の二の六第二項の検査を行ったときは、様式第二十号の三による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生環境の保全上必要な措置を講ずること。
- 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- 八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する

応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。

第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

令第七条第一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的なる布又は脱水機の洗浄を行うこと。

二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

令第七条第二号に掲げる施設(天日乾燥施設を除く。)の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。
- 二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。

令第七条第三号に掲げる施設(天日乾燥施設に限る。)の維持管理の技術上の基準は、定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。

令第七条第四号に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度(ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度)以上に保つこと。
- 二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、次によること。

イ 燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ(二)の環境省令で定める基準に適合させること。

ロ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル

含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

六 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

七 令第七条第四号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第五項第三号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によることとする。

八 令第七条第六号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分にすること。

三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

九 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。

(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合は、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

(5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化して

ないことを確認し、かつ、記録すること。

ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ハの規定の例による。

ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。

ヘ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。

(1) 保管設備内を常時換気すること。

(2) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。

チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。

(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置すること

(2) その他の必要な措置を講ずること。

リ 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。

(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ル 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ルに掲げる場合を除く。)にあつては、次によること。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に保管する場合にあつては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていないことを確認すること。

(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に保管する場合にあつては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。

(4) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類の保管した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で

適切なものとなつてゐることを確認すること。
 ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備へること。
 ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。

10 令第七条第九号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。
 11 令第七条第十号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、第二項第二号、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次のとおりとする。
 一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏六百度以上にした後、汚泥を投入すること。
 二 ばい焼に当たつては、ばい焼温度を前号に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
 三 ばい焼によつて生ずる水銀ガスを回収すること。

12 令第七条第十号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 一 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。
 二 外気と遮断されていない反応設備にあつては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。
 三 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
 令第七条第十一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

13 令第七条第十一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
 二 高温熱分解方式の施設にあつては、第三項第二号及び第四条の五第一項第二号フの規定の例によるほか、次によること。
 イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏九百度以上した後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。

14 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 一 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
 二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏千五百度以上とし、これを保つこと。
 三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。
 四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十四項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
 五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 六 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
 七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
 八 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
 九 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。

15 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めない場合には速やかに必要な措置を講ずること。
 二 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次のとおりとする。
 イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。
 ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の処理により生じた廃油中のポリ塩化ビフェニル含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 三 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次に

10 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備へること。
 十一 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。
 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
 ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 ハ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 ニ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めない場合には速やかに必要な措置を講ずること。
 二 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次のとおりとする。
 イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。
 ハ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 ニ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。
 ホ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。
 イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 ロ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 ハ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 ニ 除去設備内たい積した粒子状の物質等を除去すること。
 ホ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 ト 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣が定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。
 チ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 ロ 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 ハ 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 ニ 気液を分離した後の液体中に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下になるように処理すること。
 ホ 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。
 イ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 ロ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 ハ 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 ニ 除去設備内たい積した粒子状の物質等を除去すること。
 ホ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 ヘ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 ト 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣が定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。
 チ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

- ト 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- チ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- リ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ヌ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- 五 溶解分解方式の施設にあつては、次によること。
 - イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を反応設備中の溶解補助剤が溶解した面に接するよう供給すること。
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が溶解した状態を保つために溶解補助剤の供給量を調節すること。
 - ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶解及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - ニ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - ホ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - ヘ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - ト 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 - チ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - リ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。
 - ヌ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

- ル 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ヲ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- ワ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
- カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。
- 一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の第十七項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。
- 二 洗浄方式の施設にあつては、第十五項第三号ホの規定によること。
- 三 分離方式の施設にあつては、次によること。
 - イ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるポリ塩化ビフェニルの分離に必要な時間を調節すること。
 - ロ 分離設備内をポリ塩化ビフェニルの分離に必要な温度及び圧力を保つこと。
 - ハ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - ニ 回収設備内を分離されたポリ塩化ビフェニルの回収に必要な温度に保つこと。
 - ホ 回収設備の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - ヘ ポリ塩化ビフェニルの分離及び回収の後を生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において「回収液」という。）の量を測定し、かつ、記録すること。
 - ト ポリ塩化ビフェニルの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。
 - チ 排出した回収液の量及び当該回収液中のポリ塩化ビフェニル含有量を測定し、かつ、記録すること。

- リ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- （公表すべき維持管理の状況に関する情報）
- 第十二条の七の二 法第十五条の二の第三項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ト、リ、ワ及びヅの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号又の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四項の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）を採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - 二 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果

- イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ（４）及び（６）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ（７）の規定によるばいじんの除去を行った年月日
- ニ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ（５）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
- 三 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ（２）及び（３）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ（４）の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ（５）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果

- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
 - 三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設 処分した廃水銀等の各月ごとの数量
 - 四 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項
 - イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 前条第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果及び前条第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度
 - ハ 前条第十四項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - ニ 前条第十四項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該試験に係る試料を採取した位置
 - (2) 当該試験に係る試料を採取した年月日
 - (3) 当該試験の結果の得られた年月日
 - (4) 当該試験の結果
 - ホ 前条第十四項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ヘ 前条第十四項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行った年月日
 - 五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 前条第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第

- 六号ニ、第十六項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 前条第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びロ、第五号ハ並びに第六号ハ及びブ、第十六項第二号ハ、第三号ハ及びブ、第四号ハ並びに第五号ト及びブ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされる第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号ハ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る試料を採取した位置
 - (2) 当該測定に係る試料を採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - ニ 前条第十五項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ハの規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日
 - ホ 前条第十五項第四号チ及び第六号リ並びに第十六項第三号リ、第四号ト及び第五号又の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る生成ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - ロ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該水質検査に係る地下水等採取した場所

- (2) 当該水質検査に係る地下水等採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果
 - ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
 - ニ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
 - ホ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ロ 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
 - イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合
- イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合
- イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合

- に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- 二 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
 - (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
 - (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - (4) 当該水質検査の結果
 - ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
 - ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必

- 要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
- リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果（維持管理の状況に関する情報の公表）
- 第十二条の七の三 法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。
 - 一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び二（一）並びに第八号イに掲げる事項 翌月の末日
 - 二 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号ロから二まで、第五号ロ、ハ及びホ、第六号ロ及び二、第七号ハ及びホ並びに第八号二及びリに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - 三 前条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ及び二、第五号二、第六号ロ（一）及び二並びに第八号ロ（一）、ハ（一）、ヘ（一）、ト（一）及びチ（一）に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - 四 前条第六号ハ、ホ（二）及びヘ（二）、第七号ロ（二）及びハ並びに第八号ロ（二）、ハ（二）、ホ、ヘ（二）、ト（二）及びチ（二）に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - 五 前条第七号二（二）に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
- 第十二条の七の四 法第十五条の二の四においては、次に依り行うものとする。
 - 一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。
 - イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二、第三号の三イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及び二（一）並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日
 - ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第三号の二、第三号の三ロから二まで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及び二、第六号ハ及びホ並びに第七号二及びリに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の三ホ及びヘ、第四号二、第五号ホ（一）及びヘ（一）、第六号ロ（一）並びに第七号ロ（一）、ハ（一）、ヘ（一）、ト（一）、ト及びチ（一）に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - ニ 次条第五号ハ、ホ（二）及びヘ（二）、第六号ロ（二）及びヘ並びに第七号ロ（二）、ハ（二）、ホ、ヘ（二）、ト（二）及びチ（二）に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - ホ 次条第六号二（二）に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
 - 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
 - 三 閲覧の求めがあつた場合に於ては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
- 第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - 一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びツの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果

- ハ 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第二号又の規定によるばいじんの除去を行った年月日
- ニ 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第二号力の規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設に於ては、第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合に於ては、試料とする。以下この号において同じ。）を採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
- 二 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第十二条の七第六項第一号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号イ（４）及び（６）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第十二条の七第六項第一号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号イ（７）の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 第十二条の七第六項第一号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号イ（９）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係るガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係るガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日

- 三 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ（2）及び（3）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ（4）の規定によるばいじんの除去を行った年月日
 - ニ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ（5）の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - 三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設 処分した廃水銀等の各月ごとの数量
 - 三の三 令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設 次に掲げる事項
 - イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第十二条の七第十四項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果及び第十二条の七第十四項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度
 - ハ 第十二条の七第十四項第五号及び第十一号の規定による測定に関する次に掲げる事項

- 四
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第十二条の七第十五項第二号ハ、第三号ハ、第四号ホ、第五号ヘ、及びホ（2）並びに第六号ニ、第十六項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第十二条の七第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びワ、第十六項第二号ヘ、第三号ヘ及びワ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十七項第二号の規定によりその例によることとされた第十五項第三号ホ並びに第十七項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る試料を採取した位置
 - (2) 当該測定に係る試料を採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果

- 五
 - イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該水質検査に係る地下水等採取した場所
 - (2) 当該水質検査に係る地下水等採取した年月日
 - (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - (4) 当該水質検査の結果
 - ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
 - ニ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
 - ホ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出の

- 六
 - イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
 - ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定による検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該検査の各月ごとの実施回数
 - (2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
 - ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所
 - (2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日
 - (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - (4) 当該水質検査の結果

- へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号二及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該措置を講じた年月日
 - (2) 当該措置の内容
- 七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号へに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
 - イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
 - ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- 二 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
 - (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
 - (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - (4) 当該水質検査の結果
- ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容
- へ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
 - (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要措置を講じた年月日及び当該必要措置の内容
- リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

る産業廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

第十二条の七の七 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

(維持管理積立金の算定基準)

$$A \parallel C \times I / L - T$$

(この式において、A、C、I、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。)

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分場の終了後における維持管理に必要な費用の額
- I 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月(当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場)まで、当該埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
- L 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額
- T 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$A \parallel C \times (H + s \times e) / N - T$$

(この式において、A、C、H、s、e、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。)

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分場の終了後における維持管理に必要な費用の額
- H 当該年度の前年度までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量
- s 当該年度の四月から九月(八月以前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場)にあつては、当該埋立処分を終了する月)までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量
- N 前年度における当該特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数
- T 当該特定産業廃棄物最終処分場の埋立容量

第十二条の七の八 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができる、かつ、埋立処分が終了していない特定産業廃棄物最終処分場(ここに、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。)

都道府県知事は、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 特定産業廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号
- 三 特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分が開された年月及び埋立処分場の終了予定年月
- 四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積、埋立容量及び当該年度の前年

木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
五の二 令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 基準不適合水銀処理物
六 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の規定で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 第一項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)
第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）
- 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 六 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、

ては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）
七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）
九 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

法第十五条の二の五第一項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出し行うものとする。ただし、都道府県知事がこれを行うことが困難な特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第十二条の五に規定する許可証の写し
二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類
イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第七条第六項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号、第六号又は第十号に該当する者であることを示す書類
ニ 令第五条の九に規定する認定証の写し
ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨）
五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

六 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件

七 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

法第十五条の二の五第一項の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内、前項の規定により交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)
第十二条の七の十八 法第十五条の二の五第一項の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の五までの規定を適用する。

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)
第十二条の八 法第十五条の二の六第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの
- 二 第十一条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更
- 三 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからヨまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該イからヨまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

イ 令第七条第一号に掲げる施設 脱水機

ロ 令第七条第二号に掲げる施設 乾燥設備

ハ 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設 燃焼室

ニ 令第七条第四号に掲げる施設 油水分離設備

ホ 令第七条第六号に掲げる施設 中和槽

ヘ 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設 破砕機

ト 令第七条第九号に掲げる施設 混練設備

チ 令第七条第十号に掲げる施設 ばい焼室

リ 令第七条第十一号に掲げる施設 熱分解設備又は分解槽

又 令第七条第十一号の二に掲げる施設 溶融炉又は破砕設備

ル 令第七条第十二号の二に掲げる施設 反応設備

ヲ 令第七条第十三号に掲げる施設 洗浄設備又は分離設備

ワ 令第七条第十四号イに掲げる施設 外周仕切設備

カ 令第七条第十四号ロに掲げる施設 擁壁又はえん堤

ヨ 令第七条第十四号ハに掲げる施設 遮水層又は擁壁若しくはえん堤

四 第十一条第二項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）

五 第十一条第三項各号に掲げる事項に係る変更（第十一条第三項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が軽減されることとなるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)
第十二条の九 法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の
- 四 許可の年月日及び許可番号
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- 七 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始年月日
- 八 第十一条第五項第六号から第九号までに掲げる事項
- 九 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。
- 十 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 変更後の産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 第十一条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - 三 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - 四 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
 - 五 変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 六 変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 七 第十一条第六項第七号から第十五号までに掲げる書類
 - 八 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条第八項中「この項（第十二条の九第四項）」とあるのは「第十一

- 九 条第八項（この項）と、「第六項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。（届出を要する産業廃棄物処理施設の変更）
- 第十 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九條第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 令第十二条第三号、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設にあつては、焼却灰等の処分方法
 - 二 令第七條第四号、第六号及び第十一号に掲げる施設にあつては、汚泥等の処分方法
 - 三 令第七條第十号の二に掲げる施設にあつては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
 - 四 令第七條第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
 - 五 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分計画及び災害防止のための計画
 - 六 当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - 八 法第十五條第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者
 - イ 法第十四條第五項第二号ハに規定する法定代理人
 - ロ 役員
 - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
 - ニ 令第六條の十に規定する使用人
- 第十二條の十の二 法第十五條の二の六第三項において準用する法第九條第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類の
 - 四 許可の年月日及び許可番号
 - 五 第十二條の八に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第十五條第二項第一号に掲げる

- 事項若しくは前条に規定する事項に変更があつたときは、その変更の内容
- 六 産業廃棄物処理施設を休止したとき、若しくは産業廃棄物処理施設を休止し、又は休止した産業廃棄物処理施設を再開したときは、次に掲げる事項
 - イ 廃止若しくは休止又は再開の理由
 - ロ 廃止若しくは休止又は再開の年月日
- 七 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 法第十五條第二項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四條第五項第二号イ（法第七條第五項第四号イに係るものに限る。第四号イにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 三 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - 四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四條第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前条第六号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員名簿の写し及び法第十四條第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。前条第六号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）
- 第十二條の十一 法第十五條の二の六第三項において準用する法第九條第四項の規定による最終処分場の埋立処分終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先
 - 三 最終処分場の種類
 - 四 設置場所
 - 五 許可の年月日及び許可番号
 - 六 埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状
 - 七 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ
 - 八 埋立処分の方法
 - 九 埋立処分開始年月日
 - 十 埋立処分終了年月日
- 第十二條の十二 法第十五條の二の六第三項の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と、同項第五号中「水銀処理物」とあるのは「廃水銀等を処分するために処理したもの（以下「廃水銀等処理物」という。）」と読み替えるものとする。（産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

- 第十二條の十一の二 法第十五條の二の六第三項において準用する法第九條第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 令第七條第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 設置の場所
 - ハ 許可の年月日及び許可番号
 - ニ 埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量
 - ホ 埋立地の面積及び埋立ての深さ
 - ヘ 埋立処分の方法
 - ト 埋立処分開始年月日
 - チ 埋立処分終了年月日
 - リ 悪臭の発散の防止に関する措置の内容
 - ル 火災の発生の防止に関する措置の内容
 - ネ ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容
 - イ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終

処分基準省令第一条第二項第十号の規定により採取された地下水等の水質の状況

ワ 最終処分基準省令第二条第二項第一号二の規定による覆いの厚さ、材料及び強度

カ 最終処分基準省令第二条第三項第一号ハの規定により講じた措置の内容

ニ 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号イからルまでに掲げる事項及び次に掲げる事項

イ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハの規定により採取された地下水の水質の状況

ロ 埋立地の浸透水（最終処分基準省令第二条第二項第二号ホの規定により採取された浸透水をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）の水質の状況

ハ 埋立地からのガスの発生状況

ニ 埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況

ホ 最終処分基準省令第三条第二項第二号ニの規定による覆いの概要

ヘ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、その数量

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イからルまで並びに前号ハ、ニ及びへに掲げる事項並びに次に掲げる事項

イ 最終処分基準省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定により採取された地下水等の水質の状況

ロ 最終処分基準省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第三項第六号の規定により集められた保水等の水質の状況

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十七号の規定による覆いの概要

前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に並び、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる書類及び図面

イ 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

ロ 当該最終処分場の周辺の地図

ハ 最終処分基準省令第二条第三項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第三項第五号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類

ニ その他参考となる書類又は図面

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ 最終処分基準省令第二条第三項第二号ロの規定による地下水の水質検査の結果を記載した書類

ロ 当該申請の直前に行った最終処分基準省令第二条第三項第二号ハの規定による浸透水の水質検査の結果を記載した書類

ハ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類及び図面

イ 最終処分基準省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第三項第五号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類

ロ 当該申請の直前の二年以上に行つた最終処分基準省令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第三項第六号の規定による保水等の水質検査の結果を記載した書類

ハ 基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、基準適合廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は法第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに

該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類の番号

四 法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は法第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六 当該欠格要件に該当するに至つた年月日（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が、第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限り。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（旧設置者等による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第十二条の十一の四 第十二条の十一の二の規定は、法第十五条の三の第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第十二条の十一の五 法第十五条の三の第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 熱回収施設（法第十五条の三の第三項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第十二条の十一の七までにおいて同じ。）の設置の場所

三 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ 設備の種類及びその設備の能力

ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ 設備の維持管理に関する計画

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類

ロ 熱回収の方法

ハ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率

五 当該熱回収施設に係る法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書については、第五条の五の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「前項第四号イからハまで」とあるのは「第十二条の十一の五第一項第四号イからハまで」と、同項第四号中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（熱回収施設の技術上の基準）

第十二条の十一の六 法第十五条の三の第三項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準並びに第十二条の二に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限り。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

二 熱回収施設（法第十五条の三の第三項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第十二条の十一の七までにおいて同じ。）の設置の場所

三 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ 設備の種類及びその設備の能力

ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ 設備の維持管理に関する計画

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類

ロ 熱回収の方法

ハ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率

五 当該熱回収施設に係る法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書については、第五条の五の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「前項第四号イからハまで」とあるのは「第十二条の十一の五第一項第四号イからハまで」と、同項第四号中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（熱回収施設の技術上の基準）

第十二条の十一の六 法第十五条の三の第三項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準並びに第十二条の二に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限り。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(熱回収施設を設置している者の能力の基準)
第十二条の十一の七 法第十五条の三の三第一項
第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げる
とおりとする。

- 一 次の基準に適合した熱回収を行うことがで
きる者であること。
- イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式に
より算定した年間の熱回収率が、パーセ
ント以上であること。
- ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総
熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十
パーセントを超えて燃料の投入を行わない
こと。

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設
備の維持管理を適切に行うことができる者で
あること。

(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)
第十二条の十一の八 法第十五条の三の三第二項
の環境省令で定める期間は、五年とする。

(令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定
める場合及び数量)
第十二条の十一の九 令第七条の三第一号ロ
(2)の環境省令で定める場合及び数量は、次
のとおりとする。

- 一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬
する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当
該船舶の積載量が基本数量を超えるときは、
当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基
本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算
した数量とする。
- 二 定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管す
る場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設
の一日当たりの処理能力に相当する数量に定期
点検等の開始の日から経過した日数を乗じて
得た数量と基本数量に三分の二を乗じて得た
数量とを合算した数量とする。
- 三 建設に係る産業廃棄物(工作物の新築、
改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コ
ンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除
く。))又はアスファルト・コンクリートの破
片であつて、分別されたものに限る。)の再
生を行う処理施設において、当該産業廃棄物
を再生のために保管する場合は、当該処理施
設の一日当たりの処理能力に相当する数量に
二十八(アスファルト・コンクリートの破片
にあつては、七十)を乗じて得られる数量と
する。

四 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別指
置法第二条第一項の規定に基づく豪雪地帯指
定区域内にあり、当該処理施設において廃タ
イヤを十一月から翌年三月までの間保管する
場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能
力に相当する数量に六十を乗じて得られる数
量とする。

五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保
管の場所に令第六条第一項第二号ロ(1)の
規定によりその例によることとされる令第三
条第一号リ(2)(ロ)に規定する高さを超
えない限りにおいて保管することができる数
量とする。

2
前項第二号に掲げる場合において、当該定期
点検等が終了した日に保管されていた当該産業
廃棄物の数量が基本数量を超えていたときに
おける当該保管する産業廃棄物の数量につ
いては、当該定期点検等が終了した日の翌日
から起算して六十日間限り、当該現に保管され
た数量を超えない数量とする。
(熱回収施設の認定証)
第十二条の十一の十 都道府県知事は、法第十五
条の三の三第一項の規定をしたときは、様式第
二十五号の三による認定証を交付しなければ
ならない。

(準用)
第十二条の十一の十一 第五条の五の十の規定は
令第七条の四において読み替えて準用する令第
五条の五の規定による届出について、第五条の
五の十一の規定は法第十五条の三の三第一項
の規定を受けた者について準用する。この場合
において、第五条の五の十第一項中「届出書」と
あるのは「様式第二十五号の四による届出書」
と、第五条の五の十一第一項中「報告書」とあ
るのは「様式第二十五号の五による報告書」と
読み替えるものとする。

第十二条の十一の十二 法第十五条の四において
準用する法第九条の五第一項の規定による許可
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した様式第二十六号による申請書を都道府県知
事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
- 二 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあつては、その代
表者の氏名

三 産業廃棄物処理施設の設置の場所
四 産業廃棄物処理施設の種別
五 許可の年月日及び許可番号
六 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定
する未成年者である場合には、その法定代理
人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、役員
の氏名及び住所

八 申請者が法人である場合において、発行済
株式総数の百分の五以上の株式を有する株主
又は出資の額の百分の五以上の額に相当する
出資をしている者があるときは、これらの者
の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する
株式の数又は当該出資をしている者のなした
出資の金額

九 申請者が令第六条の十に規定する使用人が
ある場合には、その者の氏名及び住所
十 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付す
るものとする。

- 一 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要す
る技術的能力を説明する書類
- 二 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要す
る資金の総額及びその資金の調達方法を記載
した書類
- 三 申請者が法人である場合には、直前三年の
各事業年度における貸借対照表、損益計算
書、株主資本等変動計算書、個別注記表並び
に法人税の納付すべき額及び納付済額を証す
る書類
- 四 申請者が個人である場合には、資産に関す
る調査並びに直前三年の所得税の納付すべ
き額及び納付済額を証する書類
- 五 申請者が法人である場合には、定款又は寄
附行為及び登記事項証明書
- 六 申請者が個人である場合には、住民票の写
し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条
第五項第四号イに係るものに限る。第八号か
ら第十一号までにおいて同じ。)に該当しな
いかどうかを審査するために必要と認められ
る書類
- 七 申請者が法第十四条第五項第二号イからハ
までに該当しない者であることを誓約する
書面
- 八 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定
する未成年者である場合には、その法定代理
人の住民票の写し及び同号イに該当しないか
どうかを審査するために必要と認められる
書類

九 申請者が法人である場合には、役員
の氏名及び住所
十 申請者が法人である場合において、発行済
株式総数の百分の五以上の株式を有する株主
又は出資の額の百分の五以上の額に相当する
出資をしている者があるときは、これらの者
の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号
イに該当しないかどうかを審査するために必
要と認められる書類(これらの者が法人であ
る場合には、登記事項証明書)

十一 申請者が令第六条の十に規定する使用人
がある場合には、その者の住民票の写し及び
法第十四条第五項第二号イに該当しないかど
うかを審査するために必要と認められる書類

3
第十一項第七項及び第八項の規定は、前項に
掲げる書類について準用する。この場合にお
いて、第十一項第七項中「前項第七号及び第九
号」とあるのは「第十二条の十一の十二第二
項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この
項」とあるのは「第十一項第八項」と、「第六
項の」とあるのは「第十二条の十一の十二第
二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」と
あるのは「同項第六号から第十一号まで」と読
み替えるものとする。
(合併又は分割の認可の申請)
第十二条の十一の十三 法第十五条の四にお
いて準用する法第九条の六第一項の規定による認可
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した様式第二十七号による申請書を都道府県知
事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種別
- 四 許可の年月日及び許可番号
- 五 役員
の氏名及び住所
- 六 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有
する株主又は出資の額の百分の五以上の額に
相当する出資をしている者がある場合には、
これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株
主の有する株式の数又は当該出資をしてい
る者のなした出資の金額
- 七 令第六条の十に規定する使用人がある場合
には、その者の氏名及び住所
- 八 合併後存続する法人若しくは合併により設
立される法人又は分割により当該産業廃棄物

処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ 名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 役員となる者の氏名及び住所

ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主となる者の有する株式の数又は当該出資をしている者となる者のなした出資の金額

ニ 令第六条の十に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所

九 合併又は分割の方法及び条件

十 合併又は分割の理由

十一 合併又は分割の時期

十二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割契約書の写し

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ロ 定款及び登記事項証明書

ハ 申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ 役員となる者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。ホ及びヘにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ヘ 令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び法第十四

条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト 現に行つていない事業の概要を説明する書類

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ロ 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ハ 役員となる者の住民票の写し

ニ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ホ 令第六条の十に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

十一 令第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一項第七号中「前項第七号及び第九号」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項第二号イ及びロ」と、同条第八号中「この項」とあるのは「第十一項第八号」と、「第六項」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからヘまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

十二 第十二条の四において準用する法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び死亡時の住所

三 産業廃棄物処理施設の設置の場所

四 産業廃棄物処理施設の種類の

五 許可の年月日及び許可番号

六 相続の開始の日

七 相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 被相続人との続柄を証する書類

二 住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。第六号及び第七号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

四 資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

五 申請者が法第十四条第五項第二号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

六 相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三 第十一項第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一項第八号中「この項」とあるのは「第十一項第八号」と、「第六項」とあるのは「第十二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。

（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物）

第十二条の十二の二 法第十五条の四の二第二項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一 ばいじん又は燃え殻であつて、産業廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）

二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二十一条第一号イに掲げるもの

（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）

三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

第十二条の十二の三 削除

（再生利用の内容の基準）

第十二条の十二の四 法第十五条の四の二第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る産業廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。

二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。

三 受け入れる産業廃棄物を再生品の原材料として使用すること。

四 受け入れる産業廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。

五 燃料として使用される再生品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条に規定する製品であつて環境大臣が定めるものを除く。）を得るためのものでないこと。

六 通常の使用に伴つて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。

七 受け入れる産業廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。

八 当該再生に伴い廃棄物（再生品を除く。）をほとんど生じないこと。ただし、資源として利用することが可能な金属に係る再生を行う場合は、この限りでない。

九 当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、排ガス中のダイオキシン類の濃度が一方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるものであること。

十 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準) 第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項 第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第十五条の四の二第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものであるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる産業廃棄物の性状の分析及び管理 口 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理

ハ 再生品の性状の分析及び管理 三 第十二条の六に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準(当該施設に係るもの(当該施設が令第七条第二号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設である場合には、第十二条の七第五項においてその例によるものとされた第四号の五第一項第二号を除く。)に限る。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができずる者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員 口 申請者が個人である場合には、当該者以外の者が代表者であるものに限る。)

七 当該申請に係る再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

八 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 九 当該申請に係る再生利用を自ら行う者であること。

十 法、令又はこの省令の規定に違反していない者であること。 十一 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項 第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。 二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準(当該施設に係るものに限る。)に適合していること。

三 次条において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(準用) 第十二条の十二の七 第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九條の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六條の七の二の規定は法第九條の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六條の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九條の八第八項の規定による変更の届出について、第六條の九の規定は令第七条の六において準用する

Table with 4 columns: Item No., Description, Reference Law Article, and Reference Order No. It lists various items related to the recycling of industrial waste, such as 'Recycling of general industrial waste' and 'Recycling of specific types of waste'.

Table with 4 columns: Item No., Description, Reference Law Article, and Reference Order No. It lists items related to the recycling of industrial waste, including 'Recycling of industrial waste' and 'Recycling of specific types of waste'.

第六條の二法第九條の九法第十五條の四の三第十一第八號第二項第二號	第二項第二號
第六條の二第六條の十八第十二條の十二の三十一の二第各号	において読み替えて準用する第六條の十八各号
第六條の二第九條の九第十五條の四の三第十三第二項一項	一項

（無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物）

第十二條の二十四 法第十五條の四の四第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同條の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。（申請の経由）

第十二條の二十五 法第十五條の四の四第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。（無害化処理の内容の基準）

第十二條の二十六 法第十五條の四の四第一項第一號の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理が、第十二條の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物を、当該産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性況にすることが確実であると認められるものであること。
- 二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る産業廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。
- 三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。ただし、受け入れる産業廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の産業廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない産業廃棄物について第十二條の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。
- 四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設

に係る周辺地域の生活環境の保全及び第十二條の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
五 その他第十二條の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

第十二條の二十七 法第十五條の四の四第一項第二號の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。

二 当該申請に係る無害化処理が確実に進められるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる産業廃棄物の性状の確認及び管理
ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

三 第十二條の六に規定する基準及び法第十五條の四の四第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができ者であること。

四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二條の七に規定する基準（当該施設に係るものに限り）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができ者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該申請に係る無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限り）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。

七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

八 法第十四條第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。
十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第十二條の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（無害化処理の用に供する施設の基準）
第十二條の二十八 法第十五條の四の四第一項第三號の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第十二條第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。

二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二條の二に規定する基準（当該施設に係るものに限り。）に適合していること。

三 法第十五條の四の四第二項第五號の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四 その他第十二條の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

第十二條の二十九 第六條の二十四の七の規定は法第十五條の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六條の二十四の八の規定は法第十五條の四の四第二項の申請書について、第六條の二十四の九の規定は法第十五條の四の四第三項において読み替えて準用する法第九條の十第六項の環境省令で定める事項について、第六條の二十四の十の規定は法第十五條の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五條第三項の書類について、第六條の二十四の十一の規定は法第十五條の四の四第三項において記録の閲覧に用する法第八條の四の規定による記録の閲覧について、第六條の二十四の十二の規定は法第十五條の四の四第三項において読み替えて準用する法第八條の四の環境省令で定める事項について、第六條の二十四の十三の規定は令第七條の十において準用する令第五條の十一に規定する認定証について、第六條の二十四の十四及び第六條の二十四の十五の規定は令第七條の十において準用する令第五條の十二の規定による休廃止等の届出について、第六條の二十四の十六の規定は法第十五條の四の四第一項の認定を受け

た者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六條の二十四の二」とあるのは「第十二條の二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六條の二十第六條の第十二條の十七の四の七	第四号及び前条	第二号	第六條の二十第四條第四号及び第十二條の五第四号第十二條の十八第二号
第六條の二十第八第二項	同項第六号	同項第六号	第六條の二十第八第二項第七号
第六條の二十第八第三項	同項第七号	同項第七号	第六條の二十第八第三項第十第二項第八号
第六條の二十第八第四項	同項第八号	同項第八号	第六條の二十第八第四項第九号
第六條の二十第十	同項第九号	同項第九号	第六條の二十第十第十一号
第六條の二十第十一	同項第十一号	同項第十一号	第六條の二十第十一第十二号
第六條の二十第十二	同項第十二号	同項第十二号	第六條の二十第十二第十三号
第六條の二十第十三	同項第十三号	同項第十三号	第六條の二十第十三第十四号
第六條の二十第十四	同項第十四号	同項第十四号	第六條の二十第十四第十五号
第六條の二十第十五	同項第十五号	同項第十五号	第六條の二十第十五第十六号
第六條の二十第十六	同項第十六号	同項第十六号	第六條の二十第十六第十七号
第六條の二十第十七	同項第十七号	同項第十七号	第六條の二十第十七第十八号
第六條の二十第十八	同項第十八号	同項第十八号	第六條の二十第十八第十九号
第六條の二十第十九	同項第十九号	同項第十九号	第六條の二十第十九第二十号
第六條の二十第二十	同項第二十号	同項第二十号	第六條の二十第二十第二十一号
第六條の二十第二十一	同項第二十一号	同項第二十一号	第六條の二十第二十一第二十二号
第六條の二十第二十二	同項第二十二号	同項第二十二号	第六條の二十第二十二第二十三号
第六條の二十第二十三	同項第二十三号	同項第二十三号	第六條の二十第二十三第二十四号
第六條の二十第二十四	同項第二十四号	同項第二十四号	第六條の二十第二十四第二十五号
第六條の二十第二十五	同項第二十五号	同項第二十五号	第六條の二十第二十五第二十六号
第六條の二十第二十六	同項第二十六号	同項第二十六号	第六條の二十第二十六第二十七号
第六條の二十第二十七	同項第二十七号	同項第二十七号	第六條の二十第二十七第二十八号
第六條の二十第二十八	同項第二十八号	同項第二十八号	第六條の二十第二十八第二十九号
第六條の二十第二十九	同項第二十九号	同項第二十九号	第六條の二十第二十九第三十号
第六條の二十第三十	同項第三十号	同項第三十号	第六條の二十第三十第三十一号
第六條の二十第三十一	同項第三十一号	同項第三十一号	第六條の二十第三十一第三十二号
第六條の二十第三十二	同項第三十二号	同項第三十二号	第六條の二十第三十二第三十三号
第六條の二十第三十三	同項第三十三号	同項第三十三号	第六條の二十第三十三第三十四号
第六條の二十第三十四	同項第三十四号	同項第三十四号	第六條の二十第三十四第三十五号
第六條の二十第三十五	同項第三十五号	同項第三十五号	第六條の二十第三十五第三十六号
第六條の二十第三十六	同項第三十六号	同項第三十六号	第六條の二十第三十六第三十七号
第六條の二十第三十七	同項第三十七号	同項第三十七号	第六條の二十第三十七第三十八号
第六條の二十第三十八	同項第三十八号	同項第三十八号	第六條の二十第三十八第三十九号
第六條の二十第三十九	同項第三十九号	同項第三十九号	第六條の二十第三十九第四十号
第六條の二十第四十	同項第四十号	同項第四十号	第六條の二十第四十第四十一号
第六條の二十第四十一	同項第四十一号	同項第四十一号	第六條の二十第四十一第四十二号
第六條の二十第四十二	同項第四十二号	同項第四十二号	第六條の二十第四十二第四十三号
第六條の二十第四十三	同項第四十三号	同項第四十三号	第六條の二十第四十三第四十四号
第六條の二十第四十四	同項第四十四号	同項第四十四号	第六條の二十第四十四第四十五号
第六條の二十第四十五	同項第四十五号	同項第四十五号	第六條の二十第四十五第四十六号
第六條の二十第四十六	同項第四十六号	同項第四十六号	第六條の二十第四十六第四十七号
第六條の二十第四十七	同項第四十七号	同項第四十七号	第六條の二十第四十七第四十八号
第六條の二十第四十八	同項第四十八号	同項第四十八号	第六條の二十第四十八第四十九号
第六條の二十第四十九	同項第四十九号	同項第四十九号	第六條の二十第四十九第五十号
第六條の二十第五十	同項第五十号	同項第五十号	第六條の二十第五十第五十一号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該許可の年月日及び許可番号

三 当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行つた者及び当該廃棄物の国内における運搬を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

五 当該廃棄物の国内における処分を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

六 当該廃棄物の国内における処分を行つた施設の種類及び設置場所

七 当該廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

八 当該廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了した年月日）

二 前項の報告書には、当該廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

三 廃棄物を輸入しようとする者（次条第一号から第四号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の許可を受けて廃棄物を輸入した者は、当該輸入に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸入に係る廃棄物又はこれらの処理

に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

（廃棄物の輸入の許可を要しない者）

第十二条の二十二 法第十五条の四の五第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県警察

二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者（当該廃棄物を輸入する場合に限る。）

三 外国から本邦まで船舶又は航空機の航行を行つた者（当該航行に伴い生ずる産業廃棄物を輸入する場合に限る。）

四 第十二条の二十二の二十第五項に規定する廃棄物を輸入しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者

五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者（これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。）

六 産業廃棄物の輸出に係る基準（第十二条の二十三 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。）

一 産業廃棄物を輸出しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められること。

二 分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合 次のいずれにも該当すること。

イ 当該産業廃棄物が輸出の相手国において分析試験の用に供されることが確実であると認められること。

ロ 分析試験が、産業廃棄物の発生を最小化する観点からの、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する技術の開発又は体制の整備に資するものであると認められること。

ハ 当該産業廃棄物の量が、当該分析試験に必要な最小限度のものであること。

（産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者）

第十二条の二十四 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第四号の規定による環境省令で定める者は、都道府県及び市町村並びに産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を、当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者とする。

（産業廃棄物の輸出の確認の申請等）

第十二条の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要の記載を省略することができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三 当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。）

四 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の名称及び所在地並びに当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 運搬施設の種類及び運搬経路

六 当該産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力（当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式並びに構造及び設備の概要

八 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処理方法

九 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十 輸出予定年月日

十一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第二章D（2）のケース2に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二 当該産業廃棄物の輸出の開始予定年月日

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年（当該産業廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四 確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数

五 確認の有効期間内に輸出する当該産業廃棄物の数量の上限

六 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 申請者が都道府県及び市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 三 当該産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 四 当該産業廃棄物を生じた施設の排出工程図
- 五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該産業廃棄物の処理の概要
- 六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び年間処理計画並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 七 第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図及び直前三年間の処理実績
- 八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図
- 九 分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該分析試験の概要
- 十 分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類
- 十一 その他参考となる書類又は図面
- 十二 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該産業廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該確認の年月日及び確認番号
- 三 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- 四 分析試験の用に供する産業廃棄物（その重量が二十五キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）を輸出しようとする者は、第一項各号（同項第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要に係るものを除く。）に掲げる事項を記載した様式第三十一号の二による届出書及び第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。）
- 五 産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を環境大臣に提出することができる。
- 六 第一項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。）
- 七 第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図及び直前三年間の処理実績
- 八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図
- 九 分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該分析試験の概要
- 十 分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類
- 十一 その他参考となる書類又は図面
- 十二 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該産業廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該確認の年月日及び確認番号
- 三 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- 四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）
- 五 当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）
- 六 当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）
- 七 前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。
- 八 産業廃棄物を輸出しようとする者（次条第一号から第四号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の確認を受けて産業廃棄物を輸出した者は、当該輸出に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸出に係る産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合に、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。
- 九 産業廃棄物の輸出の確認を要しない者（第十二条の二十七 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。）
- 一 国
- 二 都道府県警察
- 三 法第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定に基づき、産業廃棄物の輸出を命じられた者（当該産業廃棄物を輸出する場合に限る。）

- 一 本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる産業廃棄物を輸出する場合に限る。）
- 二 第十二条の二十五第五項に規定する産業廃棄物を輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第四号、第五号（同条第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者
- 三 第十二条の二十五第六項に規定する産業廃棄物を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書を環境大臣に提出した者（当該産業廃棄物を返還するために輸出しようとする場合に限る。）
- 四 第十二条の二十八 法第十五条の五第一項の規定による廃棄物処理センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 五 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 六 事務所の所在地
- 七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 八 一定款
- 九 登記事項証明書
- 十 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 十一 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 十二 法第十五条の六各号に掲げる業務の実施に關する基本的な計画
- 十三 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書及び財産目録その他の法第十五条の六各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面
- 十四 第十二条の十三 廃棄物処理センター（以下「センター」という。）は、少なくとも法第十五条の六第四号又は第五号に掲げる業務を行うものとする。
- 十五 事業計画書等の提出（第十二条の十四 法第十五条の八第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事に対し行うものとする。）

(指定区域台帳)

第十二条の三十四 法第十五条の十八第一項の指定区域台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、指定区域ごとに調製するものとする。

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。

一 指定区域に指定された年月日
二 指定区域の所在地
三 指定区域の概況
四 埋立地の区分
五 土地の形質の変更の実施状況
六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面
二 指定区域の周辺の地図

三 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならぬ。

6 法第十五条の十七第四項の規定により指定区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該指定区域に係る帳簿及び図面を指定区域台帳から削除しなければならない。

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書

二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書

三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面

四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面

五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面

六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

八 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地

三 土地の形質の変更の内容

四 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先

六 土地の形質の変更の完了予定日(環境省令で定める行為)

第十二条の三十七 法第十五条の十九第二項の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検

二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの

イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。

ロ 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ(令第六条第一項第三号及び第六号の五第一項第三号において例による場合を含む。第十二条の四十四号において同じ。)の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

四 土地の形質の変更の内容

五 地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

六 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先

七 土地の形質の変更の着手日

八 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

九 前項の届出書には、第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第十二条の三十九 前条の規定は、法第十五条の十九第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項第八号「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。

二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。

三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。

四 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。

五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。

六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴つて生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。

七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかなる場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかなる場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

(令第十五条の環境省令で定める基準)

第十二条の四十一 令第十五条の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。

2 前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(指定有害廃棄物を収納する容器の構造)

第十二条の四十二 令第十六条第一号イの規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 密閉できること。

二 容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること又はこれと同等以上の耐腐食性を有すること。

三 日本産業規格Z一六〇一(鋼製ドラム)第一種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有すること。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号イの規定による環境省令で定める構造は、前項第一号に定めるものとする。

(指定有害廃棄物の保管の場所に係る揭示板)
第十二条の四十三 令第十六条第一号ロ(2)の規定による揭示板は、次のとおりとする。

- 一 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
- 二 次に掲げる事項を表示したものであること。

- イ 指定有害廃棄物の保管の場所である旨
- ロ 保管する指定有害廃棄物の種類
- ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(指定有害廃棄物の保管の場所に係る設備)
第十二条の四十四 令第十六条第一号ハ(1)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 排水溝
- 二 貯留槽
- 三 耐酸性及び不浸透性の材料で築造され、又は被覆されている床又は地盤面

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ハ(1)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料で覆われた底面とする。

3 令第十六条第一号ハ(2)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 亜硫酸ガスが大気中に発散することを防止するために必要なガス吸引装置を有する屋内保管設備
- 二 排気中に含まれる亜硫酸ガスを除去する装置を有する排気処理設備

4 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ハ(2)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料を使用した覆い又はこれに類する設備とする。

(指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たつての保管上限)
第十二条の四十五 令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、二十キログラムとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物を収集又は運搬する運搬車の構造)
第十二条の四十六 令第十六条第二号ロの環境省令で定める構造は、運搬中に容器が移動し、転倒し、又は転落するおそれのないように当該容器を固定できる構造とする。

(指定有害廃棄物の積替えの場所に係る表示事項)
第十二条の四十七 令第十六条第二号ニの規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定有害廃棄物の積替えの場所である旨
- 二 積み替える指定有害廃棄物の種類
- 三 積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(指定有害廃棄物の積替えに係る基準)
第十二条の四十八 令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された指定有害廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものではないこと。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める事項は、前項第二号に定めるものとする。

(指定有害廃棄物の運搬に当たつての保管上限)
第十二条の四十九 令第十六条第二号ヘの規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量又は二十キログラムのいずれか少ない数量とする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府

県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第二号ヘの規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物の処分等に当たつての保管上限)
第十二条の五十 令第十六条第三号ロの規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 焼却する場合にあつては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量
- 二 中和する場合にあつては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第三号ロの規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物の処分等に当たつての保管期間)
第十二条の五十一 令第十六条第三号ロの環境省令で定める期間は、二十一日とする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第三号ロの環境省令で定める期間は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる期間とする。

(ふん尿の使用方法)
第十三条 法第十七条の規定により肥料としてふん尿を使用することができる場合は、市街的形状をなしている区域内にあつては次のとおりとし、その他の区域内にあつては生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用するものとす。

- 一 発酵処理して使用するとき。
- 二 乾燥又は焼却して使用するとき。
- 三 化学処理して使用するとき。

四 尿のみを分離して使用するとき。

- 五 し尿処理施設又はこれに類する動物のふん尿処理施設により処理して使用するとき。
- 六 十分に覆土して使用するとき。

(適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者)
第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管(当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。)を業として行おうとする者(次のいずれかに該当する場合に限る。)とする。

- 一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となつたものの処理(有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生)に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定(以下この号において「許可等」という。)を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
- イ 法第七条第一項の許可
- ロ 法第七条第六項の許可
- ハ 法第九条の八第一項の認定
- ニ 法第九条の九第一項の認定
- ホ 法第十四条第一項の許可
- ヘ 法第十四条第六項の許可
- ト 法第十五条の四の二第一項の認定
- チ 法第十五条の四の三第一項の認定
- リ 第二条第一号の委託
- ル 第二条第二号の指定
- ヲ 第二条第三号の委託
- ワ 第二条の三第二号の指定
- カ 第二条の三第四号の指定
- キ 第九条第二号の指定
- ク 第九条第四号の指定
- ケ 第十条の三第二号の指定
- コ 第十条の三第四号の指定
- サ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
- セ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)
- ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定

ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）

ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

二 市町村である場合

三 都道府県である場合

四 国である場合

五 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合

六 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

（有害使用済機器の保管等の届出）

第十三条の三 法第十七条の二第一項前段の規定による届出は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の二による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

四 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ

五 第十三条の六の規定による高さのうち最高のもの

六 処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

七 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見

人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 事業場の平面図及び付近の見取図

三 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

四 届出をしようとする者が第二号に掲げる事業場及び前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類

五 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴つて生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

六 届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し

七 届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

（有害使用済機器の保管等に係る変更の届出）

第十三条の四 法第十七条の二第一項後段の規定による変更の届出は、当該変更の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の三による届出書を提出して行うものとする。ただし、次項又は第三項の規定により前条第二項第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類を添付して行う場合にあつては、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行った年月日

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更予定年月日

2 前条第一項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る場所又は施設に関する

同条第二項第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するものとする。

3 前条第一項第一号又は第八号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る者に関する同条第二項第六号から第八号までに規定する書類を添付するものとする。

（有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板）

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ（二）の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨

二 保管する有害使用済機器の品目

三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

（有害使用済機器の保管の高さ）

第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ（二）の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に對し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

三 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

（有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ（四）の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

（有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十三条の八 令第十六条の三第一号二の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 有害使用済機器の一の保管の単位面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間隔に仕切りが設けられている場合を除く。）

意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

五 その他必要な措置
(有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の九 令第十六条の三第二号イ(2)の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

第十三条の十 令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。
一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。
二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼防止のための措置

第十三条の十一 令第十六条の四の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の四による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行った年月日
三 廃止した事業の範囲
四 廃止の理由
五 廃止の年月日

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受入年月日
二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目
三 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処
一 処分又は再生年月日
二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目
再
一 処分又は再生に伴つて生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
三 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げる場所により保存しなければならない。
一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。
(身分を示す証明書)
第十四条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第三十六号のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。
(措置命令書の記載事項)
第十五条 法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
四 法第十九条の七第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長(法第十九条の三第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十五条の五において同じ。)が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨
第十五条の二 法第十九条の四の二第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
四 法第十九条の七第一項第三号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨
第十五条の三 法第十九条の五第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
四 法第十九条の八第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道府県知事(法第十九条の三第三号に掲げる場合及び産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物)にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十五条の六において同じ。)が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨
第十五条の四 法第十九条の六第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
四 法第十九条の八第一項第三号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨
(支障の除去等の措置に係る費用負担)
第十五条の五 市町村長は、法第十九条の七第二項から第四項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担せよとする場合においては、当該処分者等又は認定業者に対し負担せよとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

第十五条の六 都道府県知事は、法第十九条の八第二項から第四項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担せよとする場合においては、当該処分者等又は排出事業者等に対し負担せよとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。
(支障の除去等の措置に関する適正処理推進センターの協力の求め)
第十五条の七 法第十九条の九の規定による適正処理推進センターに対する協力の求めは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつて行うものとする。
一 事案の概要
二 講じようとする支障の除去等の措置の内容及び実施予定時期
三 当該支障の除去等の措置に要する費用の概算による見積額及び法第十九条の八第二項から第四項までの規定により費用を負担せよとする処分者等又は排出事業者等からの費用の徴収の見込み
四 求める協力の内容
五 その他当該支障の除去等の措置に関し必要な事項
(事業の廃止等についての措置命令書の記載事項)
第十五条の七の二 法第十九条の十第一項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講ずべき保管等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
第十五条の七の三 法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の五第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講ずべき保管等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由
(土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項)
第十五条の七の四 法第十九条の十一第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
二 命令の年月日及び履行期限
三 命令を行う理由

(届出台帳の調製等)
第十五条の八 法第十九条の十二第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、最終処分場ごとに調製するものとする。
- 3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先
 - 三 許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日
- 4 設置場所
- 5 産業廃棄物の最終処分場にあつては、最終処分場の種類
- 6 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び量
- 7 埋め立てた廃棄物の性状に關し特に注意すべき事項
- 8 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ
- 9 埋立処分の方法
- 10 埋立処分開始年月日
- 11 施設が廃止された年月日
- 12 施設が廃止された場合にあつては、廃止の確認年月日
- 13 第五条の五の二第一項若しくは第五条の十の二第一項の申請書に添付された第五条の十の二第二項若しくは第四号(第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は第十二条の十一の二第一項の申請書に添付された同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点で最も近い時点に行われた水質検査の結果

5 届出台帳は、永久にこれを保管しなければならない。
 (環境衛生指導員の資格)
第十六条 法第二十条の環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師又は獣医師
 - 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において、工学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、医学若しくは農学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めた者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
 - 三 三年以上産業廃棄物の処理その他環境衛生に關する行政事務に従事した者であつて、環境衛生指導員について十分の知識経験を有するもの(産業廃棄物再生事業者の登録基準)
- 第十六条の二** 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が発散するおそれのない保管施設を有すること。
 - 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
 - ホ イからエまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
 - 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
 - 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

四 個人である場合には、住民票の写し

五 業務経歴を記載した書類

六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

- (登録証明書)
第十六条の四 都道府県知事は、令第十九条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業場の所在地
 - 三 産業廃棄物の再生に係る事業の内容
 - 四 登録の年月日及び登録番号
- (技術管理者の資格)
第十七条 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める資格は、次のとおりとする。
- 一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
 - 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、一年以上産業廃棄物の処理に關する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - 三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者
 - 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める基準は、前項に定める資格を有する者であることとする。
- (令第二十四条第二号の環境省令で定める一般産業廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設)
第十八条 令第二十四条第二号の環境省令で定める一般産業廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設(以下この条において「処理施設」という。)は、次のとおりとする。
- 一 焼却設備が設けられている処理施設であつて、当該焼却設備の一時間当たりの処理能力(二以上の焼却設備が設けられている場合は、これらを一の契約で請け負う場合においては、これを一の契約で

キログラム以上又は火床面積(二以上の焼却設備が設けられている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上のもの

二 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であつて、一日当たりの処理能力が一トン以上のもの

三 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であつて、一日当たりの処理能力が一立方メートル以上のもの

(法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物)

- 第十八条の二** 法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする。
- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。)であるもの
 - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であつて、その請負代金の額が五百万円以下であるもの
 - ロ 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に關する工事であつて、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が五百万円以下であるもの
 - 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
 - イ 一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
 - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者(法第二十一条の三第一項に規定する元請業者をいう。)が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの
 - ハ 当該産業廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
- 建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で

請け負ったものとみなして、前項第一号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

(手数料の納付方法)

第十九条 法第二十四条の二の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九条の十第八項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限(同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。)

二 法第十条第一項に規定する権限(同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。)

三 第六条の二十七第四項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。)

四 第六条の二十八第一項及び第三項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。)

五 第六条の二十七第五項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。)

六 第六条の三の二第一項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。)

七 法第十五条の四の第三項において読み替えて準用する法第十五条第五項に規定する権限(同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。)

八 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限(法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十一の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同等である場合に限る。)

九 第十二条の十二の二十第四項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。)

た輸入の許可及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸入の届出に係るものに限る。)

十一 第十二条の十二の二十第五項に規定する権限

十二 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限(同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。)

十三 第十二条の十二の二十五第四項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。)

十四 第十二条の十二の二十六第一項及び第三項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。)

十五 第十二条の十二の二十五第五項及び第六項に規定する権限

十六 法第十八条第二項に規定する権限

十七 法第十九条第二項に規定する権限

十八 法第十九条の五第一項及び第十九条の六第一項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。)

十九 法第十九条の八第一項から第四項までに規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。)

二十 法第二十四条の三第一項に規定する権限(提出書類の特例)

第二十一条 この省令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を用いる)を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法によりこの省令の規定によつて添付すべき書類の内容を確認することができ

きるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

附則

1 この省令は、昭和四十六年九月二十四日から施行する。

2 令附則第四条の環境省令で定める施設は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則(平成十六年環境省令第十二号)第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものとする。

附則 (昭和四十八年三月一日厚生省令第七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七号第十一号に掲げる施設の維持管理に関する技術上の業務を担当している者は、昭和五十四年二月二十八日までは、改正後の第七号の規定にかかわらず、技術管理者の資格を有するものとみなす。

附則 (昭和五一年八月二六日厚生省令第三十九号)

この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和五二年三月二四日厚生省令第七号)

1 この省令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」といふ)第二条の四及び第四条の二又は第十二条から第十二条の四までの規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十八号)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八号第一項又は第十五条第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、適用しない。

3 前項の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の維持管理については、なお従前の例による。

4 新規則第十七条第五項の規定の適用については、この省令の施行後三年間は、同項中「廃P

CB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理」とあるのは、「廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB処理物の処理、PCBの製造又は廃PCB等若しくはPCB汚染物の保管」とする。

附則 (昭和五三年八月一日厚生省令第五一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号、第六条第三号、第七条第二号及び第七条の二第一項の改正規定並びに附則第三項の規定は、この省令の公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 改正後の第四条の二第三項第二十号の規定は、昭和五十四年十二月三十一日までは、適用しない。

3 第二条第二号の改正規定の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」といふ)第九条第一項の規定による許可を受けた者であつて、法第六条第一項に規定する区域内において第二条第二号の改正規定の施行の際現にし尿浄化槽に係る汚での収集、運搬又は処分を業として行つてゐるものは、当該収集、運搬又は処分を事業の範囲とする法第七条第一項の規定による許可を受けた者とみなす。この場合において市町村長は、当該許可に期限を付し、収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

附則 (昭和五五年一月六日厚生省令第四四号)

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第二百五十五号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。ただし、第二条の三第一項、第八条の三第一項及び第十条の四第一項の改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和五六年五月三〇日厚生省令第三九号)

1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置中のし尿浄化槽の維持管理及び清掃の基準については、なお従前の例による。

附則 (昭和五八年四月二八日厚生省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号、第六条第三号、第七条第二号及び第七条の二第一項の改正規定並びに附則第三項の規定は、この省令の公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年六月二七日厚生省令第三一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年八月二日厚生省令第三四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第七条 昭和六十年九月三十日において、前条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「旧廃掃法施行規則」という。）第四条の二第三項第二十号の規定による厚生大臣の指定を受けている者は、昭和六十一年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた指定検査機関とみなす。

第八条 この省令の施行前に一般廃棄物処理施設（法第二条第一号に規定する浄化槽に限る。）の使用を開始し、又は当該施設の技術管理者を変更した場合における旧廃掃法施行規則第十四条第一項又は第二項の規定による当該施設の管理者が行う報告については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年九月二七日厚生省令第三二〇号）抄
建設省令第一号）抄
（施行期日）
1 この省令は、法の施行の日（昭和六十年十月一日）から施行する。

附則（昭和六三年一月二〇日厚生省令第六六号）抄
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則（平成元年九月一日厚生省令第四〇号）抄
この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成三年六月二一日厚生省令第三五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年七月三日厚生省令第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成四年七月四日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の施行の日から平成五年三月三十一日までその設置若しくは変更の許可若しくは届出がなされた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第四条又は第十二条の二に規定する技術上の基準を新規則第四条又は第十二条の二に規定する技術上の基準とみなす。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項又は第十五条第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設及び前項の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、旧規則第四条の二又は第十二条の三及び第十二条の四に規定する維持管理の技術上の基準を新規則第四条の五又は第十二条の六及び第十二条の七に規定する維持管理の技術上の基準とみなす。

第三条 新規則第八条の十三第二号の規定は、平成七年三月三十一日までは、適用しない。

第四条 特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物に係る旧法第十二条第五項の規定による産業廃棄物処理責任者であった者又は特別管理産業廃棄物の処理に関する業務に責任を有する者は、新規則第八条の十七の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものとみなす。

第五条 旧法第二十一条の規定による技術管理者であった者は、新規則第十七条の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、その担当した同条第一項又は第三項から第六項までに掲げる施設の種類の応じ、同条の資格を有するものとみなす。

2 新規規則施行の際に現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に

関する法律施行令（以下「旧令」という。）第五條第二項の規定する一般廃棄物の最終処分場（埋立処分用の供される場所の面積が二千平方メートル未満のものに限る。）、旧令第七條第十四号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場、旧令第七條第十四号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場（埋立処分用の供される場所の面積が二千平方メートル未満のものに限る。）、又は整備政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七條第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設の維持管理に関する技術上の業務を担当している者は、新規則第十七條の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までは、これらの施設の技術管理者に係る資格を有するものとみなす。

附則（平成四年二月二〇日厚生省令第六五号）抄
この省令は、平成四年十一月二十一日から施行する。

附則（平成五年二月一〇日厚生省令第四九号）抄
この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

この省令は、平成六年四月十四日から施行する。ただし、第一条の十三の次に一条を加える改正規定、第二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）及び第二条の三中第四号を第六号とし、第三号の次に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）は、平成七年三月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日厚生省令第四七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附則（平成六年二月二八日厚生省令第八〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第二十八号及び第三十一号から第三十三号までの様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成七年三月二二日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十条の二十三第三項第四号の改正規定及び様式の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第三六六号）第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四の規定により定められた特別管理産業廃棄物の処理に関する業務に責任を有している者であつて、新たに特別管理産業廃棄物管理責任者に係る資格を有すべきこととなつたもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成四年厚生省令第四十六号）附則第四条の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものとみなされた者を除く。）については、第八条の十七の規定にかかわらず、平成八年三月三十一日までは、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものとみなす。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成七年二月二七日厚生省令第六三三号）抄
この省令は、平成八年一月一日から施行する。ただし、第十四条、様式第二十八号及び様式第三十一号から様式第三十四号（二）までの改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「(6)まで」を「(8)まで」に、「(8)」を「(6)」に改める部分に限る。並びに同令様式第二十二号の改正規定(同様式(裏面)添付書類及び図面の欄の2.中「(6)まで」を「(8)まで」に改める部分に限る。)

二 第二条の規定及び附則第九條第三項から第六項までの規定 平成十一年四月一日

三 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十四條、様式第三十三号、様式第三十四号(一)及び様式第三十四号(二)の改正規定 平成十二年四月一日

改正法附則の環境省令で定める事項等

第二条 改正法附則第三條第四項の規定により読み替えて適用される改正法第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「新法」という。)第九條第一項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三條第四項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五條の三第一項各号に掲げる事項
三 最終処分場にあつては、災害防止のための計画

2 改正法附則第三條第四項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「既存許可一般廃棄物処理施設」という。)についてこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて新法第九條第一項の許可を受けようとする者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五條の三第一項中「次に」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十一号。以下「平成十年改正省令」という。)附則第二條第一項各号に」、同條第三項中「次に」とあるのは「第二号、第二号及び第四号から第七号までに」とする。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三條第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される同令第五條の三第一項の申請書について準用する。この場合において、同令第三條第三項中「法第八條第二項第八号」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十一号)附則第二條第一項第三号」と読み替えるものとする。

第三條 改正法附則第五條第四項の規定により読み替えて適用される新法第十五條の二の四第一項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十一條第五項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の九第一項各号に掲げる事項
三 最終処分場にあつては、災害防止のための計画

改正法附則第五條第四項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「既存産業廃棄物処理施設」という。)

二 第五条の二の四第一項の許可を受けようとする者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の九第一項中「次に」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十一号。以下「平成十年改正省令」という。)附則第三條第一項各号に」と、同條第三項において準用する第五條の三第三項中「次に」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に」とする。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十一條第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される同令第十二條の九第一項の申請書について準用する。

この場合において、同令第十一條第四項中「法第十五條第二項第八号」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十一号)附則第三條第一項第三号」と読み替えるものとする。

附則(平成一〇年六月一六日厚生省令第六二二号)

第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(平成十年六月十七日)から施行する(経過措置)

第二条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。)附則第二條第一項に規定する既存一般廃棄物最

終処分場(以下単に「既存一般廃棄物最終処分場」という。)については、平成十一年六月十六日までの間は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第四條の七第三号中「基準命令第一條第二項第十号」とあるのは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。)附則第二條第五項及び第六項の規定により読み替えられた基準命令第一條第二項第十号(平成十年改正命令の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イを除く。)」とする。

2 既存一般廃棄物最終処分場について廃止の確認を受けようとする者及び市町村(以下「既存一般廃棄物最終処分場廃止確認申請者等」という。)

平成十年十二月十六日までの間は、新規則第五條の五の二第二項第四号(新規則第五條の十の二第二項)において準用する場合を含む。中「二年以上」とありたり行つた」とあるのは、「二回以上」とする。

3 既存一般廃棄物最終処分場廃止確認申請者等

平成十年十二月十七日から平成十一年六月十六日までの間は、新規則第五條の五の二第二項第四号中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 既存一般廃棄物最終処分場廃止確認申請者等

平成十一年六月十七日から同年十二月十六日までの間は、新規則第五條の五の二第二項第四号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 既存一般廃棄物最終処分場廃止確認申請者等

平成十一年十二月十七日から平成十二年六月十六日までの間は、新規則第五條の五の二第二項第四号中「二年」とあるのは、「二年六月」とする。

2 既存遮断型最終処分場については、平成十一年六月十六日までの間は、新規則第十二條の七の三第三号ロ中「基準命令第一條第二項第十号」とあるのは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。)附則第三條第二項の規定により読み替えられた基準命令第一條第二項第十号(平成十年改正命令の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イを除く。)」とする。

2 既存安定型最終処分場について廃止の確認を受けようとする者については、平成十一年六月十六日までの間は、新規則第十二條の十一の二第一項第二号中「次に」とあるのは「ハからホまでに」と、同條第二項第二号中「図面並びに次に掲げる書類」とあるのは「図面」とする。

第五條 平成十年改正命令附則第五條第一項に規定する既存管理型最終処分場(以下単に「既存管理型最終処分場」という。)

新規則第四條の七第三号中「基準命令第一條第二項第十号」とあるのは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。)附則第五條第五項及び第六項の規定により読み替えられた基準命令第一條第二項第十号(平成十年改正命令の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イを除く。)」とする。

2 既存管理型最終処分場について廃止の確認を受けようとする者については、附則第二條第二項から第五項までの規定を準用する。

この場合において、附則第二條第二項中「新規則第五條の五の二第二項第四号(新規則第五條の十の二第二項)において準用する場合を含む。以下同じ。」とあるのは、「新規則第十二條の十一の二第二項第三号ロ」と読み替えるものとする。

2 既存管理型最終処分場について廃止の確認を受けようとする者については、附則第二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、附則第二條第二項中「新規則第五條の五の二第二項第四号(新規則第五條の十の二第二項)において準用する場合を含む。以下同じ。」とあるのは、「新規則第十二條の十一の二第二項第三号ロ」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一〇年九月二二日厚生省令第七七号)

第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十年度に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十二条の第三項の規定による管理票に関する報告書(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)に係るものに限る。)については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第八条の二十七中「毎年」とあるのは「平成十一年」と、「その年の三月三十一日以前的一年間」とあるのは「平成十一年」と、「その年の三月三十一日から平成十一年三月三十一日まで」とする。

2 平成十年度に係る法第十二条の第四項の規定による都道府県知事に対する報告書については、新規則第八条の三十六中「毎年」とあるのは「平成十一年」と、「その年の三月三十一日以前的一年間」とあるのは「平成十一年三月三十一日から平成十一年三月三十一日まで」とする。

附 則 (平成一〇年一月一七日厚生省令第八八号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十一年十一月十六日までの間におけるこの省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係るごみ処理施設及び法第九条の第三項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係るごみ処理施設に係る維持管理の技術上の基準については、なお従前の例による。

第三条 平成十一年十一月十六日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の

許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可に係る産業廃棄物焼却施設に係る維持管理の技術上の基準については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇日厚生省令第九三号)

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三日厚生省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月二六日厚生省令第二六号) 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二八日厚生省令第一〇一号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一四日厚生省令第二二号)

1 この省令は、平成十二年一月十五日から施行する。

2 改正後の第一条第三項及び第一条の第二十八項の規定は、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設をいう。)から排出される汚泥及びばいじん、燃え殻又は汚泥を処分するために処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。

附 則 (平成一二年三月二九日厚生省令第五〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月一日厚生省令第九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二三日厚生省令第一〇一号) 抄

1 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第五条の七、第十二条の七及び第

十二条の十三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一八日厚生省令第一一五号)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の二の二の改正規定、同令第八条の五の二の改正規定(第六条の四第一項第一号)を「第六条の五第一項第一号」に改める部分を除く。並びに同令第九条の二第二項第四号、第十条の四第一項第四号、第十条の十二第一項第四号及び第十条の十六第一項第四号の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、平成十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十年四月一日までは、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び第八条の三十六の規定は、適用しない。

附 則 (平成一二年九月二九日厚生省令第二二六号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。

附 則 (平成一二年二月二七日厚生省令第一五二号)

第一条 この省令は、平成十三年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の二第五項、第十二条の七の三第五号及び様式第三十一号の改正規定 平成十三年一月六日

二 第五条の十二の改正規定(同条第二項第三号ハからトまでに係る部分を除く。)及び第十二条の十一の四の改正規定(同条第二項第二号ハ及びニ並びに第三号ハからヘまでに係る部分を除く。) 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第九十一号)の施行の日(平成十三年四月一日)

三 第八条の十七、第十条、第十条の五、第十条の十三、第十条の十七、第十六条第二号及び第十七条第一項の改正規定 平成十三年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている固形燃料化施設については、平成十四年十一月三十日までの間は、改正後の第四条の五第一項第九号ニ中「 0.1 ng/m^3 」とあるのは、「 1 ng/m^3 」とする。

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第四百九十三号)附則第二条第二項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設については、平成十四年一月三十一日までの間は、改正後の第十二条の二第九項及び第十二条の七第九項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一二年二月二八日厚生省令第一五四号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日環境省令第八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の七及び第四条第一項第七号ロ(1)の改正規定は、平成十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条第二号から第五号まで又は第二条の三第二号から第五号までの規定による指定を受けた者であって、その指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの(当該指定を取り消された者が法人である場合において、当該取消の日前六十日以内に当該法人の

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条第八号及び第九号並びに第二条の三第六号の規定は、適用しない。

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年三月三〇日環境省令第一号）

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年七月一日環境省令第二六号）抄

この省令は、平成十三年七月十五日から施行する。

附則（平成一三年一〇月一七日環境省令第三二号）

この省令は、平成十三年十月二十七日から施行する。

附則（平成一三年一〇月一九日環境省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一二月三〇日環境省令第三八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成一四年一月一七日環境省令第一号）

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。ただし、第六条の三、第六条の五、第六条の六、第九条、第十条の三、第十条の十一及び第十条の十五の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月七日環境省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月三日環境省令第二号）抄

第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん及び燃え殻並びに当該施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第三項の規定並びに清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

附則（平成一五年三月二四日環境省令第四号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日環境省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月二五日環境省令第一九号）
この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日環境省令第二六号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一四日環境省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二八日環境省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二四日環境省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二四日環境省令第三二号）抄

第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の六第一号の改正規定、同条に二号を加える改正規定、規則第七条の四の改正規定及び規則第七条の八第一項に一号を加える改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

オキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十九号）第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）並びにこれらの廃棄物を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、新規則第一条の二第十四項及び第四十九項の規定は、適用しない。

附則（平成一五年三月二四日環境省令第四号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日環境省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月二五日環境省令第一九号）
この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日環境省令第二六号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一四日環境省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二八日環境省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二四日環境省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一二月二四日環境省令第三二号）抄

第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の六第一号の改正規定、同条に二号を加える改正規定、規則第七条の四の改正規定及び規則第七条の八第一項に一号を加える改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の規則第七条の四第二号及び第七条の八第一項第五号の規定は、平成十七年一月一日以後に引取業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項に規定する引取業者をいう。）に引き渡された使用済自動車等について適用する。

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十号）附則第二条第四項に基づき、同省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九号第三号又は第十号の三第三号の規定により環境大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者に係るこの省令による改正前の第八条の十九第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 削除

2 前項に定めるもののほか、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第八号又は第九号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）及び当該汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第一条の規定による改正後の規則第一条の二第四十九項の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

附則（平成一六年三月三〇日環境省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日環境省令第一号）抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年七月二八日環境省令第一八号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年九月二七日環境省令第二号）

第一条 この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。ただし、第四条の十二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係るごみ処理施設及び法第九条の三第一項の規定による届出をしていない市町村の当該届出に係るごみ処理施設に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

2 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係るごみ処理施設及び法第九条の三第一項の規定による届出をしていない市町村の当該届出に係るごみ処理施設に係る技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項第二号ナ、オ（一）及び（二）、ヤ（一）、マ（三）及び（四）並びにケ（一）及び（三）から（五）までの規定（同項第三号及び第九号又において例による場合を含む。）、同項第六号イの規定並びに同項第九号ロ（一）、ニ（二）及び（三）、ト、チ（二）から（四）まで並びにリ（一）から（三）までの規定は、適用しない。

附則（平成一六年一〇月二七日環境省令第二四号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年十月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の七、第四条、第四条の五、第四条の六、第四条の七、第十二条の二、第十二条の七、第十二条の七の二及び第十二条の七の三の改正規定並びに規則別表第二 平成十六年十二月十日

二 第一条中規則第一条の七の二から第一条の七の五までを加える改正規定、規則第七条の二の改正規定、規則第七条の二の二及び第七の九を加える改正規定、規則第八条の五の二の改正規定、規則第八条の五の三を加える改正規定、規則第八条の二十及び第十条の十二の改正規定並びに規則様式第一号の改正規定並びに第二条の規定 平成十七年四月一日

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際離島振興法（昭和十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄島及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島において現に埋立処分用の用に供されている場所について、この省令の施行後行う一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分については、平成十九年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第一条の七の四の規定にかかわらず、令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める措置は、埋立処分場の場所からの浸出液によつて公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずることとする。

第三条 削除

第四条 この省令の施行の際現に設置されている製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設については、新規別表第二中「〇・五ng/m³」とあるのは、「五ng/m³」とする。

附則（平成一七年三月七日環境省令第四号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日環境省令第七号）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 平成十八年十月三十一日までの間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十六年環境省令第二十二号）の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可を受けた者又は許可の申請をした者の当該許可又は当該申請に係るごみ処理施設及び法第九条の三第一項の規定による届出をした市町村の当該届出に係るごみ処理施設に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、なお従前の例による。

第三条 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第七号に掲げる産業廃棄物の処理施設に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

2 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る令第七条第七号に掲げる産業廃棄物の処理施設に係る維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の七第九項第二号イ（三）、ロ（二）及び（三）、ト（一）、リ（一）、又（三）及び（四）並びにル（二）から（四）までの規定は、適用しない。

第四条 新規別表第九号の二第三項（第十号の九第二項、第十号の十二第二項及び第十号の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第十号の四第三項（第十号の九第三項、第十号の十六第六項及び第十号の二十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成十八年九月三十日までの間は、第九条の二第三項本文及び第十号の四第三項本文中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第三号を除く。）」とし、平成二十三年三月三十一日までの間は、第九条の二第三項第二号及及び第十号の四第三項第二号中「直前の五年」とあるのは、次表の上欄に掲げる許可の申請がされた日の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十七年四月一日から平成十八年九月三十日までの間の日
平成十八年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間の日
申請がされた日
までの間

平成十七年四月一日から平成十八年九月三十日までの間の日	直前の六月
平成十八年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間の日	申請がされた日

第五条 新規別表第十二条の七の四の規定は、平成十七年四月一日より前に埋立処分が開始された産業廃棄物の最終処分場については、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三〇日環境省令第一〇号）
この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一九日環境省令第一一号）
この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一七年九月一三日環境省令第一七号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 法第十二条の三第一項の産業廃棄物管理票の様式については、改正後の様式第二号の六にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分

（処分、申請等に関する経過措置）
第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分

等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

第三号 (罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年九月三〇日環境省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月一〇日環境省令第七号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八條の四の二の改正規定及び附則第七條の規定 平成十八年七月一日
- 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第三條の二、第四條の三、第十一條の二及び第十二條の三の改正規定並びに次條の規定 平成十八年九月三十日

(専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないこととされている事項に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第八條第一項若しくは法第九條第一項又は法第十五條第一項若しくは法第十五條の二の五第一項の許可の申請をしている者の当該許可に係る法第八條の二第三項（法第九條第二項において準用する場合を含む。）又は法第十五條の二第三項（法第十五條の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規規」という。）第四條の三又は新規規第十二條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第六項の経過措置の特別例）

第三条 特定一般廃棄物最終処分場であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）附則第三条第六項の規定により平成十八年三月三十一日まで同法第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の五の規定を適用しないこととされたもの（以下「旧特定一般廃棄物最終処分場」という。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四條の九第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の式のとおりとする。

$$A \parallel C \times (I - E) / L - T$$

（この式において、A、C、I、E、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。）

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分終了後における維持管理に必要な費用の額
- I 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数
- E 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までの月数
- L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
- T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

前項の規定にかかわらず、旧特定一般廃棄物最終処分場の埋立での状況に基づき、法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとすることができる。

$$A \parallel C \times (H + s \times a - I) / N - T$$

（この式において、A、C、H、s、a、I、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。）

4 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

- C 埋立処分終了後における維持管理に必要な費用の額
- H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
- s 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量
- a 前年度における当該特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立での状況に基づいて都道府県知事が定める数
- I 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までに埋立処分された一般廃棄物の数量
- N 当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立容量
- T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3 第一項又は前項により算定した数値が、次の式により算定した数値以下となる場合は、第一項又は前項の規定にかかわらず、旧特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八條の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A \parallel D \times (I - E) / (L - I - E) - T$$

（この式において、A、D、I、E、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。）

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- D 環境大臣が別に定める費用
- I 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数
- E 埋立処分が開始された年月から平成十八年三月までの月数
- L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
- T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第七号。以下「改正規則」という。）附則第三條第一項、第二項又は第三項」と、同条第四項及び第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「改正規則附則第三條第一項、第二項又は第三項」と読み替えるものとする。（特定災害防止準備金を積み立てている者に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に基づく廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金を積み立てている者が設置した旧特定一般廃棄物最終処分場に対する前条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額」とあるのは「埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から特定災害防止準備金の積立に係る契約期間が満了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額」と、同条第三項中「環境大臣が別に定める費用」とあるのは「環境大臣が別に定める費用から特定災害防止準備金の積立に係る契約期間が満了するまでの間に積み立てる当該特定災害防止準備金の額を差し引いた額」とする。（準用）

第五条 附則第三條及び前條の規定は、特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、旧特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「旧特定産業廃棄物最終処分場」と、附則第三條第一項中「附則第三條第六項」とあるのは「附則第五條第六項」と、「第八條の五の」とあるのは「（以下「新法」という。）第十五條の二の三において準用する新法第八條の五の」と、「第八條の五第四項」とあるのは「第十五條の二の四において準用する法第八條の五第四項」と、「第四條の九第一項又は第二項」とあるのは「第十二條の七の七第一項又は第二項」と、同条第二項中「法第八條の五第四項」とあるのは「法第十五條の二の四において準用する法第八條の五第四項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」とする。

物」と、同条第三項中「法第八条の第五第四項」とあるのは「法第十五条の二の四において準用する法第八条の第五第四項」と、同条第四項中「第四条の九第三項から第五項まで」とあるのは「第十二条の七の第三項から第五項まで」と、「附則第三条第一項」とあるのは「附則第五条において準用する改正規則附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の際現に法第八条の五第一項の規定により維持管理積立金を積み立てて

いる新規別第四場の八第二号に該当する一般廃棄物の最終処分場の設置者は、新規別第四場の十三の規定にかかわらず、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に積み立てた維持管理積立金の全額を取り戻すことができる。

2 この省令の施行の際現に法第十五条の二の四において準用する第八条の五第一項の規定により維持管理積立金を積み立てている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の四第二号に該当する産業廃棄物の最終処分場の設置者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十一の規定にかかわらず、機構に積み立てた維持管理積立金の全額を取り戻すことができる。

（委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置）
第七條 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條の二第四号に掲げる委託契約に対する新規別第八條の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

附則（平成一八年五月一日環境省令第一七号）
この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年五月二六日環境省令第二〇号）
（施行期日）
1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條の二第三号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法

律施行規則（以下「新規別」という。）第八條の四の二並びに新規別第八條の十六の三において準用するこの省令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第七号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八條の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に製造された製品であつて、新規別第八條の四の二第六号に掲げる産業廃棄物となつたものに対する新規別第八條の四の二（新規別第八條の十六の三において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年七月二六日環境省令第二三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の十七及び第一条の十八の改正規定、規則第六條の二十四次に十五条を加える改正規定、規則第七條の二、第七條の二の二、第八條の二から第八條の四まで、第八條の十四、第八條の十五、第十條の四第一項第五号、第十條の七第一号及び第十二條の十二の二十の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十六とする改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十九第一項各号列記以外の部分の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十五とする改正規定、規則第十二條の十二の十八の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十四とする改正規定、規則第十二條の十二の十七の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十三とする改正規定、規則第十二條の十二の十六の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十二とする改正規定、規則第十二條の十二の十五の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十一とする改正規定、規則第十二條の十二の十四第一項各号列記以外の部分の改正規定、同条を規則第十二條の十二の二十とする改正規定、規則第十二條の十二の十三の次に六条を加える改正規定、規則第十五條第四号、第十五條の三第四号、第二十條及び改正規定（第十二條の十二の十四）を「第十

二條の十二の二十」に、「第15條の4の4第1項」を「第15條の4の5第1項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十號の改正規定（第十二條の十二の十九）を「第十二條の十二の二十五」に、「第15條の4の6第1項」を「第15條の4の7第1項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十二號及び様式第三十五號の改正規定、規則様式第三十六號の改正規定（第十二條の十二の十四）を「第十二條の十二の二十」に、「第12條の12の14第5項」を「第12條の12の20第5項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十七號の改正規定並びに規則様式第三十八號の改正規定（第十二條の十二の十九）を「第十二條の十二の二十五」に、「第12條の12の19第5項」を「第12條の12の25第5項」に改める部分に限る。）並びに第五條の規定は、平成十八年八月九日から施行する。

（経過措置）
第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設（次項において「既存溶融施設」という。）に係る技術上の基準については、規則第十二條の二第四項第二号イ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物をおおむね」とする。

2 既存溶融施設に係る維持管理の技術上の基準については、規則第十二條の七第四項第二号中「速やかに」とあるのは、「速やかにおおむね」とする。
第三条 この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三條第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、令第二條の四第五号へに規定する廃石綿等及び令第六條第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規別」という。）第五條の五第一項第五号及び第二項第四号（規則第五條の十第二項において準用する場合）及び新規別第十二條の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五條の五の二第一項第四号及び第二項第四号の二（規則第五條の十の二第二項において準用する場合を含む。）の

五の十の二第一項第五号、第五條の十の二第一項第四号、第十二條の十一第一項第六号、第十二條の十一の二第一項第二号へ及び第三号二並びに第二項第二号へ及び第三号八、第十二條の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二條の三十五第二項第八号、第十二條の三十六第四号、第十二條の三十八第一項第五号（規則第十二條の三十九において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第十五條の八第三項第六号及び第四項第三号並びにこの省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下この条において「新最終処分基準省令」という。）第一条第二項第二十号（新最終処分基準省令第二条第二項第二号及び第三号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年九月二八日環境省令第二七号）
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一九年二月一五日環境省令第四号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年九月二七日環境省令第二四号）
この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則（平成一九年一〇月二六日環境省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月三〇日環境省令第三一号）
この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二二年三月三一日環境省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年一月一〇日環境省令第一号)

第一条 この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間にこの省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三十号)第七号に掲げる産業廃棄物処理施設に係る法第十五条の二の規定による維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)(第十二条の七第五項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日から起算して六月を経過する日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号に掲げる産業廃棄物処理施設に係る法第十五条の二の規定による維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)(第十二条の七第五項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月二八日環境省令第一号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八号の七及び第八号の十七の四の改正規定(「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める部分に限る。)は、平成二十三年十月一日から施行する。

(定期検査の期間に関する経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)(第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。))を受けている者は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)(第四条の三の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日以前に当該許可を受けた者)にあっては平成二十四年三月三十一日までに、平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十七年三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の規定による検査は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(による改正後の法(以下「新法」という。)(第八条の二の二第一項の規定による検査と、前項の規定による検査は新法第十五条の二の二第一項の規定による検査とみなして、新法及び新規則の規定を適用する。)(廃棄物の最終処分場に係る維持管理の状況に関する情報の公表に関する経過措置) 第三条 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第八号第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場(以下「既存許可一般廃棄物最終処分場」という。)(に関する新法第八号の三第二項の環境省令で定める事項については、適用しない。 2 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する新法第八号の三第二項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第四条の五の三第三号中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とする。

2 この省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。))を受けている者は、新規則第十二条の五の三の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日以前に当該許可を受けた者)にあっては平成二十四年三月三十一日までに、平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十七年三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者)にあっては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

3 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第九号の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場(以下「既存届出一般廃棄物最終処分場」という。)(に関する新法第九号の三第六項の環境省令で定める事項は、新規則第五条の六の二の規定にかかわらず、新規則第四条の五の二第四号イからトまで及びリに掲げる事項とする。 4 平成二十三年九月三十日までの間における既存届出一般廃棄物最終処分場に関する新法第九号の三第六項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第五条の六の三第三号中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とする。 5 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)(第七号第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(以下「既存管理型最終処分場」という。)(に関する新法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号チの規定は、適用しない。 6 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に関する新法第十五条の二の三第二項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第十二条の七の三第三号中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とする。

4 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する法第八号の四の環境省令で定める事項は、適用しない。 3 平成二十三年九月三十日までの間における既存届出一般廃棄物最終処分場に関する新法第九号の三第七項の規定による記録の縦覧については、新規則第五条の六の四第一号ハ中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(1)」と、同号ニ中、「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」と「及びチ(2)」とする。 2 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する法第八号の四の環境省令で定める事項は、適用しない。 4 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する法第八号の四の規定による記録の縦覧については、新規則第十二条の七の四第一号ハ中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(1)」と、同号ニ中、「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」と「及びチ(2)」とする。 6 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に関する法第十五条の二の三第二項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第十二条の七の三第三号中、「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とあるのは「及びト(1)」と「及びチ(2)」とする。

四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項については、新規規則第十二条の七の五第七号の規定は、適用しない。
(新規規則第九条の三第二号の規定の適用に関する経過措置)

第五条 新規規則第九条の三第二号の規定の適用については、この省令の施行前にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第五条第一項の確認を受けた者に係る新規規則第九条の三第二号の規定の適用については、同号中「当該許可の更新の申請の日前六月間」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)附則第五条第一項の確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間」とする。
(新規規則第十条の四の二第二号の規定の適用に関する経過措置)

第六条 新規規則第十条の四の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の四第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 前条第二項の規定は、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、前条第二項中「新規規則第九条の三第二号」とあるのは「新規規則第十条の四の二第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)附則第五条第一項の確認を受けた者について準用する」と読み替えるものとする。

第七条 新規規則第十条の十二の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する旧規則第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規規則第九条の三第二号」とあるのは「新規規則第十条の十二の二第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

第八条 新規規則第十条の十六の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する旧規則第十条の四第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規規則第十条の四第三項第二号」とあるのは「新規規則第十条の四第三項第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

第九条 新規規則第十条の十六の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する旧規則第十条の四第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規規則第十条の四第三項第二号」とあるのは「新規規則第十条の四第三項第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

第十条 新規規則第十条の十六の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する旧規則第十条の四第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。
2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規規則第十条の四第三項第二号」とあるのは「新規規則第十条の四第三項第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十八号)改正令附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

第十一条 改正法附則第六条第三項の規定による届出は、新規規則様式第二号の十の例による届出書を提出して行うものとする。
2 新規規則第八号の二の四第二項の規定は、前二項の届出について準用する。
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)
第十二条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 現に受けている法第十四条第一項の許可の有効期間(法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)の満了の日
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規規則第十条の二に規定する許可証の写し
二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面
三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準(新規規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。)に適合することを証する書類
四 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したものを除く。)
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)
第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 継続して五年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること
二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分(新規規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。)を受けていないこと
三 新規規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

第十四条 改正法附則第六条の規定による届出は、改正法附則第六条第一項の規定による届出書を提出して行うものとする。
2 新規規則様式第二号の四の例による届出書を提出して行うものとする。
3 新規規則第六号の二の四第二項の規定は、前二項の届出について準用する。
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)
第十五条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 現に受けている法第十四条第一項の許可の有効期間(法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)の満了の日
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規規則第十条の二に規定する許可証の写し
二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面
三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準(新規規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。)に適合することを証する書類
四 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したものを除く。)
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)
第十六条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 継続して五年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること
二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分(新規規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。)を受けていないこと
三 新規規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

第十七条 改正法附則第六条の規定による届出は、改正法附則第六条第一項の規定による届出書を提出して行うものとする。
2 新規規則様式第二号の四の例による届出書を提出して行うものとする。
3 新規規則第六号の二の四第二項の規定は、前二項の届出について準用する。
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)
第十八条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 現に受けている法第十四条第一項の許可の有効期間(法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。)の満了の日
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規規則第十条の二に規定する許可証の写し
二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面
三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準(新規規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。)に適合することを証する書類
四 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したものを除く。)
(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)
第十九条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 継続して五年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること
二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分(新規規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。)を受けていないこと
三 新規規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第十四条 都道府県知事は、改正令附則第五条第一項の確認をしたときは、新規則様式第七号の二による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の申請)

第十五条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五

項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第六項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条第八項」と、同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第六項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の六」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第十六条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第十六条第三号」と、「新規則第九号」とあるのは「法第十四条第六項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 継続して五年以上法第十四条第六項の許可を受けている者であること。
二 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五

年間特定不利益処分を受けていないこと。

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則

第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従

って更新していること。

四 新規則第十条の四の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第十七条 都道府県知事は、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第九号の二による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)

第十八条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五

項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第三項」と、同条

第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十四」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第十九条第二号」と、同項第三号中「次

条第三号」とあるのは「附則第十九条第三号」と、「新規則第九号の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十二の二第二号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十九条 改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 継続して五年以上法第十四条の四第一項の許可を受けている者であること。
二 改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五

年間特定不利益処分を受けていないこと。

三 新規則第十条の十二の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附

則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従

って更新していること。

四 新規則第十条の十二の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第二十条 都道府県知事は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十三号の二による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の申請)

第二十一条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条

第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第八項」と、同条

第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十八」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第二十二

条第二号」とあるのは「附則第二十二号中「次条第二号」とあるのは「附則第二十二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第二十二号第三号」と、「新規則第九号の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十六

の二第二号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第二十二条 改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 継続して五年以上法第十四条の四第六項の許可を受けている者であること。
二 改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五

年間特定不利益処分を受けていないこと。

三 新規則第十条の十六の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附

則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従

って更新していること。

四 新規則第十条の十六の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第二十三条 都道府県知事は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十五号の二による許可証を交付しなければならない。

(準用)

第二十四条 附則第五条第一項の規定は附則第十三条第三号の規定の適用について、附則第六条

第一項の規定は附則第十六条第三号の規定の適用について、附則第七条第一項の規定は附則第十九条第三号の規定の適用について、附則第八条

第一項の規定は附則第二十二号第三号の規定の適用について準用する。

(既存管理型最終処分場に係る確認の基準の特例)

第二十五条 既存管理型最終処分場に係る附則第十六条第三号及び附則第二十二号第三号の規定

の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは、「事項(同表の項(8))」に定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号チに掲げる

事項(平成二十三年十月一日以後に行つた新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省

令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。)及び第八号リに掲げる事項とする。」とする。

附則様式

(附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係)

附則（平成二十七年二月二日環境省令第四〇号）

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（水銀に関する水保条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日）から施行する。

附則（平成二十七年二月二日環境省令第四二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年三月十五日から施行する。

附則（平成二十八年六月二〇日環境省令第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年九月十五日から施行する。

附則（平成二十八年七月二九日環境省令第一九号）

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

附則（平成二十九年四月二八日環境省令第八号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年六月九日環境省令第一〇号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一

部を改正する政令による改正後の令第三条第三号又は規定する水銀処理物及び令第二条の四第五号に規定する廃水銀等を処分するために処理したものについては、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第五号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条の十第二項において準用する場合及び新規則第十二条の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五条の五の二第一項第四号及び第二項第四号の二の二（規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。）、第五条の五の二の二、第五条の十第一項第五号、第五条の十の二第一項各号列記以外の部分及び第四号、第五条の十の二の二、新規則第十二条の十一の二第二項第三号ハ、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第六号、第十二条の三十八第一項第五号（規則第十二条の三十九において準用する場合を含む。）並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年六月二二日環境省令第一四号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月八日環境省令第二七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年二月二日環境省令第二号）

（施行期日）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成三十一年四月一日

二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七條の二第三項第四号、第八条の十七の二、第八条の二十、第八条の二十一、第八条の二十五の二及び第八条の二十八の改正規定、同令第八条の三十一の次に三条を加える改正規定、同令第八条の三十一の二、第八条の三十一の三、第八条の三十二、第八条の三十三、

第八条の三十四、第八条の三十四の二、第八条の三十四の三、第八条の三十四の四、第八条の三十四の五、第八条の三十四の六、第八条の三十五、第八条の三十六、第八条の三十七、第八条の三十八（「電子情報処理組織使用者又は電子情報処理組織使用者」に、「法第十二条の五第十項」を「法第十二条の五第十一項」に改める部分に限る。）、第八条の三十九、第八条の四十四、第十条の八及び第十条の二十一の改正規定、同令様式第二号の十三から様式第二号の十五までの改正規定並びに第三条の規定 平成三十一年四月一日

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條の二十八第三項、第十二條の十二の二十一第三項、第十二條の十二の二十六第六号及び第十二條の十二の二十六第三項の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二七日環境省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二七日環境省令第二七号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年九月四日環境省令第五号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（検討）
2 環境大臣は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条の八第一項第三号の規定について、廃プラスチック類の処理の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年十二月二〇日環境省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二五日環境省令第五号）

（施行期日）
1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第九条の三第一号、第十条の四の二第一号、第十条の十二の二第一号及び第十条の十六の二第一号の改正規定は公布の日から、附則第四条の規定は令和二年八月二十四日から施行する。

（優良産業廃棄物処理業者等の許可の更新の申請に関する経過措置）
2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新の申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條の九第二号、第六條の十一第二号、第六條の十三第二号又は第六條の十四第二号に掲げる者に該当するものとしてする申請に限る。）であつて、この省令の施行の際、許可の更新をすることがどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（経過措置）
3 法第十四条第七項又は第十四条の四第七項の許可の申請を行った者であつて、従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）又は法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）の始期が令和二年七月一日より前であるものに対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の四の二第二

号の表の力の項の上欄及び第十條の十六の二第二号の表の力の項の上欄の規定の適用については、第十條の四の二第二号中「当該許可の更新の申請の前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあっては従前の法第十四條第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあり、第十條の十六の二第二号中「当該許可の更新の申請の前六月間（申請者が令第六條の十四第二号に掲げる者である場合にあっては従前の法第十四條の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）」とあるのは、「当該許可の更新の申請の前六月間（令和二年十二月三十一日までの間の当該許可の更新の申請を行う場合にあっては令和二年七月一日以降）」とする。

（準備行為）

第四條 環境大臣は、施行日前においても、新規則第九條の二第四項及び第五項並びに第九條の二の二から第九條の二の八まで（これらの規定を新規則第十條の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、指定の取消しに係る部分を除く。）並びに第十條の四第三項及び第四項並びに同條第九項において準用する新規則第九條の二の二から第九條の二の八まで（これらの規定を新規則第十條の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、指定の取消しに係る部分を除く。）の規定の例により、新規則第九條の二第四項（新規則第十條の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十條の四第三項（新規則第十條の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において、新規則第九條の二第四項（新規則第十條の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十條の四第三項（新規則第十條の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を含む。）の規定により指定を受けたものとみなす。

附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年五月一日環境省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年五月一日環境省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年五月一日環境省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項、第七條及び第九條以外の規定は令和二年四月七日から適用する。

附則（令和二年七月一六日環境省令第一八号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（平成三十年七月豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令等の廃止）
第二條 次に掲げる省令は、廃止する。
一 平成三十年七月豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成三十年環境省令第十六号）

二 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成三十年環境省令第二十号）
三 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第三号）

四 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第十三号）
（平成三十年七月豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令等の廃止に伴う経過措置）

第三條 附則第二條の規定による廃止前の同条各号に掲げる省令（以下この条において「旧特例省令」と総称する。）の規定は、この省令の施行前に旧特例省令の規定により読み替えて適用してこの省令の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十七の規定によりされた届出（以下この条において「旧届出」という。）については、なおその効力を有する。

2 旧届出は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧特例省令の規定によりこの省令の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十七の規定によりされた届出とみなす。

附則（令和二年八月二四日環境省令第一九号）
この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一條中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の十の二第二項第四号及び第十二條の十二の十九の表の改正規定並びに第二條の規定は、公布の日から施行する。

1 この省令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により改正される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の四、第十條の十二及び第十條の十六の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令によつてまず改正され、次いでこの省令によつて改正されるものとする。

附則（令和二年二月二八日環境省令第三号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとして、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三年八月四日環境省令第一号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和五年七月二七日環境省令第一号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年七月二七日環境省令第一号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年二月二〇日環境省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月一八日環境省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年四月一日環境省令第七号）
抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一條 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第三條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとして、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表第一（第一條の二関係）
一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設

- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- 八 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 九 保健所
- 十 検疫所
- 十一 動物検疫所
- 十二 植物防疫所
- 十三 家畜保健衛生所
- 十四 検査業に属する施設
- 十五 商品検査業に属する施設
- 十六 臨床検査業に属する施設
- 十七 犯罪鑑識施設

別表第二(第一条の二関係)

一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二	水銀又はその化合物	試料一リットルにつき水銀〇・〇五ミリグラム以下
三	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下
四	鉛又はその化合物	試料一リットルにつき鉛一ミリグラム以下
五	有機燐化合物	試料一リットルにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
六	六価クロム化合物	試料一リットルにつき六価クロム五ミリグラム以下
七	砒素又はその化合物	試料一リットルにつき砒素一ミリグラム以下
八	シアン化合物	試料一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
九	ポリ塩化ビフェニル	試料一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇三ミリグラム以下
一〇	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン一ミリグラム以下
一一	テトラクロロエチレン	試料一リットルにつきテトラクロロエチレン一ミリグラム以下
一二	ジクロロメタン	試料一リットルにつきジクロロメタン二ミリグラム以下
一三	四塩化炭素	試料一リットルにつき四塩化炭素〇・二ミリグラム以下
一四	一・一・一ジクロロエチレン	試料一リットルにつき一・一・一ジクロロエチレン十ミリグラム以下

二五	シスー・二ジクロロエチレン	試料一リットルにつきシスー・二ジクロロエチレン四ミリグラム以下
二六	トトリクロロエタン	試料一リットルにつきトトリクロロエタン三十ミリグラム以下
二七	一・一・二トリクロロエタン	試料一リットルにつき一・一・二トリクロロエタン〇・六ミリグラム以下
二八	一・三・三ジクロロプロペン	試料一リットルにつき一・三・三ジクロロプロペン〇・二ミリグラム以下
二九	チウラム	試料一リットルにつきチウラム〇・六ミリグラム以下
三〇	シマジン	試料一リットルにつきシマジン〇・三ミリグラム以下
三一	チオベンカルブ	試料一リットルにつきチオベンカルブ二ミリグラム以下
三二	ベンゼン	試料一リットルにつきベンゼン一ミリグラム以下
三三	セレン又はその化合物	試料一リットルにつきセレン一ミリグラム以下
三四	一・四・ジオキサン	試料一リットルにつき一・四・ジオキサン五ミリグラム以下
三五	ダイオキシン類	試料一リットルにつきダイオキシン類一〇〇ピコグラム以下

備考
 一 この表に掲げる基準は、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
 二 「検出されないこと」とは、第一条の二第十七項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第二の二(第一条の七の五の二関係)

一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下

備考
 一 この表に掲げる基準は、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により水銀処理物に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
 二 「検出されないこと」とは、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第三(第四条の五、第十二条の七関係)

一	時間当たりの処理能力が四ト	〇・一 ng/m ³
二	時間当たりの処理能力が二ト以上四ト未満のもの(製鋼の用に供する電気炉を除く。)	一 ng/m ³
三	時間当たりの処理能力が二ト未満のもの(製鋼の用に供する電気炉を除く。)	五 ng/m ³
四	製鋼の用に供する電気炉	〇・五 ng/m ³

備考
 この表の下欄に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。

別表第四(第七条の二の四関係)

一	水銀電池	
二	空気亜鉛電池	
三	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	
四	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	
五	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	
六	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	
七	農薬	

八	気圧計	
九	湿度計	
十	液柱形圧力計	
十一	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	
十二	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	
十三	真空計	
十四	ガラス製温度計	
十五	水銀充満圧力式温度計	
十六	水銀体温計	
十七	水銀式血圧計	
十八	温度定点セル	
十九	顔料	
二十	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
二十一	灯台の回転装置	
二十二	水銀トリム・ヒール調整装置	
二十三	放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。	
二十四	水銀抵抗原器	
二十五	差圧式流量計	
二十六	傾斜計	
二十七	水銀圧入法測定装置	
二十八	周波数標準機	
二十九	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
三十	容積形力計	
三十一	滴下水銀電極	
三十二	参照電極	
三十三	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
三十四	握力計	
三十五	医薬品	
三十六	水銀の製剤	
三十七	塩化第一水銀の製剤	
三十八	塩化第二水銀の製剤	
三十九	よう化第二水銀の製剤	
四十	硝酸第一水銀の製剤	
四十一	硝酸第二水銀の製剤	
四十二	チオシアン酸第二水銀の製剤	
四十三	酢酸フェニル水銀の製剤	

備考 十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。

別表第五(第七条の八の三関係)

- 一 スイッチ及びリレー
 - 二 気圧計
 - 三 湿度計
 - 四 液柱形圧力計
 - 五 弾性圧力計
 - 六 圧力伝送器
 - 七 真空計
 - 八 ガラス製温度計
 - 九 水銀充滿圧力式温度計
 - 十 水銀体温計
 - 十一 水銀式血圧計
 - 十二 灯台の回転装置
 - 十三 水銀トリム・ヒール調整装置
 - 十四 放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。
 - 十五 差圧式流量計
 - 十六 浮ひよう形密度計
 - 十七 傾斜計
 - 十八 積算時間計
 - 十九 容積形力計
 - 二十 ひずみゲージ式センサ
 - 二十一 滴水電極
 - 二十二 電量計
 - 二十三 ジャイロコンパス
 - 二十四 握力計
- 様式第一号(第一条の三の二、第七条の二、第八条の五の二関係)



1. 構造図、寸法図は、寸法を明示する。

2. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

3. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

4. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

5. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

6. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

7. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

8. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

9. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

10. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

11. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

12. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

13. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

14. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

15. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

16. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

17. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

18. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

19. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

20. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

21. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

22. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

23. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

24. 寸法は、図面に明示した寸法に準ずる。

様式第二号(第六条の二十七関係)

様式第二号(第六条の二十七関係) (単位:mm)

図 1 構造図(単位:mm)

図 2 寸法図(単位:mm)

図 3 寸法図(単位:mm)

図 4 寸法図(単位:mm)

図 5 寸法図(単位:mm)

図 6 寸法図(単位:mm)

図 7 寸法図(単位:mm)

図 8 寸法図(単位:mm)

図 9 寸法図(単位:mm)

図 10 寸法図(単位:mm)

図 11 寸法図(単位:mm)

図 12 寸法図(単位:mm)

図 13 寸法図(単位:mm)

図 14 寸法図(単位:mm)

図 15 寸法図(単位:mm)

図 16 寸法図(単位:mm)

図 17 寸法図(単位:mm)

図 18 寸法図(単位:mm)

図 19 寸法図(単位:mm)

図 20 寸法図(単位:mm)

図 21 寸法図(単位:mm)

図 22 寸法図(単位:mm)

図 23 寸法図(単位:mm)

図 24 寸法図(単位:mm)

図 25 寸法図(単位:mm)

図 26 寸法図(単位:mm)

図 27 寸法図(単位:mm)

図 28 寸法図(単位:mm)

図 29 寸法図(単位:mm)

図 30 寸法図(単位:mm)

図 31 寸法図(単位:mm)

図 32 寸法図(単位:mm)

図 33 寸法図(単位:mm)

図 34 寸法図(単位:mm)

図 35 寸法図(単位:mm)

図 36 寸法図(単位:mm)

図 37 寸法図(単位:mm)

図 38 寸法図(単位:mm)

図 39 寸法図(単位:mm)

図 40 寸法図(単位:mm)

図 41 寸法図(単位:mm)

図 42 寸法図(単位:mm)

図 43 寸法図(単位:mm)

図 44 寸法図(単位:mm)

図 45 寸法図(単位:mm)

図 46 寸法図(単位:mm)

図 47 寸法図(単位:mm)

図 48 寸法図(単位:mm)

図 49 寸法図(単位:mm)

図 50 寸法図(単位:mm)

図 51 寸法図(単位:mm)

図 52 寸法図(単位:mm)

図 53 寸法図(単位:mm)

図 54 寸法図(単位:mm)

図 55 寸法図(単位:mm)

図 56 寸法図(単位:mm)

図 57 寸法図(単位:mm)

図 58 寸法図(単位:mm)

図 59 寸法図(単位:mm)

図 60 寸法図(単位:mm)

図 61 寸法図(単位:mm)

図 62 寸法図(単位:mm)

図 63 寸法図(単位:mm)

図 64 寸法図(単位:mm)

図 65 寸法図(単位:mm)

図 66 寸法図(単位:mm)

図 67 寸法図(単位:mm)

図 68 寸法図(単位:mm)

図 69 寸法図(単位:mm)

図 70 寸法図(単位:mm)

図 71 寸法図(単位:mm)

図 72 寸法図(単位:mm)

図 73 寸法図(単位:mm)

図 74 寸法図(単位:mm)

図 75 寸法図(単位:mm)

図 76 寸法図(単位:mm)

図 77 寸法図(単位:mm)

図 78 寸法図(単位:mm)

図 79 寸法図(単位:mm)

図 80 寸法図(単位:mm)

図 81 寸法図(単位:mm)

図 82 寸法図(単位:mm)

図 83 寸法図(単位:mm)

図 84 寸法図(単位:mm)

図 85 寸法図(単位:mm)

図 86 寸法図(単位:mm)

図 87 寸法図(単位:mm)

図 88 寸法図(単位:mm)

図 89 寸法図(単位:mm)

図 90 寸法図(単位:mm)

図 91 寸法図(単位:mm)

図 92 寸法図(単位:mm)

図 93 寸法図(単位:mm)

図 94 寸法図(単位:mm)

図 95 寸法図(単位:mm)

図 96 寸法図(単位:mm)

図 97 寸法図(単位:mm)

図 98 寸法図(単位:mm)

図 99 寸法図(単位:mm)

図 100 寸法図(単位:mm)

様式第二号の二(第六条の二十七関係)

様式第二号の二(第六条の二十七関係) (単位:mm)

図 1 構造図(単位:mm)

図 2 寸法図(単位:mm)

図 3 寸法図(単位:mm)

図 4 寸法図(単位:mm)

図 5 寸法図(単位:mm)

図 6 寸法図(単位:mm)

図 7 寸法図(単位:mm)

図 8 寸法図(単位:mm)

図 9 寸法図(単位:mm)

図 10 寸法図(単位:mm)

図 11 寸法図(単位:mm)

図 12 寸法図(単位:mm)

図 13 寸法図(単位:mm)

図 14 寸法図(単位:mm)

図 15 寸法図(単位:mm)

図 16 寸法図(単位:mm)

図 17 寸法図(単位:mm)

図 18 寸法図(単位:mm)

図 19 寸法図(単位:mm)

図 20 寸法図(単位:mm)

図 21 寸法図(単位:mm)

図 22 寸法図(単位:mm)

図 23 寸法図(単位:mm)

図 24 寸法図(単位:mm)

図 25 寸法図(単位:mm)

図 26 寸法図(単位:mm)

図 27 寸法図(単位:mm)

図 28 寸法図(単位:mm)

図 29 寸法図(単位:mm)

図 30 寸法図(単位:mm)

図 31 寸法図(単位:mm)

図 32 寸法図(単位:mm)

図 33 寸法図(単位:mm)

図 34 寸法図(単位:mm)

図 35 寸法図(単位:mm)

図 36 寸法図(単位:mm)

図 37 寸法図(単位:mm)

図 38 寸法図(単位:mm)

図 39 寸法図(単位:mm)

図 40 寸法図(単位:mm)

図 41 寸法図(単位:mm)

図 42 寸法図(単位:mm)

図 43 寸法図(単位:mm)

図 44 寸法図(単位:mm)

図 45 寸法図(単位:mm)

図 46 寸法図(単位:mm)

図 47 寸法図(単位:mm)

図 48 寸法図(単位:mm)

図 49 寸法図(単位:mm)

図 50 寸法図(単位:mm)

図 51 寸法図(単位:mm)

図 52 寸法図(単位:mm)

図 53 寸法図(単位:mm)

図 54 寸法図(単位:mm)

図 55 寸法図(単位:mm)

図 56 寸法図(単位:mm)

図 57 寸法図(単位:mm)

図 58 寸法図(単位:mm)

図 59 寸法図(単位:mm)

図 60 寸法図(単位:mm)

図 61 寸法図(単位:mm)

図 62 寸法図(単位:mm)

図 63 寸法図(単位:mm)

図 64 寸法図(単位:mm)

図 65 寸法図(単位:mm)

図 66 寸法図(単位:mm)

図 67 寸法図(単位:mm)

図 68 寸法図(単位:mm)

図 69 寸法図(単位:mm)

図 70 寸法図(単位:mm)

図 71 寸法図(単位:mm)

図 72 寸法図(単位:mm)

図 73 寸法図(単位:mm)

図 74 寸法図(単位:mm)

図 75 寸法図(単位:mm)

図 76 寸法図(単位:mm)

図 77 寸法図(単位:mm)

図 78 寸法図(単位:mm)

図 79 寸法図(単位:mm)

図 80 寸法図(単位:mm)

図 81 寸法図(単位:mm)

図 82 寸法図(単位:mm)

図 83 寸法図(単位:mm)

図 84 寸法図(単位:mm)

図 85 寸法図(単位:mm)

図 86 寸法図(単位:mm)

図 87 寸法図(単位:mm)

図 88 寸法図(単位:mm)

図 89 寸法図(単位:mm)

図 90 寸法図(単位:mm)

図 91 寸法図(単位:mm)

図 92 寸法図(単位:mm)

図 93 寸法図(単位:mm)

図 94 寸法図(単位:mm)

図 95 寸法図(単位:mm)

図 96 寸法図(単位:mm)

図 97 寸法図(単位:mm)

図 98 寸法図(単位:mm)

図 99 寸法図(単位:mm)

図 100 寸法図(単位:mm)

(表 3-2)

事業報告の概要(役員等管理職の関与)と事業			
(管理職部)			
事業報告の総括(役員等)と事業			
【特記事項】			
①現状	事業報告の概要		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
②計画	【目標】		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
事業報告の概要(役員等)と事業			
①現状			
②計画			

(表 3-3)

役員等管理職の関与(役員等)と事業			
【特記事項】			
①現状	事業報告の概要		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
②計画	【目標】		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
役員等管理職の関与(役員等)と事業			
①現状			
②計画			

(役員等(役員等))

(表 3-4)

役員等管理職の関与(役員等)と事業			
【特記事項】			
①現状	事業報告の概要		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
②計画	【目標】		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
事業報告の概要(役員等)と事業			
【特記事項】			
①現状	事業報告の概要		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1
②計画	【目標】		
	① 役員等 (2) 役員等(役員等)	1	1

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）（印刷用紙）※紙質、サイズ等必ずご確認ください。

特別管理資産取扱い届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名
(印名)

届出者 姓 名
氏 名
(個人にあっては、住所及び代表者の氏名)

電話番号

取扱いの内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出による課税状況の届出等については、取扱いの内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

取扱いの所在地

届出の理由

届出年月日 年 月 日
(日本国憲法第 97条4号)

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）（印刷用紙）※紙質、サイズ等必ずご確認ください。

特別管理資産取扱い届出書

年 月 日

届出者氏名 姓 名
(印名)

届出者 姓 名
氏 名
(個人にあっては、住所及び代表者の氏名)

電話番号

取扱いの内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出による課税状況の届出等については、取扱いの内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

事業所の名称

事業所の所在地

計画期間

当該事業に際して行われている事業に関する事項

①事業の概要

②事業の規模

③従業員数

④特別管理資産取扱いの届出の内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出による課税状況の届出等については、取扱いの内容及び届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

(日本国憲法第 97条4号)

(第1項)

特別管理資産取扱いの届出に際する事項

(管理目的)

特別管理資産取扱いの届出に際する事項

【計画的（年別）実績】

特別管理資産取扱いの届出

①現状 計 画 数 1 1
(これまでに実績した数値)

【目標】

特別管理資産取扱いの届出

②計画 計 画 数 1 1
(今後実施する予定の数値)

特別管理資産取扱いの届出に際する事項

①現状 今後実施する予定の数値が特別管理資産取扱いの届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

②計画 今後実施する予定の数値が特別管理資産取扱いの届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

(第2項)

特別管理資産取扱いの届出に際する事項

0.1月6特別管理資産取扱いの届出に際する事項

【計画的（年別）実績】

特別管理資産取扱いの届出

①現状 計 画 数 1 1
(これまでに実績した数値)

【目標】

特別管理資産取扱いの届出

②計画 計 画 数 1 1
(今後実施する予定の数値)

特別管理資産取扱いの届出に際する事項

①現状 今後実施する予定の数値が特別管理資産取扱いの届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

②計画 今後実施する予定の数値が特別管理資産取扱いの届出に際する法律第13条の3第1項の届出に準じて行われなければならないことにより届出がなされる。

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

(第 4 項)

【注】		
【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

① 株式会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

② 有限会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

(第 5 項)

【注】		
【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

① 株式会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

② 有限会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

(第 6 項)

【注】		
【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

① 株式会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

② 有限会社

【注】	1	1
※当年度終了時点の数値		
(※当年度終了時点の数値)		

- (第 5 項)
- 1 押当物の権利が行使できない状態となること。
 - 2 「押当物の権利」の権利は、日本管轄裁判所の裁判官が認めることとする。
 - 3 「押当物管理業務委託契約」は、日本管轄裁判所の裁判官が認めることとする。但し、押当物管理業務委託契約が履行不能となる場合は、押当物管理業務委託契約を履行不能とするものとする。
 - 4 押当物には、押当物の押当権者等が所有権を行使し得るものとして、①-⑩の権利が行使され、①-⑩の権利は、押当物の権利として行使されるものとする。
 - ① 権利 所有権
 - ② 権利 占有権
 - ③ 権利 使用権
 - ④ 権利 収益権
 - ⑤ 権利 処分権
 - ⑥ 権利 質権
 - ⑦ 権利 留置権
 - ⑧ 権利 差押え権
 - ⑨ 権利 仮差押え権
 - ⑩ 権利 強制執行権
 - 5 押当物の権利は、押当物の権利として行使されるものとする。但し、押当物の権利が行使できない状態となる場合は、押当物の権利を行使できないものとする。
 - 6 押当物の権利は、押当物の権利として行使されるものとする。但し、押当物の権利が行使できない状態となる場合は、押当物の権利を行使できないものとする。
 - 7 「電子押当物管理業務委託契約」は、日本管轄裁判所の裁判官が認めることとする。但し、電子押当物管理業務委託契約が履行不能となる場合は、電子押当物管理業務委託契約を履行不能とするものとする。

1 電子押当物の権利は、押当物の権利として行使されるものとする。但し、電子押当物の権利が行使できない状態となる場合は、電子押当物の権利を行使できないものとする。

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

押当物の種類	押当物の権利	押当物の権利の行使		押当物の権利の行使の状況	
		権利の種類	権利の行使の状況	権利の種類	権利の行使の状況
現金	所有権	所有権	所有権	所有権	所有権
現金	占有権	占有権	占有権	占有権	占有権
現金	使用権	使用権	使用権	使用権	使用権
現金	収益権	収益権	収益権	収益権	収益権
現金	処分権	処分権	処分権	処分権	処分権
現金	質権	質権	質権	質権	質権
現金	留置権	留置権	留置権	留置権	留置権
現金	差押え権	差押え権	差押え権	差押え権	差押え権
現金	仮差押え権	仮差押え権	仮差押え権	仮差押え権	仮差押え権
現金	強制執行権	強制執行権	強制執行権	強制執行権	強制執行権

1 電子押当物の権利は、押当物の権利として行使されるものとする。但し、電子押当物の権利が行使できない状態となる場合は、電子押当物の権利を行使できないものとする。

(第 1 項)

備考
 1. 「開業」とは、営業を始めたこと（開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す）を指す。
 2. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 3. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 4. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。

開業
 氏名
 住所
 代表者の氏名
 代表者の住所
 代表者の氏名
 代表者の住所

(日本書式様式 A 頁 4 番)

様式第五号の五（第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

(第 1 項)

備考
 1. 「開業」とは、営業を始めたこと（開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す）を指す。
 2. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 3. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 4. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。

開業
 氏名
 住所
 代表者の氏名
 代表者の住所
 代表者の氏名
 代表者の住所

(日本書式様式 A 頁 4 番)

様式第五号の六（第八条の三十八の九関係）

(第 1 項)

備考
 1. 「開業」とは、営業を始めたこと（開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す）を指す。
 2. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 3. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。
 4. 「開業」は、開業の意思を表明し、かつ、開業の準備が完了したことを指す。

開業
 氏名
 住所
 代表者の氏名
 代表者の住所
 代表者の氏名
 代表者の住所

(日本書式様式 A 頁 4 番)

(第3項)

役員候補者の名字（法 人候補者の場合は なすまことの姓を はたしあとの姓を あとの候補者名として 記載）	氏名	年齢	性別	職別
	氏名	年齢	性別	職別
役員候補者の住所（法 人候補者の場合は 所在地）	住所	所在地	所在地	所在地
	住所	所在地	所在地	所在地

役員候補者の任期（法
人候補者の場合は
任期）

任期	年	月	日
任期	年	月	日

役員候補者の職別（法
人候補者の場合は
職別）

職別	氏名	年齢	性別
職別	氏名	年齢	性別

役員候補者の職別（法
人候補者の場合は
職別）

職別	氏名	年齢	性別
職別	氏名	年齢	性別

(第3項)

役員候補者の名字（法 人候補者の場合は なすまことの姓を はたしあとの姓を あとの候補者名として 記載）	氏名	年齢	性別	職別
	氏名	年齢	性別	職別
役員候補者の住所（法 人候補者の場合は 所在地）	住所	所在地	所在地	所在地
	住所	所在地	所在地	所在地

役員候補者の任期（法
人候補者の場合は
任期）

任期	年	月	日
任期	年	月	日

役員候補者の職別（法
人候補者の場合は
職別）

職別	氏名	年齢	性別
職別	氏名	年齢	性別

役員候補者の職別（法
人候補者の場合は
職別）

職別	氏名	年齢	性別
職別	氏名	年齢	性別

備考
1 候補は記入したくない。
2 「役員候補者」の欄に「役員候補者の候補者」の欄に記載する場合は、この欄に記載すること。
3 「役員」の欄に記載する場合は、候補者となる氏名、住所、性別、年齢、職別、任期

行先住所に記入する場合は、住所、郵便番号、電話番号、Eメールを記載する。
4 欄外に候補者名を記載する場合は、この欄に記載すること。
5 欄外に候補者名を記載する場合は、この欄に記載すること。

様式第六号の二（第九條の二関係）

(第3項)

1. 事業の名称	事業の名称
2. 取次ぎ業務の相手（特許等関係業務）の名称及び事業内容	事業の内容
3. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
4. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
5. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
6. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
7. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
8. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
9. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容
10. 取次ぎ業務の内容	取次ぎ業務の内容

備考 取次ぎ（特許等）業務の相手（事業内容）の欄に記載すること。
(日本電気株式会社 発行)

様式第六号の二（第九條の二関係）

(第 2 項)

3. 事業報告の概要

(1) 事業の概要

事業の区分	自費事業経費等 (2)事業費等	借入金等 (3)借入金	借入金以外 (4)借入金	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

事業所の所在地

事業所の所在地 (注) 12 月の決算報告を添付すること。

(2) その他の事業報告の概要

事業報告等の名称	期 間	種 類	備 考

(第 3 項)

① 事業報告及び財務報告の概要

※ 事業報告及び財務報告の概要は、事業報告及び財務報告の概要を添付すること。

(第 4 項)

4. 事業報告等の内容及びその内容 (事業報告の概要、財務報告の概要を「注」の項に、別添付として添付すること。)

決算報告の作成

報告書等の名称	年 月 日現在	
	年 月 日	年 月 日
事業報告書		
財務報告書		
その他		

(第 5 項)

5. 環境適合性に関する事項 (環境に配慮した事業の実施、事業報告及び財務報告の概要に「注」の項に添付すること。)

(様式第7号)

誓約書

申請者は、医薬物の生産及び流通に関する法律並びに関係する規程等に基づき、
当該しない事であることを誓約します。

年 月 日

申請者
住所
氏名
(法人にあっては代表取締役の氏名)

様式第七号（第十条の二関係）

様式第七号（第十条の二関係）（申請書等）
申請者及び関係する者

<p>申請番号 承認済医薬品承認申請書</p>	
<p>住所 氏名 (法人にあっては、代表取締役の氏名)</p>	<p>申請者 住所 氏名 (法人にあっては代表取締役の氏名)</p>
<p>医薬物の生産及び流通に関する法律（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>許可の年月日 年月日</p>	<p>年月日</p>
<p>1. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>2. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>3. 許可の条件</p>	<p>年月日 (内 部)</p>
<p>4. 許可の変更又は変更の状況</p>	<p>年月日 (内 部)</p>
<p>5. 申請と許可の有無 申請と許可の有無 年月日 (内 部)</p>	<p>申請と許可の有無 年月日 (内 部)</p>
<p>6. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>

備考
右表が存在する許可証については、申請と許可の有無の記載は不要とする
こと。
(日本医薬品法 第1条第1項)

様式第七号の二（第十条の二関係）

様式第七号の二（第十条の二関係）（申請書等）
申請者及び関係する者

<p>申請番号 承認済医薬品承認申請書</p>	
<p>住所 氏名 (法人にあっては、代表取締役の氏名)</p>	<p>申請者 住所 氏名 (法人にあっては代表取締役の氏名)</p>
<p>医薬物の生産及び流通に関する法律（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>許可の年月日 年月日</p>	<p>年月日</p>
<p>1. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>2. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>
<p>3. 許可の条件</p>	<p>年月日 (内 部)</p>
<p>4. 許可の変更又は変更の状況</p>	<p>年月日 (内 部)</p>
<p>5. 申請と許可の有無 申請と許可の有無 年月日 (内 部)</p>	<p>申請と許可の有無 年月日 (内 部)</p>
<p>6. 承認済医薬品承認申請書（第1条第1項）第...条の規定に基づき、 承認済医薬品承認申請書</p>	<p>承認済医薬品承認申請書</p>

様式第九号（第十条の六関係）

注1 4 審査員候補者が指定の人数を超えないこと。 5 印刷刷数
--

様式第九号（第十条の六関係）（印刷刷数：1巻、印刷枚数：157頁）

申請書 選挙権者及び候補者に関する事項 申請書 選挙権者に関する事項 候補者に関する事項 選挙権者及び候補者に関する事項	
1 選挙区 2 選挙区 3 選挙区 4 選挙区	5 選挙区

様式第九号の二（第十条の六関係）

様式第九号の二（第十条の六関係）（印刷刷数：1巻、印刷枚数：157頁）

申請書 選挙権者及び候補者に関する事項 申請書 選挙権者に関する事項 候補者に関する事項 選挙権者及び候補者に関する事項	
1 選挙区 2 選挙区 3 選挙区 4 選挙区	5 選挙区

様式第十号（第十条の九関係）

様式第十号（第十条の九関係）（印刷刷数：1巻、印刷枚数：157頁）

申請書 選挙権者及び候補者に関する事項 申請書 選挙権者に関する事項 候補者に関する事項 選挙権者及び候補者に関する事項	
1 選挙区 2 選挙区 3 選挙区 4 選挙区	5 選挙区

① (事業概要欄の別添録①の設置の予定を要している場合は記入)	
設置の旨と事業の種別・種別・設置の経緯	
② 事業概要欄(別添録①)	

(日本国籍者 記入欄)

(第2項)

申請者(個人である場合は)				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

(第3項)

① 行政事務取扱費の2000円以上の自給式又は自給式以外の自給式(2000円以上の自給式)の設置を予定している事業(申請者が自ら設置する場合はこの限りでない。設置費又は設置費に相当する費用を負担している場合はこの限りでない。)				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

② 申請者が法人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

③ 申請者が個人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

④ 申請者が法人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

⑤ 申請者が個人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

様式第十一号(第十条の十関係)

(第1項)

事業概要欄(別添録①)

申請者(個人である場合は)				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				
「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

申請者が法人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

申請者が個人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

申請者が法人である場合は

「(ふりがな)」	姓	名	年	月
氏名	姓	名	年	月
性別				
住所				

(様式第13号)

発行済普通株式の500以上の法人の株式を有する株式会社募集の500以下
以上の株式を有する社員数がある多量な出資者の法人である場合に於いて、募集要項又は募集要項に代る募集要項の取扱い

発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額

出資者の他に定款する事項、(出資者に当該出資人があつた場合)

出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額

備考

1. 本欄は記入しなさい。
2. 「出資者」の欄は、「出資者の他に定款する事項」または「出資者に代る募集要項」に記載する場合、出資者の氏名及び出資の額を記載する。この欄に記載された事項は、その募集要項に準ずることとする。
3. 「出資者」の欄に記載する場合は、募集要項に記載の氏名、住所、親縁関係、発行済株式の保有状況等を記載し、署名、捺印を併せて記載することとする。

発行者の住所

〒 _____ 番 _____ 号 _____

住所

〒 _____ 番 _____ 号 _____

住所

〒 _____ 番 _____ 号 _____

住所

〒 _____ 番 _____ 号 _____

住所

〒 _____ 番 _____ 号 _____

様式第十三号（第十条の十四関係）

様式第十三号（第十条の十四関係）（発行済株式の500以上の法人の株式を有する株式会社募集の500以下の株式を有する社員数がある多量な出資者の法人である場合に於いて、募集要項又は募集要項に代る募集要項の取扱い）

発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額

出資者の他に定款する事項、(出資者に当該出資人があつた場合)

出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額

備考

1. 本欄は記入しなさい。
2. 「出資者」の欄は、「出資者の他に定款する事項」または「出資者に代る募集要項」に記載する場合、出資者の氏名及び出資の額を記載する。この欄に記載された事項は、その募集要項に準ずることとする。
3. 「出資者」の欄に記載する場合は、募集要項に記載の氏名、住所、親縁関係、発行済株式の保有状況等を記載し、署名、捺印を併せて記載することとする。

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

様式第十三号の二（第十条の十四関係）（発行済株式の500以上の法人の株式を有する株式会社募集の500以下の株式を有する社員数がある多量な出資者の法人である場合に於いて、募集要項又は募集要項に代る募集要項の取扱い）

発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額
発行済株式の 種類	株 名	出資の額

出資者の他に定款する事項、(出資者に当該出資人があつた場合)

出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額
出資者の 氏名	株 名	出資の額

備考

1. 本欄は記入しなさい。
2. 「出資者」の欄は、「出資者の他に定款する事項」または「出資者に代る募集要項」に記載する場合、出資者の氏名及び出資の額を記載する。この欄に記載された事項は、その募集要項に準ずることとする。
3. 「出資者」の欄に記載する場合は、募集要項に記載の氏名、住所、親縁関係、発行済株式の保有状況等を記載し、署名、捺印を併せて記載することとする。

様式第十四号（第十条の十六関係）（別紙記載の記載事項を記載する場合は一欄毎に「○」を記入し、空欄は「×」を記入する）

<p>特許権者</p> <p>姓 名</p> <p>年 月 日</p>	
<p>〒</p> <p>番 号</p> <p>市 街 町</p> <p>番 号</p> <p>氏 名</p> <p>(個人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>	
<p>特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	
<p>事業の種類</p> <p>(特許権行使の範囲を定める特許権者の事業の種類)</p>	<p>事業の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>事業の名称</p> <p>(特許権行使の範囲を定める特許権者の事業の名称)</p>	<p>事業の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	

<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
---	----------------------------

(日本国国内) (A 14 号)

(表2)

<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>

<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>
<p>特許権者が特許権行使の範囲を定める特許権者の住所及び特許権に附する発明第1項の4項各号の規定により、特許権者の特許権行使の範囲を定める特許権者の特許権行使の範囲を記載する。</p>	<p>特許権者の住所</p> <p>電話番号</p>

5. 船舶証券が船主の利益に、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
6. 同項第3号の利益に、申請主を除く第3号、第4号、第5号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
7. 同項第3号の利益に、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
8. 同項第3号の利益に、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
9. 「担保提供人」は、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
10. 「担保提供人」は、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。
11. 同項第3号の利益に、申請主を除く第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の3に附する船舶の所有権を担保に提供すること。

印字欄の欄

様式第十九号（第十二条の四関係）

様式第十九号（第十二条の四関係）（申請書用紙）（表紙）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）

産業損害賠償責任保険証券		年 月 日
経理事務	姓 名	
	申請書	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
産業物の危険及び損害に関する法律第16条の3第2項（経過措置の2の4第7条において準用する場合を含む。）の規定により、産業損害賠償責任の担保手続を完了するため、諸関係者に次のとおり通知いたします。		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	号
設 置 場 所		
建設の年月日	年 月 日	
担保期間の予定年月日	年 月 日	
送 付 欄		

（日本産業賠償 表紙）

様式第二十号（第十二条の五関係）

様式第二十号（第十二条の五関係）（申請書用紙）（表紙）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）

産業損害賠償責任保険証券		年 月 日
経理事務	姓 名	
	申請書	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
産業物の危険及び損害に関する法律第16条の3第2項（経過措置の2の4第7条において準用する場合を含む。）の規定により、産業損害賠償責任の担保手続を完了するため、諸関係者に次のとおり通知いたします。		
許可の年月日	年 月 日	号
設 置 場 所		
建設の年月日	年 月 日	
担保期間の予定年月日	年 月 日	
送 付 欄		
備 考 事 項	1. 船舶の運航に当たっては、各関係者に通知すること。 2. 申請書の提出に要する1号の通知書に添付するに当たって、申請書の提出に要する2号の通知書に添付すること。 3. 船舶の運航に要する1号の通知書に添付するに当たって、申請書の提出に要する2号の通知書に添付すること。	

（日本産業賠償 表紙）

様式第二十号の二（第十二条の五の二関係）

様式第二十号の二（第十二条の五の二関係）（申請書用紙）（表紙）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）（印刷番号）

産業損害賠償責任保険証券		年 月 日
経理事務	姓 名	
	申請書	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	（個人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
産業物の危険及び損害に関する法律第16条の3第2項（経過措置の2の4第7条において準用する場合を含む。）の規定により、産業損害賠償責任の担保手続を完了するため、諸関係者に次のとおり通知いたします。		
産業損害賠償責任の担保期間		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	号
送付欄の欄		

（日本産業賠償 表紙）

事項(個人で本人・未成年者)				
(法人的区分) 氏名	姓	名	姓	名
(法人的区分) 住所	番	号	番	号
(法人的区分) 電話番号	番	号	番	号
(法人的区分) 生年月日	年	月	日	
(法人的区分) 氏名	姓	名	姓	名
(法人的区分) 住所	番	号	番	号
(法人的区分) 電話番号	番	号	番	号
(法人的区分) 生年月日	年	月	日	
(法人的区分) 氏名	姓	名	姓	名
(法人的区分) 住所	番	号	番	号
(法人的区分) 電話番号	番	号	番	号
(法人的区分) 生年月日	年	月	日	

事項(役員)				
役員(任意で個人で本人・未成年者)	氏名	役職名・呼称	本	席
(法人的区分) 氏名	役職名・呼称	本	席	
(法人的区分) 住所				
(法人的区分) 電話番号				
(法人的区分) 生年月日				
(法人的区分) 氏名	役職名・呼称	本	席	
(法人的区分) 住所				
(法人的区分) 電話番号				
(法人的区分) 生年月日				

② 株式会社以外の法人に役員を就任する場合は、役員の内閣府、独立行政法人の役員に就任する旨を記載する。また、役員の内閣府、独立行政法人の役員に就任する旨を記載する。また、役員の内閣府、独立行政法人の役員に就任する旨を記載する。

様式第二十三号(第十二条の十二関係)

事項(役員)				
役員(任意で個人で本人・未成年者)	氏名	役職名・呼称	本	席
(法人的区分) 氏名	役職名・呼称	本	席	
(法人的区分) 住所				
(法人的区分) 電話番号				
(法人的区分) 生年月日				
(法人的区分) 氏名	役職名・呼称	本	席	
(法人的区分) 住所				
(法人的区分) 電話番号				
(法人的区分) 生年月日				

様式第二十五号の三 (第十二条の十一の十関係) (内務省令第一四七号) (昭和十一年四月一日現在)

勸業収捐納付書

年 月 日

住 居
氏 名
(法人に於ては、名称及び代表者の姓名)
住所
〒

納付書の内容及び納付の種別に関する法律第百三十三条の三第1項の規定により、
勸業納付書の納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。

納付記録簿		冊
(枚数)		
納付の年月日	年 月 日	
納付の金額	円	
納付の種別		
納付の場所		
納付の方法		
納付の経路		
納付の備考		

備考
1. 納付書の添付を要する事項は、納付書の納付記録簿に添付する納付記録簿の添付書類とする。
2. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
3. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
4. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
5. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
(日本書式規格 A 列 4 番)

様式第二十五号の四 (第十二条の十一の十一関係) (内務省令第一四七号) (昭和十一年四月一日現在)

勸業収捐納付書

年 月 日

納付記録簿
冊
(枚数)

住 居
氏 名
(法人に於ては、名称及び代表者の姓名)
住所
〒

納付書の内容及び納付の種別に関する法律第百三十三条の三第1項の規定により、
勸業納付書の納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。

納付記録簿		冊
(枚数)		
納付の年月日	年 月 日	
納付の金額	円	
納付の種別		
納付の場所		
納付の方法		
納付の経路		
納付の備考		

備考
1. 納付書の添付を要する事項は、納付書の納付記録簿に添付する納付記録簿の添付書類とする。
2. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
3. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
4. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
5. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
(日本書式規格 A 列 4 番)

様式第二十五号の五 (第十二条の十一の十一関係) (内務省令第一四七号) (昭和十一年四月一日現在)

勸業収捐納付書

年 月 日

納付記録簿
冊
(枚数)

住 居
氏 名
(法人に於ては、名称及び代表者の姓名)
住所
〒

納付書の内容及び納付の種別に関する法律第百三十三条の三第1項の規定により、
勸業納付書の納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。

納付記録簿		冊
(枚数)		
納付の年月日	年 月 日	
納付の金額	円	
納付の種別		
納付の場所		
納付の方法		
納付の経路		
納付の備考		

備考
1. 納付書の添付を要する事項は、納付書の納付記録簿に添付する納付記録簿の添付書類とする。
2. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
3. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
4. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
5. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
(日本書式規格 A 列 4 番)

様式第二十六号 (第十二条の十一の十二関係) (内務省令第一四七号) (昭和十一年四月一日現在)

勸業収捐納付書

年 月 日

納付記録簿
冊
(枚数)

住 居
氏 名
(法人に於ては、名称及び代表者の姓名)
住所
〒

納付書の内容及び納付の種別に関する法律第百三十三条の三第1項の規定により、
勸業納付書の納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。

納付記録簿		冊
(枚数)		
納付の年月日	年 月 日	
納付の金額	円	
納付の種別		
納付の場所		
納付の方法		
納付の経路		
納付の備考		

備考
1. 納付書の添付を要する事項は、納付書の納付記録簿に添付する納付記録簿の添付書類とする。
2. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
3. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
4. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
5. 納付記録簿は、納付記録簿の添付書類として添付を要する事項であることを証する。
(日本書式規格 A 列 4 番)

(第 1 項)

申請者(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
指定代理人(申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合)			
指定代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生 年 月 日	住 所	職 業
代理人(法人(団体)で本会事務所)			
法人(団体)の名称	代表者の氏名	住 所	職 業
役員(申請書の送達人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業

(第 2 項)

申請者(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
指定代理人(申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合)			
指定代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生 年 月 日	住 所	職 業
代理人(法人(団体)で本会事務所)			
法人(団体)の名称	代表者の氏名	住 所	職 業
役員(申請書の送達人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業

備考

- 1 「申請」は記入しないこと。
- 2 「指定代理人」とは申請書(「申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合」)の欄に、指定するすべての事項を記入することとし、記載しなくてもよい事項は、申請書に記入しないこととする。
- 3 「役員」の欄に記載する役員は、職務を執行する役員、取締役、監事、監査役であることとする。

1 「申請」は記入しないこと。
 2 「指定代理人」とは申請書(「申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合」)の欄に、指定するすべての事項を記入することとし、記載しなくてもよい事項は、申請書に記入しないこととする。
 3 「役員」の欄に記載する役員は、職務を執行する役員、取締役、監事、監査役であることとする。

様式第二十七号(第十二条の十一の二(申請書)) (申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合)

(第 1 項)

申請者(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
指定代理人(申請書の送達(届達)の記録を証明する等に指定する法定代理人である場合)			
指定代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業
代理人(個人で本会事務所)			
氏名	生 年 月 日	住 所	職 業
代理人(法人(団体)で本会事務所)			
法人(団体)の名称	代表者の氏名	住 所	職 業
役員(申請書の送達人で本会事務所)			
氏名	生年月日	住 所	職 業

(表 1) (表 2)

住所			
氏名	姓	名	所
性別			
氏名	姓	名	所
年齢			
氏名	姓	名	所
職業			
氏名	姓	名	所
職業			

① 協賛有価証券の100%以上の株式を有する株式会社協賛の100%以上の株を有する株式会社(協賛株式会社)の協賛者

協賛有価証券の種類	株数	出資の額
協賛有価証券の種類	株数	出資の額
(より少ない) 協賛有価証券の種類	株数	出資の額
(より少ない) 協賛有価証券の種類	株数	出資の額

(表 3)

住所			
氏名	姓	名	所
性別			
氏名	姓	名	所
年齢			
氏名	姓	名	所
職業			
氏名	姓	名	所
職業			

① 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿

協賛者名簿	株数	出資の額
協賛者名簿	株数	出資の額
(より少ない) 協賛者名簿	株数	出資の額
(より少ない) 協賛者名簿	株数	出資の額

(表 4)

住所			
氏名	姓	名	所
性別			
氏名	姓	名	所
年齢			
氏名	姓	名	所
職業			
氏名	姓	名	所
職業			

① 協賛有価証券の100%以上の株式を有する株式会社協賛の100%以上の株を有する株式会社(協賛株式会社)の協賛者

協賛有価証券の種類	株数	出資の額
協賛有価証券の種類	株数	出資の額
(より少ない) 協賛有価証券の種類	株数	出資の額
(より少ない) 協賛有価証券の種類	株数	出資の額

5. 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿

- 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿
- 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿
- 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿
- 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿
- 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿

6. 協賛者名簿に記載のある協賛者(協賛者)の協賛者名簿

① 運送物の届出及び届出後
の処分、運送物の届出後
の処分

備考
1. 輸入の一環許可を受けた者については、①～⑤項目が適用した場合は、
①及び②項目は③～⑤項目の輸入品に適用される旨を記載するようとする。また、
2. 運送物を行う者の届出事項は、①～⑤項目に「受取人の住所」と
記載し、送付先住所を記載した別紙を添付すること。また、
3. ①～⑤項目は、輸入品の届出事項を記載した別紙に、①～⑤項目の輸入品と
に届出輸入品と異なる運送物が混入した旨を記載し、届出すること。
(日本国国境法 第49条第4項)

様式第三十号（第十二条の二十五関係）（印刷番号：148、印刷枚数：10）
印刷単位：10センチメートル×10センチメートル

運送物届出書（運送物届出書）（印刷番号：148、印刷枚数：10）
(国境法)

届出者 氏名 住所 電話番号	期 年 月 日 半鐘 位 分 時 分 (記入については、各表及び付属書の氏名)
運送物の届出及び届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号
① 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号
② 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号
③ 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号
④ 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号
⑤ 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出) 運送物の届出後 の処分(届出)	電話番号

① 運送物の届出及び届出後
の処分、運送物の届出後
の処分

備考
1. 輸入の一環許可を受けた者については、①～⑤項目が適用した場合は、
①及び②項目は③～⑤項目の輸入品に適用される旨を記載するようとする。また、
2. 運送物を行う者の届出事項は、①～⑤項目に「受取人の住所」と
記載し、送付先住所を記載した別紙を添付すること。また、
3. ①～⑤項目は、輸入品の届出事項を記載した別紙に、①～⑤項目の輸入品と
に届出輸入品と異なる運送物が混入した旨を記載し、届出すること。
(日本国国境法 第49条第4項)

① 運送物の届出及び届出後
の処分、運送物の届出後
の処分

備考
1. 輸入の一環許可を受けた者については、①～⑤項目が適用した場合は、
①及び②項目は③～⑤項目の輸入品に適用される旨を記載するようとする。また、
2. 運送物を行う者の届出事項は、①～⑤項目に「受取人の住所」と
記載し、送付先住所を記載した別紙を添付すること。また、
3. ①～⑤項目は、輸入品の届出事項を記載した別紙に、①～⑤項目の輸入品と
に届出輸入品と異なる運送物が混入した旨を記載し、届出すること。
(日本国国境法 第49条第4項)

備考
1. ①～⑤項目は、輸入品の届出事項を記載した別紙に、①～⑤項目の輸入品と
に届出輸入品と異なる運送物が混入した旨を記載し、届出すること。
(日本国国境法 第49条第4項)

印字用紙

様式第三十一号(第十二条の十二の二十五関係)

様式第三十一号(第十二条の十二の二十五関係)(内務省令第一〇九号、令第一〇九号)
(様式)

産業労働者輸送設備内容変更届出書

届出書
届出者
氏名
住所(〒) 及び電話番号
電話番号

産業労働者輸送設備に関する法律施行規則(第四十二條)の定めに基づき、輸送設備の内容を変更するに当たり、届出を提出する旨を届出する。

届出の届出
届出番号

届出の届出	年 月 日	届 出 号
届出の届出		
届出の届出		

(日本産業規格 A 914 第 4 頁)

様式第三十一号の二(第十二条の十二の二十五関係)

様式第三十一号の二(第十二条の十二の二十五関係)(内務省令第一〇九号、令第一〇九号)
(様式)

分科試験の用に供する産業労働者輸送届出書

届出書
届出者
氏名
住所(〒) 及び電話番号
電話番号

産業労働者輸送設備に関する法律施行規則(第四十二條)の定めに基づき、輸送設備の内容を変更するに当たり、届出を提出する旨を届出する。

届出の届出
届出番号

届出の届出	年 月 日	届 出 号
届出の届出		
届出の届出		

(日本産業規格 A 914 第 4 頁)

印字用紙

産業労働者輸送設備内容変更届出書

届出書
届出者
氏名
住所(〒) 及び電話番号
電話番号

産業労働者輸送設備に関する法律施行規則(第四十二條)の定めに基づき、輸送設備の内容を変更するに当たり、届出を提出する旨を届出する。

届出の届出
届出番号

届出の届出	年 月 日	届 出 号
届出の届出		
届出の届出		

(日本産業規格 A 914 第 4 頁)

様式第三十五号の三(第十三条の四関係) (印字数:約1,500文字/縦横:約260mm×440mm)

郵送併用可能		期	年	月	日
申付先		届出書			
住所		姓			
支店		名			
電話番号		姓			
個人については、郵便及び代書者の氏名		電話番号			
郵便番号		年 月 日付付付送付先との有価証券併用可能等に関する以下の事項について変更する等、内容物の記載及び印刷に関する法律第16条の2第1項の規定により、改訂履歴及び改訂を添付して提出する。			
改訂する事項の内容(改訂前の住所(変更番号)は変更する事項)		期			
住所		年	月	日	期
郵便番号					
改訂する事項		送付先住所			
改訂する事項		送付先住所			

備考
1. この届出書は、届出後1週間以内を目途に提出すること。
2. 改訂しその届出書の内容が変更するところがない場合は、同様に「変更のなかり」と記載し、この様式の併用により作成した郵便物を添付するもの。

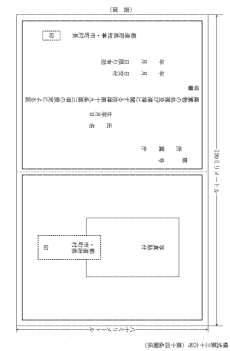
(日本郵政公社 発行)

様式第三十五号の四(第十三条の十一関係) (印字数:約1,500文字/縦横:約260mm×440mm)

郵送併用可能		期	年	月	日
申付先		届出書			
住所		姓			
支店		名			
電話番号		姓			
個人については、郵便及び代書者の氏名		電話番号			
郵便番号		年 月 日付付付送付先との有価証券併用可能等に関する以下の事項について変更する等、内容物の記載及び印刷に関する法律第16条の2第1項の規定により、改訂履歴及び改訂を添付して提出する。			
改訂する事項の内容(改訂前の住所(変更番号)は変更する事項)		期			
住所		年	月	日	期
郵便番号					
改訂する事項		送付先住所			
改訂する事項		送付先住所			

備考
1. この届出書は、届出後1週間以内を目途に提出すること。
2. 改訂しその届出書の内容が変更するところがない場合は、同様に「変更のなかり」と記載し、この様式の併用により作成した郵便物を添付するもの。

(日本郵政公社 発行)



(注 1) 郵便物に貼るべき郵便料金は、郵便局に届いた郵便物の郵便料金を基礎として、郵便物の重量、容積、内容物の種類等に基づき算定される。郵便物の重量は、郵便物の重量を正確に測定し、郵便物の容積は、郵便物の容積を正確に測定し、郵便物の内容物の種類は、郵便物の内容物の種類を正確に測定し、郵便物の郵便料金は、郵便物の郵便料金を基礎として算定される。

(注 2) 郵便物の重量、容積、内容物の種類等に基づき算定される郵便料金は、郵便物の重量、容積、内容物の種類等に基づき算定される。郵便物の重量は、郵便物の重量を正確に測定し、郵便物の容積は、郵便物の容積を正確に測定し、郵便物の内容物の種類は、郵便物の内容物の種類を正確に測定し、郵便物の郵便料金は、郵便物の郵便料金を基礎として算定される。

(注 3) 郵便物の重量、容積、内容物の種類等に基づき算定される郵便料金は、郵便物の重量、容積、内容物の種類等に基づき算定される。郵便物の重量は、郵便物の重量を正確に測定し、郵便物の容積は、郵便物の容積を正確に測定し、郵便物の内容物の種類は、郵便物の内容物の種類を正確に測定し、郵便物の郵便料金は、郵便物の郵便料金を基礎として算定される。